

令和5年9月愛荘町議会定例会会議録

令和5年9月11日（月）午前9時00分開議

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 報告第 3号 令和4年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 4 報告第 4号 放棄した債権の報告について
- 日程第 5 議案第47号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第48号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第49号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 8 議案第50号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第51号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第52号 令和5年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第53号 令和4年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第12 議案第54号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第13 議案第55号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第14 議案第56号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第15 議案第57号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第16 議案第58号 令和4年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて

本日の会議に付した事件

- 日程第1

追加日程第1 仮議長の選任を議長に委任する件

出席議員（13名）

1番 久保田 正利君	2番 小菅 久宣君
3番 中川 喜代和君	4番 澤田 源宏君
5番 森野 隆君	6番 村田 定君
7番 上田 太治君	8番 高橋 正夫君
9番 外川 善正君	10番 河村 善一君
11番 瀧 すみ江君	12番 竹中 秀夫君
13番 辰己 保君	

欠席議員（1名）

14番 村西 作雄君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知君	副町長	中西 功君
教育長	徳田 寿君	企画政策監兼みらい創生課長事務取扱 兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長	西川 傳和君
総務政策監	生駒秀嘉君	福祉政策監	木村美紀君
産業政策監	北川三津夫君	兼健康推進課長事務取扱	上林市治君
経営戦略課長	田中孝幸君	教育次長	久保川瑞穂君
人権政策課長	藤野知之君	兼教育振興課長事務取扱	水谷 徹也君
福祉課長	小林充周君	行革・DX推進室長	重田 祐史君
商工観光課長	阪本 崇君	兼公共施設最適配置推進室長	羽田 順行君
学校教育担当課長	奥村 晃君	くらし安全環境課長	陌間秀介君
図書館長 兼びんてまりの館館長	三浦寛二君	子ども支援課長	
		建設・下水道課長	
		生涯学習課長	
		兼国スポ・障スポ開催準備室長	

事務局職員出席者

議会事務局長	森 まゆみ	書記	伊谷 一真
--------	-------	----	-------

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○副議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。

本日、議長より欠席届が提出されております。そのため、副議長である私、河村善一が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、藤野給食センター所長より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長（河村善一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○副議長（河村善一君） 日程第1 一般質問を行います。

今期定例会は10名の一般質問通告があり、本日は8名の一般質問を行います。

議会改革条例に関する要領第9条の7において、質問時間は答弁時間を除き30分以内とし、一括方式の質問回数については3回まで、また、30分を経過した場合、その質問が終了するまで認めとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。

◇ 澤田源宏君

○副議長（河村善一君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 4番、澤田です。愛知川公民館と愛の郷について、一問一答で伺います。

この前、愛知川公民館及び愛の郷の視察がありました。愛知川公民館についてはかなり古い施設なので、解体という方向性は仕方がないと思いますが、その跡地を公園にすることには疑問が残ります。

また、愛の郷においても、今後修理が必要となるのが明白であることから、公共施設等適正管理推進事業を使い、公民館跡地に愛の郷を中心とした町民が使用できる複合施設を建設してはどうかと考えます。そして、その複合施設の1つとして新たに武道館の建設をすることを提案します。

愛荘町はアーチェリーの町となっていますが、滋賀県では愛知中学校の男女とも優勝した剣道の町として認識されていることも事実であります。その頑張っている子供たちのためにも、ぜひとも前向きに武道館の建設を考えていただきたいと思います。

公共施設等適正管理推進事業債を使えば、クリアしなければいけない要件も多々ありますが、うまく使うことで10億円の建物が5億5,000万円程度で建設できるのではないかと思います。町の見解を求めます。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 愛知川公民館と町民センターを解体した跡地に福祉施設、文化施設、体育施設の複合施設を建設する御提案を頂きました。

過去の議会、または全員協議会でも御説明をしておりますとおり、庁舎を含む9つの施設については、あり方検討委員会での議論を経て、町としての取組を進めております。

その中で、町の方針としては、町内2つの福祉センターを1拠点に集約し、いきいきセンターを町の総合的な福祉センターとして位置づけ、愛の郷を複合施設に改修することとしております。

また、愛知川公民館及び町民センターの跡地は、公園に整備することが最終的な目的ではございません。隣接する体育施設の集約を検討する際に、公民館の跡地も含めて利活用を検討できるよう構想しているものでございます。

このようなことから、まずは議会や住民説明会で御説明をしております両庁舎をはじめとする9施設の機能集約を進めさせていただき、その後、次のステップとして体育施設等の具体的な集約検討を行う必要があると考えております。

去る8月10日及び24日に、今回御質問のあった施設を含む町内11施設を見学し、今後、改修が必要と見込まれる箇所等を現地で確認しつつ、意見交換を行いました。意見交換では、多くの議員の皆様から、旧町域をまたいだ施設集約の必要性、また集約により不要となる財産の売却など、今後の検討に向け積極的な御意見を頂いたものと認識をしております。

町といたしましても、町の将来を見据え、必要とされる施設の長寿命化や集約化、他用途への転用などを考え、1つの町として時代に合った施設、また町の活性化につながる施設配置について、公共施設等適正管理推進事業債などの活用を踏まえながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） そそこでお伺いしますが、公共施設等適正管理推進事業債のメリット、デメリットがあれば教えてください。分かりやすくお願いします。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

まず、公共事業等の適正管理推進事業債でございますけれども、特に御説明をさっきいただきました充当率は90%ということで、基本的には交付税措置、元利償還金の50%を5年度、基準財政需要額に算入するために、そういったところのメリットというところがございます。ただ、全て交付税措置されるというわけではないので、借金という部分についてはデメリットかなというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） どうせ借金、借金は分かるんですよ。借金するなら、別にここに書いてますように、10億円の建物が5億5,000万円の借金でできるということで間違いはないですよ。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） まず事業債ですけれども、充当率というのは基本的に90%ということになりますので、10億円に対しまして9億円ということになります。そのうちの元利償還金分の50%を5年度で交付税措置されるということになりますので、その50%ということになりますので、半分の4億5,000万円ということになりますので、おっしゃるように5億5,000万円で建設ができるということで、議員おっしゃるとおりでございます。

○副議長（河村善一君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） この公共施設等適正管理推進事業債をどこかで使われたことはあるんですか。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 私の認識しているところでは、今のところございません。

○副議長（河村善一君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君）　　ここで、もう町長にお聞きします。何でこんないいのあるのに、なぜ使われないのか不思議でかなんのですけどね。

○副議長（河村善一君）　　町長。

○町長（有村国知君）　　総合管理計画等々の中において規定をしながら進めていくということと、あとこのもの自体がやっぱり昭和の時代に箱物行政が進んだということ、それらが全て現在、中には老朽化が進んでいる、については各基礎自治体においても、その適切な管理をしていくということが、国としても今、大変課題であるということ踏まえながら、あの起債ということがつくられたというものでございます。よって、その背景としては、やはりこの集約化というところが前提となつてということでございますし、その部分において今まで愛荘町行政に該当する事業、物件がないということでございます。

○副議長（河村善一君）　　4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君）　　この物件がないと、いっぱいあるんですよ。体育館にしろ、運動公園にしろ、集約化することは。それ、ないということは、もう今のままでずっと行くということですか。結局、私が言いたいのは、この愛知川公民館、町民センター、愛の郷、もうそこを一緒にすりゃあ、この公共事業債使えるんじゃないんですか。含めて利活用を検討できる、構想しているんですということを言いたいですか。取りあえず答えてください。

○副議長（河村善一君）　　総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君）　　今現在、この事業債につきましては、限られた要件と申しますか、ところがございます。集約化複合化事業ということになりますと、建物になりますと、全体として延べ床面積が集約することによって減少するということが大前提にもなりますし、そういったところも踏まえまして、今現在ございませんけれども、今後、将来を見据えて必要となる施設の長寿命化とか、あと集約、多用途への転用などを考えるということになりますので、そういったところの場合につきましては積極的に活用することになるかというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○副議長（河村善一君）　　4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君）　　それはそんでこういう前向きに検討していただきたいと思いますが、その公民館の跡地を公園、今のところは跡地を公園に整備することが最終

目的ではないと答弁されましたが、この最終目的と違えば、別にこの公園と違って更地にしておいて駐車場で活用したらいいと思うんですが、その辺、町長、どうのお考えですか。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） それまでの間において、それを更地にして砂利の道ということでもなく、やはり人間というのは環境の生き物でもございますのでということ、以前の議会においての答弁でもいたしてきておりますけれども、やはりそこには芝という形で、確かにその管理というところは出てはきますけれども、やはりあの部分というのは、愛知高生であったり愛知中生であったり、町内の町民の皆さんもあの道路というのは主観的にも非常に入りやすいということでもございます。そういう点では、その空間が緑を置きながらということで大変良好なものになっていくということで、あの芝生を敷いてということではまいりますということで、かねてから御答弁を申し上げてきておるものでございます。

○副議長（河村善一君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 緑、ここから15分行けば野生の猿も見られる、緑はいっぱいあるんですよ。わざわざそこに造る必要もないと思うんですけど、この緑のやつを。もうほんまに宇曾川のところへ行ったら緑だらけですよ。庁舎も集約化するときに、町長答えられましたよね。たった15分ほどで行けるのに2つも要らないと。これ、公園かて一緒の考えをしたら、結局、自然の緑がいっぱいあるところを芝生の公園にするより、そっちを活用したほうが絶対いいと思うんですけど、その辺の考えをお伺いします。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 町内に広がる様々な部分にある緑ということは大変大事だとも思いますし、それぞれの緑を愛でながらということでもよろしいかというようには存じます。今回の跡地ということに関しましては、やはりそれぞれ周囲がコンクリートというところでもございます。その地において、やっぱり緑というものが目に入ってくるということの良さということは当然にあるというふうには存じておりますので、その考えでございます。

○副議長（河村善一君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） ずっと一緒の繰り返しになるのでやめときますが、必要なも

のを建てていかないと町は衰退すると思うんです。ほかで無駄な税金を使ってるのではないかという、こういう検証はされたことはあるんですか。町長にお伺いします。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 無駄な税金を使っているというところが、ちょっとどこに関してということは何とも捉えにくいというふうに存じるものでございます。

○副議長（河村善一君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） もう全てが正しいという認識でいいんですよね。使っていることが全て正しいと。行政がやってることは全て正しいという認識でいいんですか。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今、無駄な税金ということでおっしゃっていただきましたので、それをどこということをもう少し具体的におっしゃっていただくならば、そこに対しての考えなり捉え方ということをお報告できるかなというふうには存じるものでございます。私も町政を、町長職ということをお預かりさせていただいてということでございますけれども、やっぱり合併した町として様々に着手、また見直しということに向き合わねばならないということ、事象ということやはりあるなというふう捉えておるものでございますので、そういう点に関しましては、やっぱり時宜に応じた視点ということを入れていく必要がやはりあるだろうというふうに考えております。

○副議長（河村善一君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 個々の考えはあると思うんですけど、私としてはあそこの駐車場の看板、ただの税金の無駄遣いとしか思えないんです。

こういうことで、次、そしてもう1つ、これ8番の答えとして、町の将来を見据え、必要とされる施設の長寿命化や集約化、他用途の転用などを考えてと、これ具体的に何がどういうことか。何かその計画があるなら、ざっとになってしまうので、これをちょっと細かいところを。

○副議長（河村善一君） 行革・DX推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 失礼します。

今ほど議員のほうから御質問のありました、公共施設等の適正管理推進事業債で、それぞれメニューがございます。今、御答弁させていただきましたそういった長寿命化であったり集約化、他用途の転用というのは、この事業債のそれぞれのメニューでご

ございます。現在、町のほうで公共施設の建物の個別施設計画というのを策定をしておりますが、こちらのほうに、それぞれ施設の方向性なりをうたわせていただいております。こういった方向性が計画でうたわさせていただくことで、この事業債の活用に生かせるというところがございますので、1棟1棟、84の施設がございますので、そのうち公園等の小規模な施設は除いておりますが、それぞれの主要たる施設の方向性というのはこちらのほうに記載をさせていただいているということになります。

○副議長（河村善一君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 分かりました。もう最後にします。愛の郷を複合施設に改修することとしていますという答弁があったんですけど、この愛の郷より中央公民館のほうが、こっちに集約するなら中央公民館の跡地のほうが広いし適切やと思うんですけど、その辺の考えはどうなんですか。

○副議長（河村善一君） 行革・DX推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） ありがとうございます。今、議員おっしゃっていただきました、公民館のほうが敷地的にも広いんじゃないかというようなところ辺のお話を頂きました。そういうお考えもあるかとは思いますが、ただ、今回先ほど御答弁でもさせていただきましたように、あり方の検討委員会で、まず個別計画の中の庁舎を含む9つの施設の検討を進めてきました。その中で一定、方向性を示させていただいております。今の公民館のところの跡地については、そこには隣接する愛知川の体育館なり武道館もございますので、その体育館、武道館も、これも建築年から30年、50年という、当初の建築年から経っている施設でもございますので、当然、その件も今後検討といいますか、進めていかなくてはいけないという中において、あそこを一体的な土地の活用ということで考えておりますので、そこは町といたしまして、まずは9つの施設の方向性を示させていただいて進めさせていただく、次に体育施設等を含む施設のほうの検討等を進めていくというところで進めたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○副議長（河村善一君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） もうこれでほんまに最後にします。この中央公民館の跡、公園の、芝生の公園にすると。秦の郷、今ありますよね、公園。どれだけ活用されてるんですか。あれ、売却したほうがましですよ。結局、一緒のようになるかを危惧してるだけで、今、秦の郷、現状、蚊野の公園のどこ、あれ現状、ほんまに何人の方が利

用されて、みんな喜んでいるのか、その辺疑問に思うんですけど、これ結局、公園公園で、ほんまにこの秦の郷公園、誰か本当に「あっこ、ええな」いうて利用してやる人いるんですか。犬の散歩はたまに見ますよ、確かに。だから、犬の糞捨てるだけというのか。この辺をどう、今度、中央公民館にして、犬来て、犬の糞だけということも考えられんことないでしょう。そんなこと何ですのか。全然分からないです。もう私の質問はこれで終わりますけど、その辺についての答弁だけ町長から求めておきます。

これで一般質問を終わります。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。澤田議員が様々に、未来のことであつたり現下状況ということ踏まえながら御質問を頂いたというようにも存じます。様々な施設から与える印象というのはあると思います。秦の郷に関しては、私も入らせていただく前のことでもございますけれども、庁舎を解体していくに際しては、やっぱりあそこに公園という形を設置してほしいという地域のお声があつたというようには伺っております。その地域のお声があるに際しては、やっぱり公園をというところが当時の町政であつたり町議会の皆様も、まあまあそういうことなんだろうということで、その時代時代における御判断がなされたというふうには存じておりますので、現下、秦の郷の利用状況がそんなに多くないというところは、もしかしたら御指摘としてはそうなのかもしれませんが、ただ地域、子供たちも含め、ときどき散歩をしてらっしゃったりとか、あそこで追いかけてくをしてくれたりとか、そういうところがございますので、そういう点においては、現状かなり私たちが子供の頃に比べると、そういう広場というのも結構なくなってきたというふうに思いますので、あれが全く駄目であるということは、過去の経緯からしても現状況においてはちょっと言いにくいかなというふうには捉えているものでございます。

それから、現下の中央公民館のあの地に芝生を敷いてということでもございますけれども、そこに関してもずっと芝生芝生ということはどうなのかなということが澤田議員の課題意識でいらっしゃるというふうにも思います。今回の答弁でも、それが最終的な形ではないということで御報告申し上げます。実際、以前から澤田議員は、その辺りは良好な土地で広い土地でもあるし、ああいう結構中心的土地でもあるので、しっかりと活用ができるように踏まえてほしいということはおっしゃっていただいと

って、それがゆえに、あそこの上に何かしら今建ててしまうと、ちょっと次の手が打てないものですから、そういう点では暫定的な措置としながら、砂利を敷いておくのではなくて、やっぱり芝生を敷きながら、今後改めてあの土地の活用を考えたときにどのようなことがいいのかということに際して、使える土地として留保をしておきたいというのが背景のことです。今回も御質問いただきありがとうございます。

○副議長（河村善一君） 以上で、4番、澤田議員の一般質問を終わります。

◇ 森野 隆君

○副議長（河村善一君） 一般質問を続けます。5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 5番、森野 隆です。9月の定例会一般質問、今回の質問は、役場の職場環境の改善を求めるということにつきまして、一般質問させていただきたいと思います。

最近の役場を見ていると、活気や活力のない職場に見えてきます。現に、愛荘町役場を辞めたいという声や、今の職場が辛いとの声、また定年退職を待たずして退職される職員、そして何らかの理由で休職される職員も後を絶ちません。

この愛荘町役場の職場環境を風通しの良い職場に、活気あふれる職場にするために、幾つかの質問と提案をしたいと思います。

まずは現状の確認をいたします。職員定数196人、(議会2人、町長部局144人、教育委員会50人)に対する、実際雇用している職員の数をお聞きします。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 本件は、人事担当課長よりお答えを申し上げます。

○副議長（河村善一君） 人事担当課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） それではお答え申し上げます。

本町で雇用している正規の職員は、この4月時点におきましては185名でした。その後、退職者が5名あり、8月末時点では180名となっております。

このため、即戦力の人材を確保すべく、社会人経験者を9月1日付で4名採用いたしました。これにより、現在の職員数は184名でございます。その内訳としましては、議会事務局2名、町長部局135名、教育委員会47名の体制としております。

今後、退職者数や事務量に合わせた採用計画を作成し、適正な職員配置に努めて

まいります。

以上です。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 今、担当課から適正な職員配置を行っているというような答弁を頂きました。果たして本当にその職員の数で、構成で最適な職員の数なのかということ疑問を持ちます。最近の役場も非常にケアレスミスといいますか、事務的ミス等が続いておるといのが、職員の皆さん、町長も認識されていると思います。どうしても1人に仕事集中しているのではないかと、そんなことを心配しておりますが、本当にこの数でいいのかどうか、町長、お考えをお聞かせください。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。なかなか、人数を事業拡大をするので人員募集をしたいと思っておりますというように、民間企業のようになかなか伸ばしたり下げたりということができないのが行政でございますので、その人事定数というところが省庁としてはございます。その中において充足しているかということでございますけれども、実際にはかなり各課、また時期的なところもございますけれども、負荷というところは、実際この数年のコロナに伴う様々な事務が増えたということもあって、そういう点においては、各課、各職員への負荷というところは全体として、ちょっとケースケースはありますけれども、すべからくということではなくて、この課に今、負荷があるなどか、その課において心理的にもちょっとしんどいということにおいて、休職をされてらっしゃる方においては、それを事務をサポートするというメンバーにかなり負担が生じているというところはあるというふうに存じております。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） そうなんです。少ないスタッフでよりよいサービスをするのが一番の目的です。でも、今、私が感じるのは、ちょっとそれも限界が来ているのではないかなと思っております。町長、近隣の町の状況は御存じなんでしょうか。例えばよくよく比較される日野町、日野町はですね。愛荘町の職員定数は先ほども申しましたけども196人、そして日野町の定数条例を見ていると250人、これ54人の差があるわけなんです。この差は一体何なのかと、同じような町で54人の差もあると、職員定数がですよ。これもよくよく調べますと、令和4年、昨年12月の議会で職員定数条例の一部を改正する条例の制度について提案され、原案可決となって、

前回今までが224人だったのが、26人増しの250人というような職員定数条例を改正されたわけなんです。私、これぐらい思い切ったことが何でできないのかなと思うんですけども、町長いかがでしょうか。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。日野町の数が250人ということで多いということは、前回の議会でも議論なされてるので御承知されてらっしゃると思いますけれども、愛荘町域と比較して町の土地の広さも3倍です、日野町さん。それから、町の運営、直営ということで、その公立の保育園、幼稚園、認定こども園の数が当町の3園と比べて日野町は8園と多いということもございますので、そういう点においてはつかさどってらっしゃるその施設の多さ、地べたの広さというところに起因するところが主なものであるというふうには存じておるものでございます。

あと人材的な部分で増やすということもございますけれども、それは必要に応じて増やすということはもちろんあるというふうにも思います。一方、それが今、休職という形に残念ながらなってらっしゃるということも含めて、増やしていくということの解決策ということももしかしたらあるのかもしれませんが、結構そこは固定的になるということ、行政としては懸念ということが生じているということは承知をしているものでございます。ただ、それぞれの仕事への体制とか、恐らくは本人が適性というところも含めてこの職種を選んだということにおいて、本人が本人の持っている能力やパフォーマンスをしっかりと発揮できるというその職場とのミスマッチということをやっぱり減していく、また御縁として愛荘町に奉職をされるということがあって、数十年経ってということになかなか今しんどいという方もおられますけれども、やっぱり不断の努力としてそれぞれの能力を引き上げるということは、両輪としてやっぱり必要であるであろうというふうに思いますので、より若い世代として現下、愛荘町に奉職をしてくださっている方々に対しては、やっぱりそのスキルということを引き上げていく、モチベーションを上げられるというようなところにしっかり力点を置きながら、私はもとよりでございますけれども、各課所属長も率いていきたいと考えておるものでございます。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 日野町、前回の議会でも、いろんな施設が多いからたくさん的人数が要るんだよというようなことをおっしゃいました。じゃあ、当町を見てみま

しょう。日野町にない博物館があります。図書館も2つあります。地域センターも3つあります。そういったところに職員がたくさん行ってるわけなんです。単に施設が大きいから、土地が広いから多いんですよというような答弁では通用しないです。もっと総合的に考えて、今これだけ職員が大変な目をしているということは、本当に人員がこれでいいのかということ、そこに目を向けていただきたいと思います。そして、今ほどの答弁で、職員の職場、職業、そのミスマッチというか、またスキルを上げていただかないとというようなことですが、その言葉で片付けるのは、これまた後から私、質問いたしますので、ちょっと悲しい気がいたします。これはまた後でまたお話しさせていただきます。

それでは、質問2つ目行きます。

有村町長になられて、幾つかの所属課を統合されました。その成果をお聞きます。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） これまでに行った課の統合につきましては、平成30年11月1日付で、当時の総務課の一部と管理課を統合し、新たに経営戦略課を設置するとともに、総務課内に設けていた危機管理対策室と環境対策課を合わせ、くらし安全環境課といたしました。また、長寿社会課と地域福祉課を統合し、新たに福祉課を設置いたしました。

さらに、令和3年4月1日付の組織機構の再編においては、みらい創生課にまちづくり協働課を一元化しました。また、農林商工課を分割し、農林振興課と商工観光課という課の編成も行ったところです。

これらの課の統合の目的といたしましては、縦割りの組織から横断的な組織づくりを進めていくため、関連分野の施策の連携強化を図ったものであります。

加えて、課長に権限を与えることで、迅速な意思決定と現場への指示を可能にするとともに、課の統合により新たに係長となる職員が増えることから、組織マネジメントや課内での係長間の連携を早い段階から学ぶ経験を積むことができ、職員のスキルアップと組織の強化とが図れるものです。

具体の成果につきましては、課を統合することで横のつながりが強化され、課内の職員同士で情報共有することによって、多様化する住民ニーズや複合的な課題に対し、課内で協力し合い、一丸となってその対応等に当たることができたことが大きな成果であったと感じています。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 今の御答弁ですけれども、主観的なものの見方、主観的とい
いますと、言葉変えるという、自己満足的なものの見方、それでは駄目なんですよ。
やはりここは客観的な見地から見ていただいて、本当にこの課を統合したのがこんで
良かったのかということをしつかりと、何度も申しますけれども、客観的に見ていた
だきたい。客観的というのはどういうことかと申しますと、誰が見てももっともだと
納得できる、そういったことです。そして、成果をお聞きしております。成果とい
うのは良い結果。今、だから、この結果は主観的な成果をおっしゃったわけでございま
す。住民さんは、今、有村町長になって5年でしょうか。どこの課にというのはまだ
分からんのやという声が聞こえてくるわけなんです。やはりもう少し分かりやすい課
のほうが良かったのではないか。そしてまた、もう少しコンパクトな課のほうが住民
の意見が聞きやすかったのではないかと私を私は考えております。町長、御意
見をお願いいたします。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） それぞれ時間時間、時代時代において組織というのは変わっ
ていくもんです。森野議員も、特に観光というところ、課の設定をしてほしいとい
うことを再三、議会においても御質問をなさってました。様々なそういう視点とい
うことも入れながら、私も商工観光という観光の名を冠した部局ということを変更して設置
をしたものでもございます。そういう点におきまして、様々その必要ということ、ま
た人事機構ということをそれぞれ見直しをしながら進めてきてるとということが原課の
状況でございます。以前よりはベターになったというふうにはもちろん捉えながらで
もございますし、それは森野議員の視点、森野議員の主観ということにおいては何だ
かなとお感じになってらっしゃるといこともございますし、またそれ以外の方から
すると、大変よくつくっていただいた、大変よく編組していただいたという御意見も
もちろんございます。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） それでは、質問3番目、行きます。職員配置の実態はどのよ
うにお考えでしょうか。お聞きいたします。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 現在の組織としては、議会事務局、会計室、教育委員会部局

を含め、1局1室14課、3園、3館の体制で行政運営を行っております。

組織内における職員の配置については、職員からの配属先希望、所属長や各政策監等からの意見を十分に聞き取った上で、限られたマンパワーの中、適材適所をしっかりと見極めながら行っているところです。

しかしながら、全国の自治体においても共通することですが、このコロナ禍の3年間は特に社会全体として不安感や閉塞感が大きく、また社会の各層においてコミュニケーションの確保が非常に難しい時期でもありました。通常の業務に加え、新型コロナ対策により生じたワクチン接種をはじめ、地方創生臨時交付金等による給付金の支給、生活困窮者や事業者への支援対策等により、職員に相当の負担感が生じている実態があると認識しております。

当町としては、このような時限的な業務量の増大への対応としては、会計年度任用職員の採用、民間への業務委託、日々の通常業務の平準化等により対応しているところです。基礎自治体である町として、総合計画に掲げる愛着と誇り、人とまちが共に輝くみらい創生のまちづくりを進めるため、住民サービスの向上につながる職員配置、組織体制を今後も構築してまいりたいと考えております。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 1つに、兼務職が多過ぎるのではないかと考えております。兼務職が多過ぎると、どうしても責任の所在が不明になるということ、そしてまたどうしてもお手伝い感が出てしまうというようなことを考えられますけれども、町長、いかがでしょうか。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お手伝い感が強いという御指摘は、大変頑張って頑張ってくれてる職員に対していかがかというふうに存じるところでございます。大変皆さん、使命感高くやったださっておりますので、そのことをどうかよろしくお願いを申し上げます。愛荘町行政でございます。特に町役場、また村役場というところは、限られた人員で動かしているというのが実態であるというふうにも思います。大きな市とか県というような同じ水準の人事感ということはございませんけれども、そこにいてくださる住民様には、愛荘町は他の市と比べて人事が、数が5割なので住民サービスも5割引きでいきますということは当然申し上げられません。フルスペックの行政をしっかりとお届けしようとみんなが踏ん張ってくれているものでございます。そうい

う点においては、限られた人材、人事ということにおいて、どうしても兼務ということとは生じてしまうということは御理解を頂けると幸いです。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 続きまして、会計年度任用職員（週3日以上勤務）の雇用人数をお聞きいたします。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 本件は、人事担当課長よりお答えを申し上げます。

○副議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） それでは、会計年度任用職員の勤務日数の雇用状況について、御答弁申し上げます。

勤務日数が週3日以上である会計年度任用職員の数は、9月1日現在で177名でございます。その内訳ですが、正規の職員と同じ週38時間45分勤務であるフルタイムの職員が10名、週38時間45分未満であるパートタイムの職員が167名でございます。

以上です。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） それでは、次は副町長にお尋ねいたします。会計年度任用職員ですけれども、例えば今、国スポ、少スポに関するそういったスポット的な事業に対して会計年度任用職員というのは非常に私理解ができるんですけれども、本当に3年も4年も5年も6年もというような会計年度任用職員の方は正職員をしっかりと雇用されてやればいいと思うんですけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

○副議長（河村善一君） 副町長。

○副町長（中西 功君） 御答弁申し上げます。今ほど担当課長のほうから御答弁させていただいたフルタイムの職員につきましては、その中には正規の職員が欠員しているということに伴いまして、会計年度任用職員のフルタイムで雇用しているというケースがございます。

また、事務の量に対してどういうふうに職員を配置していくかということでございますけれども、やはり時限的な事業でありますとか、あるいは事務補助的に業務をしていただく者につきましては、正規の職員の増員ということじゃなくて、会計年度任用職員の雇用により事務を進めていくということが行政の姿だと思っておりますので、

その辺りは正規職員と会計年度任用職員とを雇用し分けて業務を進めるということで進めております。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） それでは、次、質問5つ目行きます。平成30年度から現在まで定年退職以外の途中退職者の数をお尋ねします。また、休職者の数（病気など何らかの理由でとにかく休んでいる職員）をお聞きします。そして、退勤時間の状況（管理職も含めた実際の退勤時間）は、町長は把握されているのでしょうか。休日の出役命令勤務以外の、個々の事務処理のために休日における出勤している職員の状況は把握されておられますか。重ねてお聞きいたします。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 本件に関しまして、人事担当課長よりお答えを申し上げます。

○副議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） それでは、私のほうからお答え申し上げます。

定年退職以外の退勤者数につきましては、平成30年度が14名、令和元年度及び2年度が各7名、令和3年度及び令和4年度が各6名、令和5年度につきましては8月末時点で5名でございます。

次に、休職者ですが、育児休業を除き長期の休職となった職員を、年度ごとに申し上げます。平成30年度及び令和元年度は各2名、令和2年度は3名、令和3年度及び4年度は各5名、令和5年度は7名です。なお、年度をまたいで休職となっている職員については、それぞれの年度で数えておりますので、御承知ください。

また、職員の退勤時間の把握につきましては、各職員が出勤時及び退勤時に出退勤のシステムに入力することにより勤務時間を把握しております。また、このシステムの集計機能を利用し、月の合計時間が多い職員に対しては声かけを行い、健康状態の確認も行っております。

なお、休日の勤務状況についても、出退勤システムへの打刻入力により把握しております。また、休日において、打刻入力せず登庁している職員がある場合については、日直者が登庁した職員の氏名を宿日直日誌に記録しておりますので、これにより把握している状況でございます。

以上です。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） ありがとうございます。年度ごとにやっぱり休職者の数というのが増えているんですよ。ここはしっかりと捉えていただいて、なぜこうなったか、また改善策等々はしっかりと検討していただきたいと思います。

休職者の給与体制、これはどのようになっているのでしょうか。お聞きいたします。

○副議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） まず休職者の部分につきましては、まず休職をするに当たって休暇ということで、90日間の部分は病気休暇ということで休暇扱いになります。その部分につきましては、本来の職員の部分の給料が手当されるという部分ですし、またそれを越えた部分からの休みににつきましては8割の分が手当されるという状況でございます。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） どうしても、そうやって休職しても、例えば90日間はそのまま、3か月ですよ。3か月はしっかりと満額頂いて休める、またそこからは8割だというようなことですけれども、やっぱり公務員は身分が守られているといっても仕方ないですよ。やっぱりそこを、やっぱりそういった休職される前のケアというのが1つ大切になってくるんじゃないかなと思うんです。公務員の働き方ということで、これも後でお話をさせていただきますけれども、そもそも公務員の仕事というのは個々でこなすのではなく組織としてこなすものということが、しっかりと私の読んだ本には書いているんです。もちろん最終的には個々ですけれども、やはり組織として仕事をやり遂げるということで、何とか休職者の数を減らしていただきたいと思います。

次は、町長に御質問させていただきます。職員の健康状態や健康状況、状況、状態ですね。や、仕事がうまくいっているとかいっていないということの把握は、町長は別に詳細まで把握しなくていいと私は思っております。しかし、大体は分かっていたかないといけないと思っておりますけれども、その非常にフアジーな部分ですけれども、大体は分かっていると思いますか。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。それぞれの職員、休職になってらっしゃる方、休暇になってらっしゃる方含め、各担当課から議案上がってまいります。その点において把握をしながら、またそこを所管してらっしゃる所属長、政策監にも

ヒアリングということを私のほうもしながらということでございますので、森野議員がおっしゃる大体はということにおいては、少なくともしっかりと承知をしながら進めておるといふものでございます。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 今後も大体は分かっといてください。よろしくお願いいたします。

残業問題で再質問させていただきますけれども、一昔前は役場に夜遅く電気がついていたら、「ああ、夜遅うまで頑張ってくれてはんにゃ」と、「御苦労さんです」というような思いになったんですけれども、今は夜遅くまでついていると、「効率の悪い仕事をしているな」とマイナス要素、これがやっぱり住民さんはどうしても持たれるわけなんです。その点、町長、今のお話いかがでしょうか。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。なかなかちょっと今回、それぞれ各議員からも愛荘町の人事体制とか仕事の今の進め方ということで御質問いただいておりますので、非常に社会的にも関心が高いというふうに思います。私も、夜遅くまでということに関しては、森野議員がおっしゃるように、ひと昔前は「お疲れさま。ありがとうございます」ということがすごく強かったと思いますけど、今日は、やっぱりより合理的、効率的に仕事を進めたいというのが、職員もそうだし社会的にもそうだと思いますので、それにより近づけていかねばならないなというふうには思っておるものでございますので、何とかその事務ということも適切な形で進めていけるように努力をしていこうというふうに思っております。ただ、どうしても今、休職を特にしていらっしゃる部局においては、それをサポートせねばならない限られた人員であるということもあるので、森野議員ももちろん御承知のとおりだと思いますけれども、それを完全な、駄目だよねということもなかなか言いにくいというのも事実でございますので、より住民の皆さんから見て、また職員の皆さんも満足度の高い仕事の環境に近づいていけるように努力をしたいというものでございます。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 町長、ここでいい本を紹介させていただきます。自治体ワークスという機関紙、これ議員全員に無料で定期的に配られる本なんですけれども、そこに話題の本と紹介された、これ公務員の書いた、『公務員が定時で仕事を終わらせる

55のコツ』というのが、残業を年500時間削減、また表紙の帯には、「こんなことで悩んでいませんか。残業が多くて本当の重要な仕事ができない、公務員ならではの事務時短スキルが欲しい、また上司との接し方が分からない、議員対応が分からない、この本で全て解消します」、非常に興味をそそりますよ。これ、学陽書房が出している、日々の公務員の仕事の効率化を実現した公務員2人による事務改善の指南書とされています。某自治体の首長は、「全職員に配ればいい」と絶賛したほどの注目の1冊なんです。やはり役場のその本に何が書いてるか、いろいろ書いてるんですが、私なりにまとめると、「役場の仕事の当たり前を疑えば改善点が見えてくる、非効率だと気付かずにやっていることが多い、その結果、残業が増えて精神的に追い込まれる人が出てくる」と書かれています。町長にお伺いします。このような本は読まれたか。また、今の話についてどのように感じましたか。また、愛荘町の職員の働き方についてどのように考えておられますか。お伺いいたします。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。様々な書籍はもちろん今日的には出ておりますので、私もその本というわけではないですけれども、もちろん目を通してというところがございます。今ほど触れられましたように、非効率、また行政として当たり前というふうに思ってたものをどのように見直しができるかというところがございますけれども、実際にもうこれ行政機構だけじゃ、もちろんないというふうに思います。私は、行政機構だけでできるんだったら、もちろんできるんでしょうけれども、そこには住民もいてくださいます。その事業を期待してくれはってるところもあるし、あともう少し言うと、私もこの政治の中において町長職ということをお預かりしている。その感覚、感性ということ、職員の皆さんにも共有をしてというところがあります。その点においては、行政機構上がりじゃ私ないもんですから、ここの部分に関してはもうちょっとこういうやり方があるんじゃないのかというところを私がお願いをしたり、また職員の皆さんからもお教を頂いたりというのが当然ありますけれども、あと一方、政治というところで選ばれてらっしゃるのは議会の皆様でございます。そういう点では私たち、特に幹部職員になりますと、やっぱり議会の皆様とのお時間というのは相当なものは正直ありますから、そういう点において、住民代表としての職責を果たしていただいている議会の皆様、そのお声ということも大変重要で、そこはもちろん100%の力でというところもでございます。けれども、その部

分も含めて様々に、当たり前と思ってたところに実は盲点があったということは、正直存在はしてるだろうというふうには、私も政治から選ばれてるものですから、そこは存じてます。そういう点においては、行政機構だけが疲弊していくということは、誰も結果として社会に求めてないものですから、政治からいらっしゃってる議会の皆様、私も含め、住民の皆さんも、やっぱりその社会の公機の1つである行政機構に、より効率的な仕事をしていってもらえるという体制をみんなで作ってあげればというふうに思います。職員のみならず、その辺は力を合わせていきたいと思っております。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 町長は何を読んでおられるか非常に興味のあるところですが、あまり趣味的なことを聞くと議長に止められそうなので、また個々で聞きたいと思っております。もう時間もあと16分しかありませんので、まだまだありますので急ぎます。

この愛荘町は、やっぱり辞める職員が多いんですけれども、なぜこの愛荘町、辞める職員が多いかということです。さきの12月の定例会で中川議員のほうから、「こういった辞められる職員が多いけれども」というような一般質問があつて、当時、総務政策監から、「職員の個々の人生における仕事観により退職する」との発言があつたわけなんですけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 愛荘町職場、職場としての愛荘町行政を離れられる、退職されるということは、大前提としては、もちろん勤め上げたいというのはおありだったかもしれないですけれども、それぞれのやっぱり人生においてのお考えというのは一定というか、そこは大きくあるよなというふうにも思ってます。今日、何も愛荘町行政とか役場とか公務員ということばかりでなくて、民間も含め、様々に人材ということは流動性が高まっていますので、今回も含めて私たち、離職、退職される方おられましたけれども、逆に民間の方々が愛荘町行政に奉職をしたいということで関心を持っていただいている方々のほうがはるかに多いなというふうにも思いますので、そういう点では社会全体として非常に人材的な流動性というのは高まっている時代であるなというふうに捉えております。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 一般的な意見を言っていたんですけれども、私、その意見、実際そうなんです。民間も、まあまあこんなことはいいですけど、私の娘も人事課で働いて、中途採用とかスキルアップということで次へ行かれるということが多い世の中だとは認識しております。承知しております。しかし、やっぱりこの役場に愛着があるんやと、公務員の仕事がええんやということで、全て個人の仕事観でというように片付けてほしくないんです、私。やっぱりみんなええ人に恵まれて、ええ上司に恵まれて、ええ同僚に恵まれてということで、やっぱりそこは去る者は追わずという、僕は執行部の考えを改めないといけないのではないかなと思っております。いろいろ職員さんはやっぱり悩まれるんですよ。ある研修会で聞いたんですけれども、働いている職員ですね、社員ですけど職員と言い換えて、働いている職員はマイナス感情とプラス感情が常にあるわけなんです。マイナス感情というのは落ち込み、疲労、不安、虚しさ、悔しさ、怒り、プラス感情というのは喜び、達成感、満足感、幸福感、充実感、このように並列になりますと、マイナス感情とプラス感情が同じようにというようなことにとられるかもしれないけれども、はるかにマイナス感情のほうが強烈なんです。だから、マイナス感情に向き合わない組織というのは、これ非常に危ない組織です。このマイナス感情をどうにかして受け止めて、やっぱりマイナス感情を吐き出す場所、また向き合うサポート体制、1人にしてはいけない、1人にしないようにするという、やっぱり組織ということが大切だと思っております。町長、何とか、世間がこういった流動的な社会だからというんじゃないに、この愛荘町は定職率がいいよというような役所にしていただきたいんですけど、どうも、いかがでしょうか。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） それは、そのとおりじゃないですか。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 全てにおいてがっかりしておるんですけれども、続けて行きます。今日もこういった職員さんたくさんいらっしゃいます。また、バックヤード等にも職員さんがいらっしゃいます。また、何らかの方法でこの議会を聞いておられる方もおります。職員さんに言います。マイナス感情に慣れないでください。諦めないでください。マイナス感情でいくとモチベーションが悪化します。いい仕事できません。どうかプラス感情、プラス感情というのはなかなか長続きしませんけれども、マ

イナス感情というのに本当に慣れないでいただきたいと思います。辞める辞められないで言いますと、辞める理由として、お家がお寺さんであるとか、また御商売されていて跡継ぎがないというようなので退職されるというのは、これなかなか止めようもない退職理由だと私は思っております。しかし、やっぱり組織に問題があったり、その環境に問題があるというネガティブな退職は、やっぱり組織で改善して行って、より働きやすい職場環境にしていただきたいと思います。町長、そのことはおっしゃっておられませんけれども、町長の心の中に、人は入れ替わるものだからとか、誰かが辞めていくのは仕方がないんだということを考えておられるのであれば、いま一度その考えを少し改めていただけたらと思っております。結局、辞めていかはるといふことは、その居心地が悪いから辞めていっていかれるんだと思います。今いろいろと、あと10分ほどしかありませんけれども、いろいろと質問させていただきましたけれども、町長、愛荘町の愛荘町役場の今の職場は活気ある職場なんでしょうか。風通しのいい職場と考えておられるのでしょうか。その点、お聞きいたします。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ちょっと今日の御質問の中でも、少しそういうニュアンスのところは触れていると思いますけれども、やっぱり各課においての負荷、負担ということが今日増えてますから、その部分というところは職員の皆さんに本当に感謝をしているものでございますし、そのことということは私からもお伝えをしているところでございます。どの組織に入ってもなんですけれども、もちろん御縁結んでいただいたからには全うしていただくと、力を発揮していただきたいと思わぬリーダー、組織長というのはいないです。その思いというのは、私も大変強く持っています。あともう1つ、職業人としてのものとしてでありますけれども、私もサラリーマンもしたことがあるから分かりますけれども、上司とか上長のことというのは結構、とかく言いやすいというのは分かりますよ。その上でなんです、それを言って一通り上に置いた上で、自分がどうありたいのかと、自分は誰かによって解決をされる、救われる存在であると捉えるのか、それとも自ら今、自分が守っている環境においては自分の主体性ということを発揮しながら職業人として生きていくという覚悟も、一方と申し上げません。大変重要であるというふうに私は捉えておりますので、全てが町機構とかこの組織によって解決、改善されるということではなくて、自分の持つる主体性というところを発揮しながら、みんなで集合体としての力を伸ばしていくという

ことも大変重要であるというふうに捉えております。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 私、この役場が町内一の企業、役所、役所は1つですけど、職場であってほしいんですよ。大企業というのはしっかりしたお給料も出て、また退職金もそれなりにたくさんあると、でも零細企業の親方というのは、そんな退職金もなかなか払えません。そして、お給料も満足に払えません。でも、そこに働いておられる社員というのは、この親方のためにひと踏ん張り頑張るぞという姿勢で、多くの零細企業とは言いませぬけれども、やっぱり零細、中小の親方、また社員というのはそこにスキルを持ってきている、私はそんな職場もあっていいのではないなかと思ったりもしております。

人が辞める組織ということで質問いたしますけれども、私の薄っぺらな知識だけでは心もとないので、最新の生成AI、ChatGPTに聞きました。「人が辞める組織はどんな組織ですか」と。例のごとく、パパパッともう答えが瞬時に出てきます。でも、1つに、上司が権威的、権威的というのは、ある者を服従させる威力、そこが強いこと、Chatですから、呼びかけ、話合いですので、じゃあ、次に「なぜ人は権威的になるのですか」と尋ねると、強い権力を手にすると人に不寛容、不寛容というのは心が狭く、人の言動を受け入れられない様、また部下の欠点などを厳しくとがめたりする、これが人の辞める組織の1つであるというようなことが出ております。町長、そんなことはないですよ。いかがでしょうか。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ちょっと今日の森野議員の御質問を伺いながら、森野議員が何を意図せんとしていらっしゃるのかというのがなかなか捉えあぐねてます。愛荘町行政をしっかりやってほしいという落ちで多分おっしゃるんだと思うんですけど、ちょっとそこに果たしてつながるようなことをしてらっしゃるのかというのが、なかなか私としては捉えにくいなというふうに考えておるものでございますけれども、私も職員の皆さんとももちろんお話をしてというときには、どういうお考えをまずお持ちでいらっしゃるか、その主体性というところをしっかりと捉えて、作業ということではなくて仕事という形で、今、目の前にあるものを自分としてはどのようにしていくのかということ、やはりアイデアを常に持ってほしいということを私は期待をしておりますし、そのことをお願いをしているというところがございます。それを、じゃ

あどのように成就をさせていくのかという、そういう道筋を書いていってこそ、自ら参画をする、自ら進めるということの仕事への満足度ということが必ず高まるということでは考えを持ってるのでございますので、私が何となく、今、私が言ったわけじゃなくてChatGPTがこう申しておりますというような観点でおっしゃっていただいておりますけれども、それが私にというふうな捉え方はしておりません。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 職場の改善とか仕事の改善の点から再質問させていただきます。こんなことを耳にしたことがあります。計画書を作成するために計画書を作る、これ、こんなことしてたら幾らでも時間あっても足りませんよね。笑い話にもならないし、計画書を作るために計画書を作る、何か韻を踏んで流行のラップにもならないような言葉ですけども、そんなことはあってはならないと思うんです。計画よりやっぱり実行だと思っております。

それでは、次の質問、6に行きます。必須業務でもないのに、有村町長後、増加した事業等の状況をお聞きいたします。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 基礎自治体として町が行う業務は、大きくは自治事務と法定受託業務に分類をされます。

このうち、法定受託事務は、国や県が本来果たすべき役割に係る事務を、住民の利便性等を図る目的で町が委託を受けて行っているもので、戸籍事務や国の指定統計、国政選挙などの事務がこれに当たります。

また、自治事務は、町が処理する事務のうち、法定受託事務を除くもので、これには法律や法令に基づくものと基づかないものがあります。法令により事務処理が義務付けられているものには、例えば児童福祉、老人福祉、障がい者福祉サービス等があり、法令に基づかず任意で行うものには、町独自施策として行う助成金の交付や各公共施設の管理など、幅広い事務が含まれます。

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的、かつ総合的に実施する役割を広く担っております。住民の皆様の暮らしに密接に関わる施策をはじめ、観光や、それこそインフラや防災を含むまちづくりといった、将来にわたり愛荘町が持続的に発展していけるための町への誇りや愛着の醸成、魅力や価値を高めるのに必要な施策など、今日の基礎自治体に求められる幅広い住民

ニーズに応える施策の実施に、職員一丸となって大きなエネルギーを向け当たってきております。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 質問、7番目に行きます。もう8分です。実のある会議がなされているのか。また、デジタルの活用は生かされているのでしょうか。皆で意見を出し合い、考え、町のためになっているのか、本質の会議ができているのでしょうか。お尋ねいたします。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 会議を行う上で重要な点は、会議の目的を参加者全員が共通認識し、それぞれの意見や考えを出し合い、定められた時間内に意思決定など、当初目的としたゴールに到達することです。行政が行う会議は、住民の皆さんを主体に置き、様々な状況やケースを想定しながら議論し、結論を出しております。

こうした会議を実のあるものとするため、会議資料は事前配付するとともに、会議次第に議題項目と併せてどこまでを決めるのかを明記し、話し合うポイントがずれないように、司会者がしっかりとかじを取り進めるなどしております。

また、デジタルの活用については、離れた会場からリモート形態で会議に参加することによる職員の移動時間の短縮、またノートパソコンの持込みによる会議の要点記録作成、会議音声をAIが自動で文字起こしをするクラウドサービスの導入による会議録作成の効率化などにより、職員の事務作業の軽減を行っており、効率が上がっていると認識しております。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） なぜ私がこのような質問をするかと言いますと、庁舎内会議というのか内部会議というのか執行部会議というのか分かりませんが、そういった会議で、今回、今、警察官舎の解体等々の話にしても、例えば解体設計業者がアスベストは8であるというようなことで出たということであるならば、前回その前にハーティーセンターの場合も増えましたよと、またあの年代の建物からして8という数は少な過ぎませんかというような話合いが出ていいと思うんですけれども、これで実のある会議はできてるのでしょうか。町長か副町長か、どちらか分かりますか。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。それぞれ私どもが行います会議等々

でございますけれども、やはり全体感を捉えながら、また一つ一つによってももちろん子細なところも入ってということで全てやってきております。今回のアスベストのことということ大きな議題として扱ったということではないですけれども、全員協議会等々においても議会の皆様にも御報告しておりますけれども、今回解体というような事務でもございました。それぞれやっぱり着手して行ってこそ見えてくる、もちろんハーティーもあったんじゃないかとおっしゃっていただくと、それはそうなんだろうというふうに思いますけれども、事案事案はやっぱりそれぞれ特に構造体のものに関してはどうしても開けてみないと見えないというところもありましたので、それをどうするというのを愛荘町の政策推進会議等を例えばとしてなんですけれども、そこで事務をすると、議論を重ねるというものではないのかなというふうに思いますけれども、それぞれ議会のほうでもより関心をお持ちいただいたということに関しては、その時点を持って、これに対する対処をどうするとか、そういうことはもちろんお話をさせていただいているものでございます。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） その政策推進会議で、あの看板も、「あの看板、そんな大きな看板要らんでしょう」とか、僕何でそんな意見が出なかったのかなと思うわけなんですよ。あの看板代に57万円も使うのであれば、使いにくい、読みにくいといってたごみカレンダーを前のカレンダー方式のごみカレンダーに戻してほしいという声は少なくないわけなんです。また、なぜ看板を解体業者さんに発注するのか、それも分からないです。やはり看板は看板屋さんで発注するのが筋だと思っております。充実した意見の出しやすい会議なら、庁舎の隣の池も一緒に取り壊すべきではなかったかという話は出て当然だと思うんです。そうしたら、そのときにこっちですき取った土を捨てずに盛土にして、それを埋めるときにまた利用しようやないかというような、流動的するというのがその会議の本質だと思うんですけども、全く会議の本質がなっていない会議だと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今、意見陳述という形をしてくださったのかなというふうにも思いますけれども、それぞれ必要というふうに捉えるところを議論の議題に乗せながらということでございます。特に今、森野議員がおっしゃっていただいたところは、森野議員が大変今、気になさっているというところでございます。その全てというこ

とを愛荘町の会議に乗せてということをございせんけれども、それは森野議員がそれぞれお感じになってらっしゃること、またそれぞれ私たちが広く広範に町政をお預かりし、また進めていくに際して議論をしているというところ、それぞれがあるのかなというふうに思うものでございます。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 私だけというよりも、そしたらあの大きな看板に、前半部分いいです、もう時間ないので。「将来を見据えてヒト、モノ、財政を含めた経営資源の適切な運用のもと各種政策を進めています」と書いてるんですけども、まさしくすき取った土等々は、再利用してあそこに池にしたらいいじゃないですか。それも税金の無駄遣いということではないですか。いやいや、会議の内容を言うてるんですよ。そんな嘘偽りですやんか、あんなん、あんな看板。もう一度言いましょうか。「ヒト、モノ、財政を含めた経営資源の適切な運用のもと各種政策を進めています」、適切な運用してないじゃないですか。いかがですか。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 先ほど会議のことということでおっしゃっていただいて、それぞれ会議で必要ということは議論をしてくれているものでございます。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） この会議ですけれども、政策監も出席されていると思うんですけども、そういった、政策監、声は出されなかったんですか。1人ずつお聞きします。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 政策推進会議につきましては、政策的なところ、特に議会の関係とかも含めまして、議事の内容とかの協議とかを中心にさせていただいているというところでございます。今回の特に工事の内容等につきましては、しっかりとやはり係、それと課、私、政策監を含めましてですけども、そういった部内でしっかりと協議しておくというところ、そのこのほうの疑問が生じた場合につきましては、個別でしっかりと副町長、町長等に協議をさせていただくというところでございます。

○副議長（河村善一君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長（西川傳和君） 政策推進会議におきましては、今、生駒政策監が申しましたとお

り、大きな方向性の部分を議論させていただくところもでございます。おっしゃるとおり、その議会に提案する議案の内容に関しましても議論はしているところもございますけれども、確かにその詳細な部分に関して全て議論できてないというところがあるのかもわかりませんが、一定、政策推進会議の中ではそれぞれ必要な事項に関して議論するというところで進めているところでございます。

○副議長（河村善一君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） ありがとうございます。私もその会議には参加をさせていただいております。そのときどきにおいていろいろな発言もさせていただいております。特に議会の皆様方の意見というようなところも意識させていただきながら、意見を述べさせていただいているところでございます。

以上です。

○副議長（河村善一君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 御答弁させていただきます。

今ほどから、政策監がお答えしているような内容にはなりますけれども、重要なもの、これから町になって変わっていくようなことにつきましては、まずは政策推進会議のほうで諮らせていただいているところでございます。本件の看板等については、申し訳ございませんが、推進会議のほうでお諮りすることはありませんでしたが、政策監も含め、みんなが検討した上でのことだったので御報告させていただきます。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） なかなか意見は出にくいという、この会議の意見が出にくい空気感、会議に対して空気感がある会議ではないのかなと思ったりもしております。やっぱりしっかりした実のある会議にさせていただきたい。その会議に何万円という経費がやっぱり税金から支払われているわけなんです。もっとコスト意識を持って会議に臨んでいただきたいと思います。また、有村町長になられて以前より時間をかけるようになったこと、例えば会議、そして企画書、答弁書なんかはないのかなと心配しております。会議において、町長は職に対して高圧的になっていないだろうかとか、やっぱり言葉や態度じゃなしに背中で威厳を見せていただきたいと思います。また、会議において、英語かカタカナ文字かは知りませんが多用していませんか。職員が理解しているのかも不安です。ここで、作家の井上ひさしさんが、日本語を大切に正しい日本語を正確に伝えると言われております。井上ひさしさんの言葉を

早口ですけども、少し紹介します。「難しいことを易しく、易しいことを深く、深いことを愉快に、愉快なことをまじめに、まじめなことをだらしなく、だらしなないことを真っすぐに、真っすぐなことを控え目に、控え目なことをわくわくと、わくわくすることをさりげなく、さりげないことをはっきりと」、こんなことを言葉を忘れずに会議をされたら、また違う会議になるんじゃないかと思えますし、その会議に簡単な言葉で明瞭な言葉で会議をされているかということも気になっております。あと2分。またまた本の紹介も1つしておきます。『世界最高の話し方』という本です。岡本純子著、東洋経済新報出版社、これは1,000人以上の社長、企業幹部の話し方を書いた門外不出の50のルールということで、これは何かといいますと、分厚い本ですけども、簡単に言えば、13文字以内で話せというようなことです。そんなことで会議の重要性、もう一度、町長のほうからお聞きしたいと思います。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 会議ということは大変もちろん大事でございます。それぞれの時間における生産性の高い時間を過ごしていくということは大変肝要だというふうに思っております。有村町長が高圧的でないのかというような御指摘されましたけれども、そんなようなことは全く当たらないというふうに捉えているものでございますし、私が職員の皆さんが御発言される、また政策監の皆さんが御発言されるというときに、そのようなことというのは絶対にしてませんから、そういうような御発信いただくということは御容赦賜りたいと存じます。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 安心いたしました。こんなことも申し伝えておきます。町長、時間をかけるポイント、こだわるポイントを少し変えてみてはいかがでしょうか。職員の負担が非常に軽くなるというようなことを思っております。例えば、答弁書の言い回しとか、本質は違えたら駄目ですけども、細かな言い回し等々を考えていただきたい。またペーパー等にもおけるレイアウト、ここの色はどうやとかこうやとかいうのは、もちろん私もそういう職業、またそういう学校も出ておりましたが、非常に大事ですけども、それも本質があつてのレイアウトです。そこばかりこだわってしまうと本質が失われるということです。結局、町長の意に即した意見を言う会議、顔色を見ながらの会議になっているのか心配です。ただ、町長は先ほど申されましたけれども、そんなことはないということですよ。さきの全協で、竹中議員も、「町長

の周りにイエスマンばかり置いてませんか」というような質問もされましたけれど、私も平成31年3月にそのような質問をしておりまして、町長は、「いや、イエスマンばかり置くんじゃないよ」と、「町長というものは職員の皆さんの意見を聞きながらという姿勢が大変大事である」と、「しっかりとそこを頭に置きながらこれからもやっていく」ということを答弁言われましたけれども、今もその答弁と変わりはありませんか。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ちょっと今日なんですけれども、森野議員、もともと職員のことを、また活発なということをおっしゃっていただいたんですが、どうも後半のほうになると町長のスタイルがとか、そういうような、また私がもともとそうでないというふうに申し上げているにもかかわらず、その印象をということを主観でお持ちになって、随分と今日御発信をなさっているなと思いながら拝聴しているものでございますけれども、職員の皆さんのそれぞれの能力をしっかりと引き上げていこう、また本質のところできっとしっかりと戦えるように、入口の部分でつまづかないように細部というところには常に気を付けながらやるということが、仕事を進めていく上で大前提だと捉えながら、皆と仕事を進めてきておるものでございます。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） いろんな方に話を聞いているわけなんですけれども、「本来、町のために、また住民のために仕事をしないといけないのに、いつの間にか町長のために仕事をしていたのではないかと思ってしまうことはある」というようなことも聞いたりもしております。

もう時間がありませんので、最後になりますけれども、これから町長や執行部に求めることをちょっとお話しさせていただきます。政策監以上の会議は全てではない、全職員の本音を聞いた上で何事も精査していくことをされてはいかがでしょうか。第三者の目線や他町の状況を比較し、不足しているところは補い、膨れ上がったところは切り捨てることをやられてはいかがですか。何事においても曖昧な表現や指示はしないこと、そんなことが実行できれば自然と職員間のコミュニケーションが向上できるはずだと考えております。

最後に、役場の職場改善や業務改善は個々の職員の皆さんのことや、所属する課なりチームだけの影響ではありません。これからの日本の地方自治体、地方行政は行政

事業や事務方法を変えていかないと、住民にデメリットが出てくるから強く言うわけなんです。

今後も有村町長のリーダーシップに期待し、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○副議長（河村善一君） 以上で、森野 隆議員の一般質問を終わります。

○副議長（河村善一君） ここで暫時休憩いたします。休憩を45分までさせていただきます。45分再開です。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○副議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 中川喜代和君

○副議長（河村善一君） 一般質問を続けます。3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 3番、中川喜代和。ただいまより一般質問をいたします。大きく分けて6問の質問をいたしますので、一問一答でお願いします。

最初の質問にまいります。こどもまんなか社会の構築に向けてお伺いします。

子供の視点に立ち、意見を聞き、事象を見つめ、子供の利益を最優先に考えるこどもまんなか社会を実現することを、こども家庭庁は宣言しました。これは、子供と家庭の福祉や健康の向上を支援し、子供の権利を守るための政策を強力に推し進める宣言であると私は捉えております。少子化の改善政策や将来の町を担う子供の健全な育成政策を社会全体で行うための宣言でもあると思います。

本町において、こども家庭庁の役割担う課を、その課が担う理由も添えて説明をお願いします。

○副議長（河村善一君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（重田祐史君） 議員御質問のこども家庭庁の役割を本町で担う課についてお答えさせていただきます。

こども家庭庁は少子化対策や虐待、不登校、ヤングケアラーなど、子供を取り巻く社会問題に対応するため、また妊娠期から子育て支援、子供支援に取り組むために設置されました。

こども家庭庁の政策的事業につきましては、子供の福祉・保健など、内閣府や厚生労働省から移管されたものが多く、現在、子ども支援課が中心となり業務を担うとともに、健康推進課、福祉課、教育委員会各課が連携しながら事業を実施しております。

また、町では、妊娠期から子育て支援、子供支援をより充実させるために、妊娠期から関わりを持つ子育て世代包括支援センターと、児童虐待防止や子育て相談を行う子ども家庭総合拠点と併せ持った子ども家庭センターの設置を現在、検討しているところでございます。

○副議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） さきに子ども支援課長から答弁いたしましたので重複するところもございますが、こども家庭庁には全ての子供の健やかで安全・安心な成長に関わる生育部門、困難を抱える子供や若者を支援する支援部門、子供の視点に立った政策の立案等を行う企画立案・総合調整部門がございます。

国においては、こども家庭庁設置後も、教育についてはこれまでどおり文部科学省のもとでその充実を図るものとされており、就学前の子供の育ちや虐待、貧困、不登校等に係る対策については、文部科学省、教育委員会、自治体、学校等との密接な連携が必要とされております。

このことは本町におきましても同様であり、教育部門においては教育振興課、福祉部門においては子ども支援課、健康推進課が主管課となり、実際に機能する連携を構築しながら、さきの3部門の役割を担っていくことが重要であると考えます。

○副議長（河村善一君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 2点目に行きます。本町の子育て課題を踏まえ、こどもまんなか社会づくりとしてどのような政策を計画しているのか、以下の子育て課題を想定した説明をお願いします。6点言います。

就学前保育・教育の充実支援。

障がい児教育の充実支援。

子供の貧困を改善する対策。

小中学校教育の充実支援。

家庭教育の充実対策。

本町もいずれ訪れると思いますが、少子化対策。

答弁をお願いします。

○副議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） それでは、1点目の就学前保育・教育の充実支援につきましてお答えをいたします。

これまでより、就学前教育におきましては、教育部門、福祉部門が密に連携した取組を進めてまいりました。今後も愛荘16年教育にある目指す子供の姿を共有し、読み聞かせ、自尊感情を育む取組、お母さん、お父さんへの支援、啓発、教育相談活動等を更に充実してまいります。

続きまして、障がい児教育の充実支援につきまして、特別支援教育としてお答えをさせていただきます。

就学前においても、小中学校においても、特別支援教育の充実を図ることは、全ての子供の最善の利益につながることであります。

まずは子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するための指導・支援を行うという特別支援教育の視点を踏まえた学級経営、授業づくりの徹底を図りつつ、障がいのある子供の教育的ニーズに応じて切れ目のない指導、支援を行うことを再確認する必要があります。

その上で、障がいのある子供と障がいのない子供が共に学び合うことにより、共生社会の形成を目指す取組を推進いたします。

○副議長（河村善一君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（重田祐史君） 3点目の子どもの貧困を改善する対策についてお答えさせていただきます。

子供の貧困には、生活における経済的なものから、保護者の子育て環境によるものなど様々な原因があります。このような家庭環境は、子供たちの心と身体に大きな影響を及ぼすほか、教育格差を生み出すとも言われています。

町では、第2期愛荘町子ども・子育て支援事業計画に子どもの貧困対策計画を盛り込み、子供の貧困対策に取り組んでおります。本計画では、子供を取り巻く課題に対応するため、1つ、教育の支援、2つ、生活の安定に資するための支援、3つ、保護者に対する職業、生活の安定と向上に資するための就労支援、4つ、経済的支援の4つの視点から、関係機関と連携の上、各種施策に取り組んでいます。

子供たちが家庭環境や家庭の経済状況に左右されることなく、子供一人一人が夢や希望を持ち心身共に健やかに成長できるよう、今後とも取り組んでまいります。

以上です。

○副議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） それでは、4点目の小中学校教育の充実支援についてお答えをいたします。

就学前教育同様、愛荘16年教育の3本柱である、脳の発達・成長を促す取組、しなやかでたくましい心身を育む取組、基礎的読解力を育成する取組の徹底を図ることが重要であります。またその際、同一校種間の連携、中学校区による連携等を密にすることが効果的であると考えます。

取組の1つとして、全町的にICTを積極的に活用しながら、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等を把握し、その状況に応じた指導の個別化に取り組み、学習内容の確実な定着を図る取組を進めてまいります。

続きまして、5点目の家庭教育の充実対策についてお答えをいたします。

早寝、早起き、朝ご飯などの子供の生活習慣や、家庭における学習、読書習慣の定着等、子供の育ちの基礎づくりにおいては、家庭教育が重要な役割を担っているという事は言うまでもありません。

しかしながら、地域のつながりの希薄化や家庭環境の多様化等により、子育てに悩みを抱える家庭は少なくありません。

そうしたことから、今後も家庭教育の重要性に関する啓発活動の充実、語り合いを通じた親育ちの学習機会の充実等の取組を、子育て支援と連携しながら推進していくこととしています。

加えて、子供たちが地域の中で生活体験、社会体験、自然体験などを通して学ぶことや、生涯学習における人づくり、つながりづくり、地域づくりの循環、いわゆる学び合う学びの中で豊かに成長していくような体制づくりに努めてまいります。

○副議長（河村善一君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（重田祐史君） 6点目の少子化対策についてお答えさせていただきます。

当町においては急激な児童の減少は見られませんが、今後を見据えた少子化対策を講じる必要があると感じております。

今日までも、子育ての不安や負担の軽減、子育て世代間交流を目的として、町内3か所に子育て支援センターを設置、保護者の就労形態に合わせた幼稚園の預かり保育

の実施、通学路など子供の安全な環境整備を行ってきました。

今年度は、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定期間であり、子育て世代の人たちや子供たちからの意見を聞くためのアンケートを実施し、少子化対策も含めて第3期計画に反映させていきたいと考えております。

また、子供たちが身近な地域で健やかに育つことができるよう、子供の居場所創設などにも地域と関りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（河村善一君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 2点の答弁を頂きました。ありがとうございます。子ども基本法の理念は、日常の保育のあらゆるところに現れても隠れています。子供の関わり合いを振り返り、子供の声を聞き、子供を真ん中にして一緒に考えていただきたいと思っておりますし、保育って、子供って、未来って、じっくり話し合うことも願っております。

そこで、滋賀県の三日月知事は、子供を健やかに成長できる社会の実現を推進するこども家庭庁のこどもまんなか応援サポーターとなって県が取り組むと宣言しております。子供政策の充実は、未来や夢や希望につながる世代間対立が起きないように、行政がきちんと趣旨を伝え、取り組みたいとも語っておられました。そしてまた、幼稚園に入るには3歳からで、ゼロから2歳児で保育所や認定こども園を利用できるのは親が働く場合に限られるため、どこにも通っていない未就園児は全国で約82万人と推定されます。保護者の声を少し紹介しますけれども、子供の家庭が救われるような制度にしてほしい、保育現場や保護者の意見を聞き、きめ細かな取組をしてほしい、家庭庁には司令塔の役割をしっかりと果たしてほしいと願っている保護者の方が多いとされております。

そこで、他の府県で大阪府ですが、昨年4月、子供や青少年の課題を一体的に扱う子ども家庭局を新設し、1つの組織になったことで、より広い視野で政策を考えられるようになったと話しておられました。今、私が話したことで、当町はどのような考えを持っておられるか、少し答弁をお願いします。

○副議長（河村善一君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 教育長がなかったら、町長にもお伺いしますが、どのようにお考えになってるのか、町長、お答え願えますか。ちょっと難しいですかね。

○副議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

ただいま中川議員から、本当に根幹に関わる非常に大事なところを御指摘をいただきました。今ほどのお話の中にもありましたように、このこども家庭庁の創立、その根幹となる子ども基本法というものにつきましても、御承知のとおり、これまでの子供の権利条約の視点を十分に尊重するというところでございます。つまり、子供を保護される、そういう見方ではなしに、権利の主体としてしっかり尊重していくというところでございます。例えば、教育の現場におきましても、実際にその子供を大切に丁寧に支えているつもりが、実はそれが子供のためになっていないというようなこともございます。そうしたことから、先ほどの紹介にありましたように、保護者の方の御意見、あるいは子供の思い、そういうものにこれからも更にしっかりと耳を傾けて、また多様なその子供たちの姿があることも十分認識しながら、これまで以上に教育委員会と関係の課等と連携をしながら、本当に子供たちを支えるそういう取組をしていければというふうに思っているところでございます。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。体制ということ、大変重要でございます。大阪の例もお示しを頂きました。先ほどちょっと答弁をさせていただいている教育長の部分にも類するものでもございますけれども、教育部門においてはやはり教育振興課、福祉部門においては子ども支援課、健康推進課が主管となり、実際に機能する連携を構築していくということが大変重要であるというふうに捉えております。

以上でございます。ありがとうございます。

○副議長（河村善一君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） どうもありがとうございます。

次の質問に移ります。不登校とヤングケアラーとの関係性についてお伺いします。

昨年度12月議会でも質問しました。不登校の状況とヤングケアラーとの関係性について、本町の実態とその解決策について問います。

次の3点について説明を求めます。

1点目、昨年度（令和4年度）の町内小学校における不登校の状況とその理由について説明をお願いします。

○副議長（河村善一君） 学校教育課長。

○学校教育担当課長（奥村 晃君） ただいま御質問ありました昨年度における町内小中学校における不登校の状況と、その背景にある課題についてお答えをさせていただきます。

令和4年度の生徒指導上の諸課題調査の結果によりますと、愛荘町の不登校児童生徒数は、小学校では21名、中学校では39名でした。不登校の要因としましては、小中学校ともに、無気力、不安が最も多くなっております。

昨年度12月議会でもお答えしましたように、不登校の背景は多様化、複雑化していることから、多面的に捉え、個々の状況に応じた支援が必要となります。要因と思われる課題を解決したとしても、不登校の状況が改善するとは限りません。

令和4年12月に改訂されました文部科学省の生徒指導提要には、なぜ行けなくなったのかと原因を追究したり、どうしたら行けるかと方法論のみを議論したりするのではなく、どのような学校であれば行けるのかという支援ニーズや、本人としてはどうしたいのかという主体的意思を含め、不登校児童生徒の思いに寄り添いつつアセスメントを行うことが重要としています。

また、不登校児童生徒への支援の在り方についてという通知には、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進度を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があることともあります。

こうしたことから、不登校に係る指導、対応に際しましては、不登校児童生徒の思いに寄り添いつつ、必要な支援をすることが肝要と認識しております。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。昨年とほぼそないに変わらないと思うんですが、小学校では21人でしたね、今年は。去年は25人と答えられました。そして、中学生が34人と答えられました。これ、結局、小学生は少なくなりましたけども、中学生は多くなったというように捉えております。理由にしても、小学校の場合は生活リズムの乱れとか遊び、非行が最も多いと聞いております。中学生は気力や不安が最も多いと。答弁は去年とそないに変わらないと思うんですが、そこはそれで結構です。

次の質問に行きます。2点目、家族の介護などにより、登校意欲が低い児童生徒や不登校の児童生徒の人数及び家庭生活の状況について説明をお願いします。

○副議長（河村善一君） 学校教育課長。

○学校教育担当課長（奥村 晃君） 家族の介護等により登校意欲が低い児童生徒や不登校の児童生徒の人数及び家庭生活の状況についてお答えをさせていただきます。

令和4年度の児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題調査の結果によりますと、愛荘町内にヤングケアラーに該当する児童生徒は、小学校、中学校ともございませんでした。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 小中学校ともございませんでしたという回答でしたが、不登校の児童生徒に対して登校だけを目指にしないという文科省の基本指針を、当事者の保護者の6割が知らなかったことが総務省調査で分かっております。指針を知っていたら学校外の支援策を選んでいただけた可能性があるという割合が7割近くおりました。また、保護者に不登校支援にどのような情報が必要か挙げてもらってもらうと、公的機関の支援内容と相談窓口が88%、学校以外で支援を受けた場合の出席扱いとフリースクールなどの民間施設の支援内容が74%です。これは昨年1月から2月の調査の結果ですが、保護者に、基本指針の考えを知っていたら学校以外の支援策を選んでいただけたか尋ねますと、「可能性が非常にある」、「ややある」と合わせると68%、保護者に提供した支援情報の内容で支援機関や教育支援センターなどに関する情報は9割程度の学校や教員が提供してございましたけれども、民間が運営するフリースクールなどの情報を提供した学校教員は3割にも満たなかったと。その提供しにくい理由ですね。学校が支援を放棄したという疑念を招きかねない。特定の民間施設を紹介することは公平性の観点から難しいと上がっておりますけれども、このようなことは当町はございましたか。

○副議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

不登校ごみ、あるいは不登校の児童生徒をどう支援するかということにつきましては、本当に子供によっていろんなケースがございますので、その一番良い方法、良いと思われる方法をどう探り出していくか、非常に難しいところでございます。いろんな保護者に対して情報をということですけども、公的な機関の情報はもとより、民間の情報をどの程度伝えるかということにつきましては、特に伝えてはいけないとい

うようなことを決めているわけでもございませんので、それはあくまでもその子供や保護者とのいろんな面談等、相談、あるいは教育支援ルームを含めてのいろんなやり取りの中で、どのようなところとつないでいくかということになっていくかと思えますので、今後もケースバイケースで丁寧に対応していくということが基本ではないかなというふうに考えております。

○副議長（河村善一君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 3番、中川喜代和です。教育長、ありがとうございます。

次、3点目に移ります。ヤングケアラーへの小中学校や教育委員会、子ども支援課の家庭支援や子ども支援計画について、説明をお願いします。

○副議長（河村善一君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（重田祐史君） ヤングケアラーへの家庭支援、子供支援の計画等についてお答えさせていただきます。

ヤングケアラーの状況にある子供は、自分の置かれている状況がヤングケアラーであるという認識が薄い場合があり、周りにいる大人たちが気づきや支援への第一歩だと考えています。

町では、学校や福祉課と連携し、日常的に介護や兄弟姉妹などの世話をしている子供の情報があれば、子ども支援課が主体となり、面談や家庭訪問等で状況把握に努め、必要な福祉サービスにつないで支援する体制を整えています。

また、該当の子供の健やかな成長のため、心理的な支援としてスクールカウンセラーや相談員による継続的な面談を実施しつつ、関係機関と協議し、相談支援の役割を決定し、対応しているところです。

令和6年度に策定する第3期子ども・子育て支援事業計画において、ヤングケアラーの家族支援や子供支援について具体的な取組内容を盛り込む予定をしており、ヤングケアラーに関する施策を検討し、町全体で子供の成長を支えるための環境づくりを行っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（河村善一君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。厚労省では、ヤングケアラーの支援強化を明記しておりました。団塊の世代が2025年に75歳以上の後期高齢者になることを踏まえ、ヤングケアラーをはじめとした家族の支援の重要性、家族を介護

する方々を社会全体で支えていく取組を推進しておられます。各市区町村が設置する高齢者の支援窓口、地域包括センターの体制の強化、このほか高齢化の進み具合など地域の実情に応じた介護施設の再検討や介護予防の拠点となる通いの場の再開、独居や生活困窮の高齢者の住まい確保も盛り込まれておりました。これまでは学校現場を中心に支援体制が取られてきたヤングケアラーや介護離職が課題になっている中高年世代など、あらゆる年代の家族介護者を支えていく方針と答えておられます。

そこで、ちょっとほかの、東京ですけども、港区の紹介をさせていただきますけども、ヤングケアラーを支援するために弁当の配達や家事の訪問支援を始めております。日本語に不自由する家族がいる世帯には通訳を派遣するなど、家事やケアを担っている小中学生が主な支援対象になっております。

愛荘町ではこういうこともあると思うんですが、またヤングケアラー支援コーディネーターを設置して、学校などからヤングケアラーに関する情報の収集に努めております。今後、会議を開くなどして支援先を絞り込み、民生委員、児童委員からの情報も活用して行えるかと思うんですが、町ではどのように考えておられるのでしょうか。

○副議長（河村善一君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（重田祐史君） ヤングケアラーの対応につきましては、先ほども町の体制につきまして述べさせていただきましたが、愛荘町の場合は子ども支援課が確認されましたら対応していきませんが、学校や福祉課、福祉関係が1つになった状態での対応を現在できているところでございます。またもう1つですが、ヤングケアラーというものに特定してしまいますと、ヤングケアラーそのものに対してどうするかだけしか対応できませんが、愛荘町の場合は児童の相談係、要保護地域対策協議会の担当も実際に行っております。その体制を組むことによって、ヤングケアラーが発見できましたら、通常の支援だけの対応だけでなく、一步踏み込んだ対応ができるという形で、愛荘町ではその体制を取っております。また、家庭のほうの支援でございますけど、従来ですと養育訪問支援事業等がありました。今年度、家庭支援訪問事業というのを新たに要綱で設置させていただきました。これによってヤングケアラーである家庭のほうが発見できまして、家事支援が必要であれば、そのような対応ができるという体制を取っております。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。ひとつよろしくお願いします。

次の質問に移ります。地域共生社会の再構築を目指してお伺いします。

ヤングケアラーの問題、高齢の親が中年になったひきこもりの我が子を支える問題、老々介護の問題、単身世帯の増加、地域社会での形式的な付き合いを望む人の増加等々、人間関係の希薄化、孤独・孤立問題の深刻化が地域社会の問題として浮き彫りになっております。

そこで、多様で包摂的なつながりや支え合いの関係を広げる地域共生社会づくりに向けた本町のビジョンをお示してください。

○副議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 答弁申し上げます。

現在の福祉的課題は、地域、家庭、職場といった共同体の中で、支え合いの機能が低下し、少子高齢化により地域社会での担い手が減ったことに加え、ひきこもりや8050問題、老々介護、ヤングケアラーなど、高齢者、障がいのある人、子供、生活困窮者以外の制度のはざまにある複合的な課題への対応が求められているところにあります。

こうした課題を解決していくには、人と人、人と社会や資源がつながり合う、そして支え合う地域共生社会の実現に向けた取組が必要であります。第2次総合計画後期基本計画の分野別計画、地域共生社会の推進において、今後取り組む主要な施策といたしまして、住民の主体的な参画と協働による地域福祉の推進、支援が必要な人を見逃さない地域づくり、包括的な支援体制の構築の3点を挙げ、特に地域での取組を支援していくこととしております。

地域での取組で大切なのは、個人やグループ、団体、民間機関などの地域資源の活躍であると考えております。去る7月23日に開催いたしましたふれあい広場リニューアルオープンイベントでは、障がい者グループによる楽器演奏、子供たちの太鼓披露、また出展ブースにおきましては地域おこし協力隊による特産品を使った商品の販売や福祉コミュニティ親の会のPRなど、それぞれの地域資源が丸ごとつながるイベントを体感いただきました。

また、区長総代会や民協定例会、議会の委員会におきましても、町の健康元気もりもり教室や高齢者の居場所事業、地域で実施されている移動支援や子ども食堂の取組

を紹介させていただくなど、地域共生社会を分かりやすく啓発しております。

それぞれの地域の課題を、地域資源を生かしつつ解決する取組全てが貴重な愛荘モデルとなります。誰も取り残されない、みんなが主役の社会へをテーマとした地域共生社会を目指し、今後も地域の皆さんの取組を後押しするとともに、人生100年時代の中でずっと住み続けたい、住んでいて良かったと思っただけのまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（重田祐史君） ヤングケアラー問題と地域共生社会についてお答えさせていただきます。

地域共生社会は、福祉課長の答弁にもありましたとおり、暮らしにおける人と人とのつながりの基盤を結び直していくことや、制度の狭間にある社会課題を地域の力において解決するため、地域自らが取り組んでいくものとの考えです。

ヤングケアラー問題は、不適切な養育や児童虐待と複合している傾向にあり、地域の力を借りて支援として積極的に関わっていくことは難しいと感じております。

そのため、行政的な措置や福祉サービスの利用等につなげることで、家族のケアや家事等のヤングケアラーの負担軽減支援が行えるとの考えです。

しかし、子供の心のよりどころや居場所として地域の関わりが必要であることから、例えば地域共生社会の施策の1つである子ども食堂は、子供の心のケアができる場所とも考えられます。子供支援を行う地域資源の構築に向けて、地域が行っている取組の支援や地域資源の把握、発掘に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（河村善一君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 地域共生社会には、いろいろと問題があると思います。独居高齢者支援とか老々介護等々あるんですけども、この場では子供のひきこもりの件にちょっと触れさせてもらいます。ひきこもりは、性別や年代にかかわらず、社会が直面する深刻な問題であると思います。本人や家族を孤立させないよう支援することが大切であります。ひきこもり状態になった理由としては、不登校や退職し、人間関係のつまづきが目立っております。また、新型コロナの流行も理由に挙げる人もおります。ひきこもりは自己責任で片付けられがちですが、しかし多くの人が就学や就労

をしないままでいるとしたら社会的損失は大きく、個人の問題では済まされないと思います。

先ほども言うておられましたが、近年、高齢の親が中年になったひきこもりの子を支える8050問題も社会的問題化しております。親がいなくなると生活が困窮するため一段と深刻になり、亡くなった親の遺体をそのまま自宅に放置し引きこもっている人が死体遺棄罪に問われる例が後を絶ちません。ひきこもりを巡る親子間の殺人事件も起きております。家族が孤立した末の悲劇で、痛ましいほかございません。

そして、女性のひきこもり支援の遅れも指摘しておきます。15歳から64歳でひきこもり状態の人は全国に推計で146万人、注目されたのはひきこもりの男女比です。女性の割合は15歳から39歳で45.1%を占めております。40歳から64歳で52.3%と、男女比が逆転しております。ひきこもりは男性が多いというイメージの修正を迫る内容です。原因のきっかけは、心身の不調や、家族関係、不登校、就職活動など様々です。専業主婦や育児中の母親もおりますが、家族以外の人間関係や社会とのつながりがなく、働けない自分を強く否定する人も多いと言われます。また、いじめられた経験などから、男性に対して恐怖心を持つ人が少なくありません。性被害や配偶者からの暴力の被害経験があるケースもあります。従来の相談窓口やひきこもりの人が交流できる場所、居場所には男性の利用者が多く、女性にとっては利用しづらい面もあります。余計にその存在が見えにくくなっていた可能性もあります。今後は女性だけが安心して集まる居場所づくりや、女性の心情に配慮した相談対応などの環境整備が急務だと思いますが、答弁をお願いします。

○副議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。ひきこもりの問題につきましては、なかなか把握が難しいというのが一番の課題でございます。できるだけ情報収集しながら、その方に合ったアプローチを考えて、関係機関と協力をもちながら支援をしていきたいというふうに考えております。なかなか出てくる例ではございませんが、近年におきましても就労につながったという例は出てまいりましたので、お仕事ができる方については就労につながるような最終目的も持って支援をしていきたいというふうに思っております。

また、男性、女性の性別に関する情報も頂きました。性に関する特性を考慮しながら、うまく支援できたらなというふうなことを考えておりますので、女性職員も福祉

課には専門職としております。そういったものを活用しながら、その方の気持ちに寄り添った支援ができるように福祉課としては邁進してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（河村善一君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。いつも答弁はそないに変わらんとするんですが、ひとつよろしく願いします。それしか言われませんので、申し訳ありません。

次の質問に移ります。保育所における不適切保育の実態についてお伺いします。

こども家庭庁の調査によりますと、令和4年4月から12月の9か月間に全国で914件の不適切保育の実態が確認されました。不適切保育とは、5点ほどありますけれども、1点目、子供一人一人の人格を尊重しない関わり、物事を強要するような関わり、脅迫的な言葉がけ、罰を与える乱暴な関わり、子供一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり、差別的な関わり、この5つの累計に該当する行為としております。

本町の保育所の保育の実態はいかがですか。調査の方法と確認された保育実態の説明をお願いします。

○副議長（河村善一君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（重田祐史君） 保育所における不適切保育の実態についてお答えします。

保育所における虐待等の不適切な保育実態については、令和5年1月に国の調査が公立私立を含む全国全ての施設に対し実施されました。

本調査において、町内の保育所からは、子供の自主的な行動を妨げるような声かけや大人の価値観を押し付けるような言動を取ったなどの事案があったと報告がありました。このため、その状況を確認したところ、少しでも気になる行為や言動は不適切な保育に当たるものと考え、各保育所において厳しいセルフチェックのもとで報告がされたことが分かりました。

国の調査結果では、不適切な保育に当たる行為等の捉え方や対応が施設により差があるとされており、同じ状況が町内でも見られましたが、併せて個別事案を把握し、早い段階で改善が促され、虐待を未然に防止できるように環境体制づくりにつなげていただいたことも分かりました。

今後は国が出されている保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインに基づき、日々の保育においてよりよい保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の流れができるよう、町内の各保育所とともに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。こども家庭庁などが実施した不適切な保育への対応に関する実態調査によりますと、保育士の半数近くが良くないと考えられる関わりの経験が、昨年10月から12月の期間に全体の49.1%ありました。カテゴリ別の割合は、物事を強要するような関わり、脅迫的な言葉かけが半数以上を占め、次に子供一人一人の人格を尊重しない関わりが多かったようです。また、県内では保育所と認定こども園で13件の不適切保育があったと知事が明らかにしております。その内容で保育園が11件、こども園で2件でした。一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わりなどの項目に該当するとのことでした。保育現場の負担軽減などを図り、改善に努めていきたいとも述べておられました。保育者が意識せずに行ったことが実は人権に関わる内容だったことに気づき、どうすればいいかを考えて、子供に寄り添うことを通して保育の質を向上させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次の質問に移ります。内水氾濫の対策についてお伺いします。

内水氾濫は、宅地造成や道路の舗装が進み、排水機能を有する森林や農地が減少した市街地で起きやすいと言われております。本町でも宅地造成が活発に行われ、人口の増加が進みました。

2019年の台風19号では、15都県で内水氾濫が起きたそうです。また、短時間に激しい雨をもたらす線状降水帯の影響もあり、比較的人口の少ない地方の市町でも大きな被害が出ております。被害を軽減するには、雨水の処理能力を高めることが不可欠です。それには、下水道施設の整備とともに、雨水を一時的に貯留する施設や排水ポンプの整備を進める必要があると考えます。

内水氾濫のハザードマップの作成と住民周知、内水氾濫への対策計画について、町はどのように考えているのか、説明を求めます。

○副議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。

令和3年3月に改訂をしました愛荘町防災ガイドブックに、洪水・土砂災害ハザードマップを掲載しております。このマップは、水路の排水能力を超える大雨が降った場合に発生する内水氾濫と、河川愛知川及び宇曾川の堤防が決壊した場合や、堤防から水が溢れた場合に起こりうる最悪の場合の外水氾濫を重ね合わせて最大の浸水深を示したものでございます。

この防災ガイドブックにつきましては、全戸に配布し周知させていただいており、各地域や各自治会において防災訓練等で御活用を頂いております。

今後、国や県が公表しております浸水想定区域図や地先の安全度マップの更新に合わせて、本町における洪水・土砂災害ハザードマップも随時更新をしてまいります。

また、内水氾濫への対策についてでございますが、公共下水道が分流式でございます。汚水排水とは別に雨水は道路側溝や水路、河川などへ放流されるため、議員御指摘の下水道施設の整備や、雨水を一時的に貯留する施設、排水ポンプ整備は現状のところ計画は持っておりません。

雨水についてでございますが、日頃から土砂の堆積や草木が繁茂しないよう、排水路の清掃や浚渫などの維持管理が大変重要であり、地域の皆様の取組のほか、県とも連携を行い、台風や大雨によって溢水や越水が起こらないよう、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。

○副議長（河村善一君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） これはよその例なんですけど、大都市の東京です。JR渋谷駅の地下では3年前、4,000トンの雨水を貯留できる施設が完成しました。地方都市は人口が減り財政基盤が弱いため、こうした大規模工事は現実的ではないと思えますけども、この辺で商業ビルとかを建設する際に、国や自治体や民間企業を支援して地下に小規模の貯留施設を整備するなど対策を講じるのも、これも一案と思えます。また、農業を営んでいる方には申し訳ないんですが、水田に一時的に水を貯める田んぼダム等の普及に努めるなど、地域の資源を有効活用するとか、内水氾濫では河川が遠いところでも急に水位が上がる場合があります。市街地の規模に応じて被害を最小限に食い止める方策を検討する必要があると思えますが、町長、すみません。これ答弁ちょっとお願いできますか。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。内水氾濫への対策についてでございますが、その考えがあるかということでございますけれども、雨水を一時的に貯留する施設、排水ポンプ整備は現状のところ、計画は持っておらないという状況でございます。

○副議長（河村善一君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 町長、ありがとうございました。急に振ったもんで申し訳ないです。考えがないというのも、本当に内水氾濫も、次、外水の質問をしますけれども、大事なところなんでまた考えたってください。

最後の質問に行きます。外水氾濫対策についてお伺いします。

線状降水帯の影響による短時間に激しい雨をもたらす台風等により、内水氾濫だけでなく外水氾濫の対策も考えなければならないと思います。

そこで、以前より再三質問をしております普通河川追寺川の排水整備について再度質問をします。追寺川上流の愛荘町行政区と下流の彦根市行政区との相談による浚渫計画の現状について、彦根市への具体的な働きかけと調整状況の説明を求めます。

○副議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 答弁いたします。

令和5年3月議会において同様の御質問を頂き、水路の状況を注視し、引き続き彦根市と連携調整を図り、適正な管理に努めていくことを答弁いたしました。

外水氾濫につきましては先ほどもお答えしましたが、当町においては愛知川と宇曾川の堤防の決壊や堤防から水が溢れた場合に起こる氾濫に対し、警戒や対策が必要となります。

ハード整備の対策につきましては、今年度から3年間、愛知川の維持管理計画に基づき、御幸橋下流において県により川床掘削や右岸側の高水敷の樹木群の伐採を施工いただきます。これにより、現在の愛知川の流下能力が更に向上し、堤防からの溢水などによる外水氾濫への危惧や不安が軽減されることとなります。

また、一級河川文禄川から分岐し、彦根市領を流れます水路の浚渫につきましては、8月下旬に彦根市道路河川課へ伺い、8月15日の台風7号接近時に撮影しました水路の状況写真をお渡しし、今後、当町の浚渫に合わせ、彦根市領の水路も浚渫いただくよう申出を行ったところでございます。

引き続き、彦根市と連携し適正な維持管理に努めてまいります。

○副議長（河村善一君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 答弁ありがとうございます。雨水が、排水施設の処理能力を超えて地上に溢れる内水氾濫と町内外から流れる川からの外水氾濫が重なると、本当に被害が拡大します。3月の一般質問で、令和3年8月の大雨による大字山川原に注ぐ水路が溢水する寸前だったとき、「彦根市のJR稲枝駅付近の水路が数か所で溢水し、原因を調査したところ、下流の彦根市地域ですね。下流になりますと、下流の水門ゲートが閉められていたため水が流れず、堰き止められた影響により溢水があった」と答弁を頂きました。そして、川原地先にある調整池の下流に当たる河川、すなわち追寺川になりますけれども、「雑木の伐採や繁茂する雑草の除去などを定期的に行い、流下能力の確保に努めてまいります」とも答弁を頂きました。しかし、現状はどうでしょう。見に行ってもらえましたか。一目瞭然です。生い茂っております。これまで大丈夫だったのは、もはや通用しない、様々な事態を想定して対策を考えていく必要があると思いますが、いかがお考えですか。答弁をお願いします。

○副議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 答弁いたします。

先週の週末にも現地のほうを確認をいたしまして、議員御指摘の草等が繁茂しているという部分も一部見受けられております。今後におきましては、町内そういった箇所がかなりございますが、できるだけ優先順位を決めて順番に対応のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

それから調整池の関係でございますが、調整池につきましては川原にあるということで、一定の水位に達しますと、下流へ排水するためにポンプを設置しまして、台風や大雨時にその機能を発揮するということとなっております。その調整池の側面がちょっと切り下げられており、横に流れます普通河川や水路の水位が上昇しましたら調整池に流れるという計画にはなっておりますが、それがちょっと高いというところで、一定調整池へ水が流入しないということで、その機能を発揮していないという御意見をその都度伺っております。この調整池につきましては設置当初からこの状態であり、現在も雨水などが滞水しているという状況になっております。調整池につきましては、議員のほうからもお話ありますように、上流区域で雨水等の保水力、地面に沁み込む量が減って上流から流れ出る水の量が増え、下流の河川や水路で洪水の危険が高くなるということを危惧して、これを抑えるために調整池が設置されたということになっ

ております。そのことを踏まえまして、現在の調整池が本来持つべき機能が確保されているのか、もう一度設計当初の設計や計画、地層を鑑みまして点検を行いまして、調整池の横を流れる普通河川や水路の水を一時的に貯めて洪水の最大流量を少しでも減少させて下流へ放流できるか等の調査を、次年度以降取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。調整池の件はもう数年前から指摘しておりますので、またひとつよろしくお願ひします。すみません。きつい言い方が分かりませんが、実現性のある答弁をひとつお願ひしときます。

これで一般質問を終わります。

○副議長（河村善一君） 以上で、3番、中川喜代和君の一般質問は終わります。

○副議長（河村善一君） 暫時休憩といたします。辰己議員から以降の部分は午後とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。再開を1時20分とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時20分

○副議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 辰己 保君

○副議長（河村善一君） 一般質問を続けます。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。一般質問を行います。1つは、旧愛知川警部交番解体工事に絡んでの話、そして2つ目が学校給食費の無償化について、この2件について一般質問を行います。

旧愛知川警部交番解体工事事業と町長のガバナンス、並びにコンプライアンスについて質問します。

有村町長は、旧愛知川警部交番並びに警察官舎の解体工事に付随して、駐車場周知看板の設置を指示したことを、8月10日の議員全員協議会で明らかにされました。そこで、以下について質問します。

まず1つ目、この周知看板の設置は、滋賀県屋外広告物条例に基づいて設置されたと考えますが、歩道上に設置されたことは県条例に照らしてどのように認識されていたのかを問います。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今回の周知看板設置については、滋賀県屋外広告物条例に基づき町が広告物を設置する場合には、担当窓口である建設・下水道課に通知行為を行う必要がありましたが、工事担当課においてこの手続が必要であるということを欠落しておりました。

また、看板を歩道敷に入れ込み設置するという行為は本来認められているものではありませんが、歩道を利用する上で安全上の問題は特段ない位置であるとの現場での判断から、当初の設置に至ったものであります。これにつきましても、通知行為の前に本条例の担当窓口である建設・下水道課に事前相談することで防げた事案であると認識をしております。

つきましては、庁内に改めて各種手続の遵守を徹底し、再発防止に努めてまいります。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） この件について、あと2、3とか関連していくんですが、取りあえずどうなのか。役場が役場を窓口申請するんだけど、建設・下水道課担当の北川政策監、設置されてから庁舎に行きしてたとは思いますが、それまで気づかなかつたら仕方がないんですが、問題化されるまでは、そこだけ確認をしておきます。

○副議長（河村善一君） 北川政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 愛知川庁舎のほうに来た際には、看板のことには気づいております。

以上です。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 気づいてるということです。

2つ目の質問に行きます。町長はじめ、職員は、庁舎への、今言いましたように出勤及び退庁時に目にしていると考えます。また、秦荘庁舎から愛知川庁舎に来る職員も目に入っていたと推察します。多くの職員が目にしなが、県屋外広告物条例に抵触することを進言しなかった職員のコンプライアンスについて町長の見解を求めてお

きます。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今回設置いたしました看板のように、国や地方公共団体が設置する公共団体の広告物については、滋賀県屋外広告物条例にのっとり、条例担当窓口である町建設・下水道課への通知が必要となります。この通知ができていなかったことについて、大変遺憾であり、おわびを申し上げます。

条例にのっとりた手順が正しくできなかったことについての職員のコンプライアンス如何とのことでありますが、屋外広告物条例に係る認識不足により生じたものと承知をしており、改めて各種手順の遵守を徹底し、再発防止に努めてまいりたいと存じます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 認識不足、あなた方、認識不足でこの事案が通用すると思いののか。もうそれ自体がコンプライアンスが問われてくる。町長のガバナンスが問われてくる。私はもう町長自身が毎日出勤しながら、そういうことに疑問を持たない、歩道に被っている、フェンス越しにかかっている、この事態そのものが感じられていないというのを非常に残念に思います。このことを告知して、3つ目の質問に移ります。

駐車場周知看板の設置は、町長の指示によるものです。町長の指示により、町は県屋外広告物条例の掲出禁止物件に設置しました。民間が掲出禁止物件に看板を設置した場合は、どのように対処されるのかをお聞きしておきます。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） まず御質問に、「町は掲出禁止物件に設置しました」とありますが、先ほどもお答えいたしましたとおり、条例上の判断としては道路交通の安全を阻害するおそれのあるものとして禁止広告物に抵触するとの判断から、条例を所管する建設・下水道課から看板の設置を担当する経営戦略課に設置方法の是正を指示したものです。

本町における禁止広告物への対応につきましては、県が作成している屋外広告物違反指導・処分マニュアルにより運営、運用しています。その方法といたしましては、まずは口頭による指導を行い、改善が見られない場合には文書指導としての指示書の交付、勧告及び督促書の交付を行い、それでもなお改善が見られない場合には措置命

令書を交付し、最終的には行政代執行や警察署への告発の手続を取ることとなります。

なお、本件につきましては、建設・下水道課から経営戦略課への口頭指導に基づき、通知書の提出や設置位置の変更など速やかに是正対応を行ったところであります。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） では、役場自身、もう私自身は町長自身と言い方を変えさせていただきます。町長自身がその必要な書類を提出しなかったと、関係課に、という解釈をしていいのか。この点について答弁を頂いておきます。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えをいたします。町長自身が書類を提出しなかったかというお答えの問いでございます。町長職ということは、その事務の管理監督というところ、町政全般というところの方針であったりということを策定していくという立場であるというふうに私自身としては理解をいたしておりますので、私がペーパーを手にとってそれを記述して担当課に回送してということを直接に担うということではないのかなというふうに存じます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） では町長、看板を付けたい、設置したいという町長の思いを、原課といたしますか、そこに伝える。伝えるときに何らかの注意を払わなければならないことに対して、調べて設置を頼むとか、何らかの注意事項を、勧告か、喚起をされて設置を告知されたのか、そこを確認します。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今日の御質問の一番最初の答弁でもさせていただいておりましたが、改めてということになりますかもしれませんけれども、看板の設置等々については、滋賀県屋外広告物条例に基づき、町が広告物を設置する場合には担当窓口である建設・下水道課に通知行為を行う必要がありました。工事担当課においてこの手続が必要であるということを欠落をしておりましたということでも、改めて御答弁を申し上げます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 私は、町長がそうした注意も含めてそういう設置の進言をしたかということを知っています。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 様々な実務、事務ございますけれども、その1つ一つを町長職が担当職員の方々に、このように記述をしてどどこ課にどのような手続をよろしく願いますというようなことでの指示ということは、なかなか通常の業務においては想定をしにくいものであるかなというふうに存じます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 私、事務のことを言っていないです。町長がそういう姿勢で告知をしたかということを確認しているんです。じゃあ、町長、設置してからあの看板見て、当然、自分が告知してるので、見て、「ああ、良い看板できたね」というふうに思われましたか。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 看板が設置なされたなということで認識をしたものでございます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） すなわち、町長自身が県屋外広告物条例を全く知らなかったということを今、答弁で明らかにされてるんです。そして、設置をせよと原課に告知をしていく。その中で流れるに言えば、職員も一定見てるんだけど、担当課が何とかするんだろうとか、そういう思いがあったのかもしれないけど、現実に先ほどの答弁で、看板を認識してたという中で何も問題にしてない。私、設置してある程度情報が入ったときに、あれは問題になるよと告知をしたんです。担当課、建設・下水道課に確認しておきます。歩道の使用において障害物になるから、ちょっと問題があるから撤去しなさいと、要するに掲出禁止場所、確か7項目あったと思うんです。それに該当するんじゃないのか。担当課から答弁もらいます。

○副議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 答弁いたします。

愛知川庁舎前の進入路となります町道には、両側歩道が設置されておりますが、看板設置当初はその歩道上に看板の骨組みなり看板の厚みが張り出しているという現状のほうを確認いたしました。そのため、歩道を利用される方が安全に歩道の利用ができないと考え、是正するように指導のほうをいたしております。禁止広告物につきまして設置が禁止されているという中で、その道路交通の安全を阻害するおそれのあるものというところが該当するというふうに考えておりましたので、そういった指導を

したということでございます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） じゃあ、先ほどの答弁で、条例には違反しないけど、今の非常に限りなく近く違反的な行為だという答弁だと思うんで、こういう解釈でいいのか確認を担当課から求めておきます。

○副議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 答弁いたします。

先ほども申し上げましたとおり、道路交通の安全を阻害するという認識を持ちましたので、その部分については設置等の位置を変えていただくような指導をさせていただいたということでございます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） じゃあ、先ほどの答弁では、庁舎の進入道路において看板が設置される、両サイドにおいて歩道が設置されている、その歩道の利用活用において、障害物となりうると。県道側はどうなんですか。

○副議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 答弁申し上げます。

北側の道路も町道の愛知川栗田線になっておりますので、町道でございます。役場の進入路も町道の市・役場線ということとなっております。両方の町道とも、看板の厚みであったり柱であったりが一部歩道に出ていたということで、先ほどの答弁のとおり交通を阻害するということで、一定、位置の変更の指導をさせていただいたということでございます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） すみません。ずっと県道という認識が高いもので、ついつい県道という、常に県道という言い方をしております。すみません。結果として、私はもうここで非常に問題が明らかになっているということだけは言えるというふうに思います。

4番目の問題に移らせていただきます。駐車場周知看板は、県条例に照らして不条理であるとして、町長の責任で撤去されたと解釈して良いのですか。では、誰が費用負担をするのですか。お尋ねをいたします。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 当初における今回の屋外広告物設置に関しましては、担当課である経営戦略課を主として、屋外広告物設置に関する条例への認識不足を主因としており、よって道路管理者である建設・下水道課への協議等の必要性を把握しておらなかったことが原因であります。

問題を認識した後は、速やかに内部協議を行い是正することといたしました。

この是正に係る費用につきましては、業者との協議により追加分として生じておりません。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） その今の答弁をそのまま受け止めて、5番目の質問に移ります。

駐車場周知看板の設置は、旧愛知川警部交番解体工事に含まれていたのですか。町長に答弁を求めときます。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 周知看板の設置費用は、当初の設計に含まれておりませんでした。解体工事が進むにつれ、住民の方から町に対し電話等で、「何かできるのですか」など問合せを頂くようになったほか、私にも直接お問合せを頂くことが増えました。

また、昨年7月に2日に分けて実施いたしました庁舎等公共施設の最適配置に関する住民説明会では、議会の方々を除くと4会場で44名の町民の方々の御出席がありましたが、旧警部交番・官舎の解体も進み、2万1,000人を超える町民がおられる中、より広く普段の生活の中で見える形で周知の情報提供をすることが肝要と捉え、検討を行い設置することとしたものであります。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 住民さんの問合せ、そうしたものに答えるために、その周知をするために看板を付けたということが答弁されているわけですが、それ自体も結果として、今言いましたように当初計画設計には入っていないと答弁でも言ってるわけで、その行為自身ももう疑念が持たれていくということで、そこを詰めるために次の質問を行います。

駐車場周知看板は、旧愛知川警部交番解体工事の変更契約として契約することができるのですか。追加工事とならないのか、公契約として適切な処理かどうか、町長に答弁を求めます。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今回の周知看板は、解体工事との関連性が高いと考えており、変更契約での対応は妥当なものと考えております。

公契約のルールに照らしましても、変更増額分を支出するものであり、問題があると考えておりません。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） もうどういふふうに言うかという話になってくるわけですが、じゃあ私たちに、本契約、この解体工事の、本体契約にどのように関連してくるのか、ここを明確に示してほしい。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 御答弁申し上げますと、先ほども触れさせていただきましたが、町内の皆様が40年来私たちを守ってくれた旧警部交番並びに官舎のこの解体が進んでいるという中において、非常に関心をお持ちの御意見ということも多くなってきておりました。工事の着手が4月以降ということでございますけれども、やはり住民の皆様には今、町において特に注目を頂く場所でもございます。その点においてしっかりと周知をしていくということが町民益に資するものであるというように捉え、これはまずの工事の中においてしっかりとお披露目をしていくことが重要であるということで設置を進めていったものでございます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 私自身、本体契約、本契約、当初に解体工事を行った、これと周知する看板と、それは住民さんの期待に応えるという行為であって、本体工事とどういう関連があるのかということをお聞きです。それまでに言っている、アスベストの云々とか、それは本体工事における当初の本契約における差異ですよ。しかし、周知看板はその本契約におけるどういう理由づけなんかな。周知をするだけなんですよ。この周知行為が本契約とどのように関連してくるのか。ここが答弁されなかったら、この議案に対する対応がころっと変わってくるということですよ。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。おっしゃっていただいているというところは捉えてるつもりでございますので、答弁を申し上げます。何かと申し上げますと、新しく新築の工事等々、具体的には愛知中学校等々もそうございま

すけれども、あれに関して、やはり時間の経過とともにその校舎なりが建設をされていくということは、住民の皆様も見えるものとしてございます。また、町の広報等々も使いながら、愛知中学校の工事の進捗ということは、情報の提供ということをしてきてもおるものがございます。この最適配置の事柄に関しましては、私どもの広報ということで、議会の皆様もしっかり発信をしていきなさいということで御意見を頂きながら発信をしてまいったものがございますけれども、やはりこの解体ということで進んでいったときに、その広報ということでなかなかリーチをできない方々がおられます。そのときに、この地べたはどうであるのかということ、やはり大きな関心をお持ちを頂くということがございます。これに際してでございますけれども、現在、この愛荘町もそうでございますけれども、それ以外の市町等々に関しても、工事がなされる場合に、どのような工事がなされております、またその関連の情報ということ、その看板であったりフェンスであったりということにおいて周知をするということが一定求められるというような時代にも今なってきているというふうにも伺うこともございます。そのような観点からしても、住民の皆様がしっかりとこの情報に触れていっていただく、何が進んでいるのかということ、周知するものを提供していくということは大変肝要であろうということで、この様々な今、工事が進んでおりますけれども、その中において十分この契約の中に入る町民益に資するものであるという判断をしているものがございます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 公契約において、こういう事業において、今、町長が確かに新築のときに中学校の例やら出されてやられたんですけども、この解体工事がそういうものと匹敵するか、ただ何になるかというのは住民さんは当然いずれにしても疑問を持たれたり問合せをする、その行為は分かりますよ。私が今聞いているのは、だからといって変更契約に値するかということ、聞いてるわけです。副町長、事務的な話も含めてですが、変更契約の可否、この判断する方法として、どういうことを基準に考えるべきか、どのように捉えておられるかお聞きします。

○副議長（河村善一君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えをいたします。

本契約と変更契約ということでありますので、本契約を進めていく上で、当初想定をしていなかった事象が起きたり、追加して対応が必要になってきたものについて変

更契約で対応することができるという認識をしております、今回の契約の変更の議案を提出させていただいておりますけれども、その内容につきましては変更に値するものということでの議案提出をしているものでございます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） あなた方は、周知看板であろうが何であろうが、これに確かに解体工事に関して連関するというか、そういうふうな認識だということの答弁ですわね。それ自体が、業者との、あなた方そういう注意は受けてるはずなんですよ。説明責任を果たさなかったら、だからそれは住民さんに答えなければならないからという説明で、今どんな書物も読まれてるはずなんで、本契約に関してどうであるかの説明が必要なんであって、あの看板はそういう延長線から見てもそれに値しないんです。それを堂々と答弁しなきゃならないのは、その行為をやった町長に問題があるからですよ。皆さんが一生懸命付度した答弁を準備せんなんですよ。そこだけはつきり言っときますよ。

じゃあ、7番目に行きますが、駐車場周知看板は一度撤去されて、今、問題が明らかになったということで再度設置をされました。中間検査も最終検査も行わずに整地された場所に、工事仕様書以外の工事が行えるのかを答弁を頂きます。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今回の周知看板は、元請事業者への変更契約内容として指示を出したものであります。直接現場での作業を実施したのは下請事業者であり、町との別契約事業者ではありません。再設置に関しては、現場の手直し作業であります。周知看板も含む今般の旧愛知川警部交番官舎解体工事の町からの検査につきましては、今後、実施を予定しております。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） だから、そこであの看板がよく付けられたなということを私は言ってるんですよ。中間検査、最終検査、要するに、それはあそこを整地することなんでしょ。整地する事業をしっかりと見届けなかったら、新しいものを付けることはできないでしょう。だから、検査をしてないのに、これからしてまいりますと、もうしてませんやねん。してないところに、よくぞよう新しい工事をしたもんだということですよ。これについてどういうふうに見解してるんですか。もう町長でも副町長でもどっちでもいいわ、答弁は。

○副議長（河村善一君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えをいたします。

今回の工事の変更の一部ということに含まれているというものでございますので、それも行った後の最終の完了の検査ということでございますので、御理解いただきたいと存じます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 変更契約が認めてもらえると、これを認識してもらえると、議会は、いう答弁ですわね、言えば。もう前提条件で動いてんねやから。それなら、そのことを議長に、議会に、全協には報告できてなかつても、議長に報告したのかどうか。それはいつ報告したのか。この周知看板を設置することに対する説明をいつしたのか。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

おっしゃるように、今回看板の設置につきましては、確かにおっしゃるように、事前にしっかりと御説明していくべきところが割愛させていただいていたというところにつきましては、申し訳なかったなというふうに思っております。説明につきましては、議案ということになっておりますので、全協等で御説明をさせていただいているというところでございます。申し訳ございません。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 議会の代表である議長にも説明してない。これ、我々の認識は追加工事なんよ。私は、職員の中にもこれは変更契約と思うていない職員がいると思う。そういう正義感というか、当たり前事務を知っている職員はいると思う。それを町長はひっくり返してしまった行為をしてる。ならば、先ほど言われたように、最低限でも要するに議会に理解をしてもらう行為は必要、もう政策監が答弁したのでそんでいいと思うんですよ。それをしなかったら、業者の癒着につながっていくんですよ。苦言を呈しているんでしょう。変更契約に本来は値しないんや。良識のある職員ならそう思うでしょう。あれは特別の行為になるんよ。じゃあ、特別の報告をし、特別の補正予算を組んでお願いをするという行為に移るんですよ。それを変更契約の中に入れてしまったんですよ。なおかつ、整地もしてないんですよ。まだ整地完了してないんですよ。ちょっと今、順序立てて言ったんだけど、そこにおける業者と

の癒着の温床につながるというか、そういう行為をやってはならんということをこの契約上は注意を喚起してるんですよ。あなた方の周知がしたいんだ周知がしたいんだといって、とんでもないところに最初付けて、そして撤去して、まだ検査もしてないところにまた付けて、こんな行為が認められるのかということですよ。ここを議会がチェック機能を果たしてるんですよ。町長、副町長、どう答弁しますか。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。辰己議員おっしゃっていただくように、やっぱり議会としっかりと情報共有をしていってこれながら探していかなんかという御指摘というところは、しっかりと拝聴を今もさせていただいたものでございます。

いろいろ工事ございます。全員協議会等々でも御報告申し上げてきておりますけれども、今回、愛荘町が今、様々公共施設ございますけれども、老朽化等々でこの更新なり集約なりということに向き合うステージに入ってきています。その中において、新築ということでない事業があると、特に今回のものもそうでございます。そういう点において、今までの工事でも、最後工事完了に近くなって様々に補正を、増額の補正も当然でございますけれども、させてきていただいたということがございます。直近で、先ほどの愛知中学校でもございますけれども、あれもやはり工事を進めていくに際して、より長期の視野を持ったときには、このICTの仕組み、システムがより強いものでしておいたほうが後年度の負担のことを考えると良いであろうという判断をさせていただきながら、そのケーブル等々もよりグレードを上げたものの敷設しております。また、中央棟のこの塗装ということも、やはり経過年度での劣化ということもございましたので、この同じ機を捉えながら同じカラーリングにしていく、もしくは塗装しないとちぐはぐな塗装でもあったということもあって、そういう点では工事の進捗とともに、最後、工事をクローズしていく段において、追加ということも議会の皆様にお認めを頂いているものでございます。そういう点においては、工事の終了間際ということで、最後いろいろ調整をしていくと、そういうプラスの指数ということが出てくるということも、私どもがある程度自然なことであるのかなというように捉え方が、もしかしたら私たちの中にもより強かったのかもしれない。そのことに関して、今回、議会の議員の各位から、やっぱりそういうのは事前事前にもっともっと言うておくべきであったのじゃなかろうかという御指摘を頂いておりまして、時計の針はなかなか難しいところでございますけれども、その御指摘というのをそ

うであるなというふうに捉えるところもございます。ただ、今回の事柄に関して、やはりより長期の視点で見ながら、また住民様からどのように見えるのかということを見ながら、この設置ということを見せていただいて、住民の皆様には何が進んでいるのかということを見ていただくということはやっぱり大切だということで、工事に、これはもちろん公契約を見たときに、これはしっかりと確であるということで判断をしながら、議案という形にし、御報告をしながら、今日を迎えているものであるというふうに捉えておるものでございます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 中学校やら出されたりいろいろとしていただいて、丁寧な説明を頂いてるんですが、補助事業と補助事業でないもの、町単独事業、この駐車場の解体整備が補助事業なのか、ちょっと確認しておきます。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 事業債は借りてますけれども、補助金としては大丈夫です。もらってないです。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 起債を起こしてるということで、町民さんの借金で工事をさせていただいたということになります。何ぼ考えても、いろいろとその追加案件、変更契約を今まで議会は認めてもらってきたというふうに説明の上で、この周知看板も同じじゃないのということが説明されたんかなというふうにちょっと解釈をしたんですが、それでこの庁舎とリニューアル工事は、非常に議会も関心を持って、ずっとこれはやってきてるわけです。そういう流れの中で、最新の注意が必要であったということでしょう。しかも、駐車場で済ませられるのか、それで新しい工事、保健センターですわね。それとの問題とかいろんな指摘がずっとこの間ある中でこういう工事に入っているということで、私自身は改めて、以前の5月ぐらいでも言いましたけども、たしか、そのアスベストを理由にして変更契約、追加工事というのは、もうやめていかなきゃ駄目だということは指摘をしたことがあります。そういう流れの中で、最新の注意を払って追加工事がないようにしていくということが今、財源が限られた中でといってあなた方が言っている以上に、そういうような最新の注意が必要でなかったのかどうか、この点についても町長か副町長に答弁を頂いておきます。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。アスベストの事柄に関して、当初の設計であつたりから、実際に蓋を開けてみたらそういうことがないようにどんどん努めていきなさいということ、最新の注意をしていきなさいということで御質問、御意見を頂いております。もちろん、大きな前提としてはそうであるということは私も考えを一にいたします。ただ申し上げましたとおり、今回の施設は四十数年前のものであり、また私どもが設計をした私どもの建屋というものではなかったということも伺っております。その上で設計事務に設計会社に入っていて、こうであるという当初の見積りや工事内容ということをお設定をいただいた上で、いざ着手して見たらなかなか現場としてはそうでないということが出てきたということというふうに承知をしております。

今後今回の御指摘等々を含めると、もしかしたらもう工事着工前に全てをめぐって全部見てからでないといけない、全部めぐってからしますというと、結構そこはプラスのお金が生じてくるということは一方あるとは思いますが、それも議会と協議をしながら、どこまでの範囲でやっていくということがより望ましいでしょうかということも、もしかしたらアプローチとしてはあるのかもしれませんが。そのような、私たちが新築の物件ではないと、解体の物件ということに臨むに際しては、なかなか不確定要素が生じるということも、一定の理解は私ども共通の理解としながら進んでいけると、関係をするみんなにとってそれは良いのかなというふうに存じますので、今回はなかなかいざ蓋を開けて解体をしていくと難しいものが出てきたということでございましたけれども、これは今後の糧にできるように、また様々御意見も頂いて、こういうところは認めようじゃないかというところもまた御指導も頂きながら進めていけると幸いに存じます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 御丁寧な答弁ありがとうございます。全体的の射てない話で、擦れ違いの話ばかりということだけ言っておきます。その本契約における間違いというのは、説明を聞けば議会も理解ができていくわけでしょう。でも、確かにアスベストがよく出てきたので、その注意喚起はしました。しかし、この契約は3月の話なんで、それに該当するかいうたら、この頃アスベストを材料にして追加工事の説明が多いですよと、だから最新の注意を払って行動されるようにということを行ったのが5月ぐらいだと思うので、その時差はあります。だから、そうやなくて周知看板

がそれに何ほ説明しても該当しますかという話ですよ。あなた方は、じゃあなぜ完了検査終わるまで待てなかったんですか。そんなもん、そんな大差ないですよ。じゃあ、その考え方を聞きます。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。工事に着工していったのが年度明けでの4月以降でございました。解体の最初の契約末尾が8月25日であったというところでございますけれども、工事が結構進んできた6月頃ということでの看板の設置であったというふうには存じておりますけれども、全てがというよりは、その工事が今進んでいる状況において、やはりここはどのようになっていくということをより早いタイムから知っていただくといいということが、住民の皆様にとって適切な情報の提供に資するであろうということで判断をしまいたものでございます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 次の質問をしておきます。

8番目、変更契約が成立していなければ公共工事として不適切な工事を町長は強要したことになりますが、町長のガバナンスについて答弁を求めておきます。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 公共工事につきましては、元請事業者との間で、工事に関する様々な仕様変更や各種段階確認等を記録簿で整理しております。その中で、工事の変更契約に係る内容についても整理を行っております。

最終的には、変更契約により、発注者、受注者間の確認を行いますが、変更の事象が生じたその都度、現場を止め、変更契約を交わすことは工期にも大きく影響を及ぼすものであることから、通常は発注者、受注者双方が書面にて確認した変更内容を一定整理の上、変更契約書として取り交わすのが、当町においても、また全国の自治体の工事においても一般的な手法であると理解しております。

今回の工事変更における対応が、町発注のほかの工事などと比較して配慮に欠けていたと考えておりませんが、議会への御説明等において慎重な対応に努めてまいりたいと存じます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 認識がそういうふうな状況では、もう擦れ違うしかないんですけどね。要するに、じゃあ、もう一遍ちょっと戻しますけど、完了検査をしてな

くても、私たちはあれは本契約の延長線にあるから設置してもいいんだということをお認めになるんですね。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） という今回の契約の中に含まれるという、今回の事業の中に含まれるものとして工事設置ということをしていただいて、そのことを議案としてお取りまとめということをしてきておるものでございます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 確認しますが、本契約とは、今、個数がどこの部署がどこがという、そうした変更契約とは違いますね。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 数量の変更というのの類するものということではなく、実際のその意味合いとして、これは工事を、もちろん住民の皆様には解体ということをしていくに際してやっぱり必要であると、その情報の提供が必要であるということの要素を鑑みたものでございます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 意味合い、意味合いとしてなんて、そんなもんで変更契約されたら、町民さんは迷惑ですよ。そんなものに借金を上乗せしていただいたら迷惑な話ですよ。私は、本当にこれは切り離して議会に提案すべきもの。そして、しっかりと整地工事をやり切って完了検査をしてしまうこと。このことが優先されるんじゃないんですか。もう町長みたいに思いはもう聞きたくないから、この事務手続として自治体がやるべき事務の処理として、手続としてはこれじゃないんですか。お認めにならないんですか。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） なかなかちょっと辰己議員と全部表側を整えてということがなかなか難しい部分がもしかしたらあるのかもしれないんですけども、愛知中学校がなかなか直近の大きな工事でしたので、例としてもお分かりいただきやすいのかなというふうに思うんですけども、もともと手摺りの設置ということは当初構想しておらなかった要素でございました。ただ、建物があって、そこに関してやっぱり子供たちがよもやということがないように、より安全を確保するように各教室に手摺りを設けてということもさせていっていただいた。あれもそういう意味において

は、非常に今日的にそれぞれの命や体をお守りをしていくということであったかというふうにも存じております。今日、様々な地方行政、いろんな機構、いろんな組織、企業もそうでございますけれども、目に見える製品とかハードということとともに、大変情報にいかに触れていっていただくかということが、やっぱり今日、非常に住民様には求められてるというふうに考えておるものでございます。そういう点においては、この住民の皆様が大きな愛荘町の中でも目立つところにもあるこの工事が、何を施行して何を想定してということを知っていただくという情報が、この工事の一環の中においてなされるということが大変に寛容であるというふうに捉えておるものでございます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 別にここで中学校の議論する気はないんですが、あえてそう言われたもので、私らも後に住民さんから言われて、ちょっと危険じゃないと。だからそこに嵩上げ的なのでたしか盤を提案させてもらったと思って、工事は追加的にしていただきました。落下しないようにとかそういうことでの配慮で自分も提案したと思います。そういう議論の上でしっかりとしなさいよというのが、変更契約の可否の判断する方法として説明をしっかりとすることでしょう。あなた方のやっているのは、ああやりました、やっときました、やっときました、あと議会理解しなさいねというやり方なんです。だから、議長に説明しましたかと、あえて聞いたのはそこなんです。せめて議会への説明を最低限しとくべきでしょうと。いちいち追加工事の細かいことまで議会に報告するのかどうか、そこはあなた方と議長が話し合っただけで調整しなかったら、職員がまいついていきますよ、それは。しかし、全くそれとは観点も、事案というか工事も全く違うということを私は指してるわけですよ。違う工事をあなたが指示をしたんですよ。ですから、9番目の質問に行きます。

職員のコンプライアンスの希薄化は町長自身にあるのではありませんか。町長の答弁を求めておきます。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 当初、看板設置時に、地面また空中において歩道敷に部分がかかる状態において設置をしてしまいましたこと、また建設・下水道課への申請をぬかったことなど、法令上の必要な知識に不十分な点があったため生じたものと認識しております。

ともするとミスなどは共有されにくいものですが、組織内において至らなかった点に関しても、経験、ノウハウ、情報の共有に努め、総体として町行政の実務力の向上に努めていかねばならないと存じております。

コンプライアンスの希薄化という御意見を頂いておりますが、例えば職場におけるパワハラやセクハラ、業者様との付き合いやコンタクトの在り方、職員の家庭事情への配慮など、過去の時代と比較しても今日ほど遵守を旨としている時代はないと存じますので、御指摘は当たらないと存じます。

一方、事務におけるミスや理解不足、コミュニケーションの善処という部分に関しては、一層皆で力を付けていかなければならないと考えております。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 本当にこれほどまでにその問題意識、要するにミスと認めているんですけど、結局、町長は自分自身の問題として捉えているのかどうか、今の答弁は。いやいや職員が悪いんですと、言わんで聞こうとする、何かそのように聞こえてくるんですね。最後には、そういうふうには私の指摘は当たりませんというような言い方をしてる。しかし、こうした行為をどんどんさせているというのは、やはりガバナンスの問題、コンプライアンスの問題として見なきゃならないし、私はこのこれから出された議案は、私は分けて出すべきもんだというぐらい考えてるんですよ。これほどまでにミスも認め、法令的な問題も抵触して、そういう可能性についても認め、しかし、それは職員のミスに値する、こんな答弁だったかなというふうに思うんです。これでは、本当に町長のガバナンスが発揮されるのか、逆にガバナンスのなさが露見してきてるんじゃないか。もっと分かりやすく言えば、意思疎通ですわね、そういうところでは。そういうものがどうなんかという、全般にわたって捉えてきてるのではないのでしょうか。私は、確かに議会と行政が混乱したときに、いろんな提案をします。そのときには、行政も本当に耳を傾けて、できるかできないかということやらもやってきています。そういうことが職員間で大事なんじゃないですか。言うてはみるけども、職員もそれはちょっと無理なんだとか、いう双方向の運営が求められてるんじゃないですか。今、そのことがこの解体工事においていろんなことが起こっていることに対して真摯に耳を傾けていく、そして改善する。あなたは、結局は言うては、議会に説明をしてきました、問題はありませんと。問題があるから言うてはるんですよ。私は絶対に、こんな最終検査もしないうちにこんな看板を付けるという

のはけしからんと思ってるんですよ。よくぞやってくれたと、こんな無茶苦茶なことを。何でもありかと、こういうふうにつながっていくんですよ。こんなガバナンスのないこんな政治をされたらたまったもんじゃないということを強く言うておきます。

もう、つい時間が経つので、2項目めの質問にいきます。

次に、学校給食の無償化を求めることについて質問します。

町長は、町民への挨拶で、安心したまちづくりをメッセージされます。その中には、子育て支援も含まれています。私たちも子育て支援として、子供の医療費の無料化や学校給食の無償化を、度あるごとに求めてきました。学校給食の無償化は、物価高騰対策などの国の交付金を活用し、期間限定で給食無償化に踏み切った自治体を含め、東京都特別区や県庁所在地など、人口規模にかかわらず進み、全国の3割の自治体で給食が無償化されていると聞き及んでいます。

そこで、学校給食法第11条を根拠に給食食材費を保護者負担としているところですが、法第11条をもって給食費は保護者負担としなければならないのか、答弁を求めておきます。

○副議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

学校給食費の納付義務につきましては、学校給食法第11条第2項により、学校給食費は学校給食を受ける児童、または生徒の保護者の負担とするとされております。

また、学校教育法第16条により、保護者とは子に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは未成年後見人をいうとされております。

これまでの議会答弁でもお答えしておりますとおり、給食費の無償化につきましては考えておりません。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） では、どのように情報を得られてるのかをお聞きします。

給食費の無償化を進めている自治体が、そうした法律をもってペナルティ、もしくは注意が、国から指導が行われているのかどうかをお聞きします。

○副議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

無償化という部分につきましては、実質無償化ということだろうと思っておりますけども、そのことについて国から特段のペナルティとかというような話を聞いたことはございま

せん。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） そのとおりで、そうした無償化を進めているところが国からの指導があると、それは各市町の裁量権ということで回答がされているということをおっしゃいます。

それで、就学援助制度について、ここには給食費の援助ができるというふうになっているわけですから、就学援助制度は本当に保護者がこういう制度を認知されているか、認識されているか、どのように教育委員会が把握されているかをお聞きします。

○副議長（河村善一君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（上林市治君） 例年、年度末ということで、次年度に向けての保護者に対して文書を送っておりますけれども、それぞれ各学校のほうから文書をお願いしておりますけれども、2年生以上になりますと前年もしたということに分かるんですけども、1年生については特にそういう意味で新しいところでは遅れて提出されている方もおられるということで、周知は一定しているところでございます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 今、答弁にあったように、2年生になると前年度の実績等で把握をしやすいということが今答弁されたと思うんですが、その基になる生活保護基準がどの程度保護者が認識されてるかというのが出てくるんですよ。生活保護基準に沿って保護されているというか、制度を受けてるという人は当然分かりますよね。でも、生活保護基準は複雑ですよ、家族構成やいろんなもので。だから、私の家は当てはまるんだろうかというの、生活保護そのものを受けてると分かるけども、就学援助制度を受けられるかどうかは分かりにくい。ここをどのように周知されるのかなとちょっと思うたのでお聞きしてるんです。というのは、自主申告ですから、その方が問題意識を持たれなかったら、えらいのに告白できないという事態になるので、ちょっとそこをお聞きしています。答えられたらよろしく。

○副議長（河村善一君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（上林市治君） 当然、それを知らなかったという御家庭もたくさんおられますので、大体最終的には10%程度の御家庭から毎年その対象となりますけれども、その中には基準以上というお家も、アウトというお家も

その中には、そういう申請はされているというところでは一定周知はしているのかな
ということだと思っているところでございます。

○副議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 町が出していただいている保護者の皆様へといって、ここ
にいろんな援助の対象となる保護者を書いています。給付内容も書いています。それ
でありがたいんですが、当事者がそれが分からなかったら何もならない。しかも、保
護基準の130%が該当ですよということが分からないので、ここを何としてもどの
ように、少しやはり本当に生活が大変になってるんですよ。だから、町長が子育て支
援に頑張りますというところを、担当課のほう、所管のほうからどうアプローチしてい
けるか。ここは町長を支えるという立場からも私は大事だと思っているので、来年度に
向けてどのように周知をされるか、ちょっとその所見だけを聞いておきます。それで
終わります。

○副議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 御指摘ありがとうございます。保護者の現在、生活状況が
だんだん厳しくなっているということにつきましては、これまでからその給食費だけで
はなしにいろんな意味での保護者負担の軽減を図るよというということで、校園長会を
はじめ、いろんなところでいろんな方法でそれを実現するよというということで、学校
のほうにも、特に副教材等の教材費の購入とかについては、タブレットドリルを活用
して関連するものは減らすよというふうなことで保護者負担の軽減という部分
は、現場のほうにも非常に敏感になるよというところで伝えているところござい
ます。

今、御指摘のありましたこの就学援助につきましても、本当に困っておられる方が
有効に活用されるということが基本であろうかと思しますので、今までのところで不
十分なところはないかどうか、もう一度振り返ってみたいというふうに思っている
ところでございます。

○副議長（河村善一君） 以上で、辰己 保議員の一般質問を終わります。

○副議長（河村善一君） 執行部席替えのため、暫時休憩いたします。14時40分
まで14分間の休憩とさせていただきます。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時40分

○副議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 久保田正利君

○副議長（河村善一君） 一般質問を続けます。1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。1番、久保田正利。一般質問をさせていただきます。まず1つ目として、公共施設の省エネ対策、次に給食費の時限的な無償化や軽減措置、次に災害時の障がい者や高齢者への対応、次に通学路や避難所までの安全対策、以上4つについて一問一答でお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

まず1つ目としまして、公共施設の省エネ対策ということで、今年の夏も連日猛暑が続きました。さて、文部科学省の全国公表では、公立学校の普通教室への空調設備設置率は、平成22年10月時点で19.3%から令和4年9月時点の95.7%へと大きく上昇し、児童生徒は快適な状況で学校生活を送っていることと思います。ただし、建物の断熱や気密性が低いと透過率が高く、非常に効率が悪くなり、光熱費が上昇することにつながります。外壁の外断熱、ペアガラス、二重サッシ、開口部の遮熱措置（ルーバー）、屋根屋上防水の対応は必須であると思います。このことから何点か質問させていただきます。

まずはじめに、町内全ての公共施設の空調整備の状況と省エネ対策の状況を教えてください。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 御質問では、町内全ての公共施設の状況をとのことですけれども、町民の利用頻度が高い施設や規模が大きな施設などに絞って、その施設を所管する各政策監より、または次長からそれぞれ答弁をさせていただきます。

まず、総務部門が所管します主な公共施設であります、まず両庁舎につきまして、私から現状を申し上げます。

愛知川庁舎の空調機器はボイラーによる集中方式であります、大会議室や第5会議室等の一部に個別式エアコンを設置しており、併用による運用を行っております。

また、秦荘庁舎につきましては、御承知のとおり、ボイラーの故障により、現在は仮設の個別式エアコンでの運用となっております。

省エネ対策の現在の状況といたしましては、両庁舎ともに正面玄関等に風除室があり、冷気や熱気の流入を抑えております。そのほか、ブラインドの調整により、直射日光の進入を防いでいるとともに、急激な電気使用料を抑えるデマンドコントロールによる省エネ節電に取り組んでいるところでございます。また、現在、取りかかっています庁舎等リニューアル工事において、一部でございますけれども、LED化への改修工事を実施いたします。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 企画部門が所管いたします主な公共施設につきまして、現状のほうを申し上げさせていただきます。

愛知川消防センターの空調は、部屋ごとの個別エアコンによる運用を行っております。省エネ対策としては、外壁に断熱効果のグラスウール施工や、玄関の風除室の設置、及び各部屋の窓にブラインドによる直射日光の進入を防ぐ対策を行っております。

ゆめまちテラスえちの空調につきましては、部屋ごとの個別エアコンによる運用を行っております。当該建物は町指定有形文化財として保存するために整備した建物で、省エネ対策といたしましては、全館LED照明を設置し、各部屋のカーテンによる直射日光の進入を防いでいるような状況でございます。

次に、長塚総合センターの教育集会所、長塚会館及び老人憩いの家の空調につきましては、部屋ごとの電気の個別エアコンによる運用を行っております。省エネ対策としては、各部屋にブラインドを設置し遮光対策を行っております。

次に、川久保総合センターの教育集会所、保愛館及び老人憩いの家の空調につきましては、部屋ごとの個別エアコンで教育集会所は電気、保愛館は電気とガス、老人憩いの家はガスによる運用を行っております。省エネ対策といたしましては、窓の外側によしずを設置するなど、遮光対策を行っているところでございます。

次に、山川原地域総合センターの教育集会所、山川原会館、老人憩いの家の3施設の空調は、電気による個別エアコンによる運用を行っております。省エネ対策としては、二重サッシを教育集会所の大ホールに設置、屋根屋上防水を山川原会館の会館の交流サロン、ギャラリー部分に施工しているほか、山川原会館の照明はLED化しております。

以上が企画部門が所管する主な施設の状況でございます。

○副議長（河村善一君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 福祉部門が所管いたします主な公共施設について現状を申し上げます。

まず空調設備の状況ですけれども、ボイラー形式が福祉センター愛の郷で、残り16施設につきましては個別エアコンとなっております。

次に、省エネ対策の状況でございます。開口部の遮熱措置を行っている施設は、福祉センター・ラポール秦荘のプール、いきいきセンター、いきがいセンター、及び福祉センター愛の郷の4施設でございます。部分太陽光を利用している施設は、つくし保育園、子育て支援センターつくしひろばの2施設、タイマーによる自動節水を行っているのは川久保児童公園です。その他、LED照明を活用している施設が4施設ございます。なお、いずれの施設におきましても適正温度管理を原則としつつ、感染症対策による十分な換気、また熱中症対策について励行しているところでございます。

以上です。

○副議長（河村善一君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 産業部門が所管する主な公共施設につきまして、現状を申し上げます。

まず空調整備の状況ですが、ボイラー形式のものではなく、空調設備が必要な施設については個別のエアコンでの対応となっております。

次に省エネ対策の状況でございますが、湖東三山館あいしょう及び中山道愛知川宿街道交流館の一部にペアガラスが入っています。外壁の外断熱、二重サッシ、開口部の遮熱装置、いわゆるルーバー及び屋外屋上の断熱防水等につきましては、いずれも整備していない状況です。また、LED化につきましては、湖東三山館あいしょう及び中山道愛知川宿街道交流館において整備済みであり、るーぶる愛知川の一部について、今年度、LED化を予定しております。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（上林市治君） 教育部門が所管する主な公共施設につきまして、現状を申し上げます。

所管する22施設のうち、まず空調整備の状況ですが、ボイラー形式がハーティー

センター秦荘及び秦荘図書館で、残り 20 施設は個別エアコンとなっています。また、体育館等につきましては事務所以外は設置しておりませんでした。昨年度、愛知中学校武道場の新設に合わせて移動式空調機 4 台を導入いたしました。

次に省エネ対策の状況でございますが、昨年度完成した愛知中学校のみペアガラスでございます。外壁の外断熱、二重サッシ、開口部の遮熱装置、いわゆるルーバー及び屋根屋上断熱防水等につきましては、いずれも整備していない状況です。

また、LED化につきましては、幼稚園、小中学校施設から取り組んでおりまして、令和 6 年度秦荘西小学校、令和 7 年度愛知川小学校をもって全て完了となります。一方、文化施設、社会教育施設及びスポーツリクリエーション施設のうち、秦荘武道館を除いて未整備であることから、有効な財源を確保しながら順次進めていみたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） ありがとうございます。省エネ対策はゼロではないというのは分かりましたけれども、改めてゼロに近いなということを改めて理解させていただきました。地球温暖化対策として、これだけ世界中が様々な取組をされているにもかかわらず、愛荘町公共施設 84 施設までとは言いませんが、あまりにも関心がないのではないかなというふうに思っております。エアコンの設置状況ということについても、ほとんどは省エネ対策の室外機ではなく、全くこの辺も考慮しておらないと思っております。この地球温暖化対策という観点から、町として、関心がないことについてどのようにお考えであるかお答えください。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） ありがとうございます。確かに議員が申されますように、多くの施設について省エネ、温暖化対策、それらにつきまして年数が経過している施設が多いとは言いながらも、高度な対応ができてないというところにつきましては、それが現状であるのかなというふうには思っています。私たち職員の意識も、御指摘いただきますように薄いと言われても致し方ないのかなという部分はございます。町の施設を新築したりとか大規模改修をするときにつきましては、例えば LED とか、あとエネルギーの効率の良い空調設備、そういったものの選択につきましては、ある一定知識は職員もございますので協議等はさせていただくこともあるんですけども、

ただ議員御指摘の、例えば外壁の外断熱とか、あとペアガラス、ルーバーなどの部分につきましては、どうしても専門的な部分がちょっとあって、職員によっては担当によっては業者からの提案を頂きながら対応しているのが多いのが現状かなというふうに考えております。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。専門業者からは、大して何もアドバイスはしません。言われたことに対してやるのが業者です。その前に、今はやっぱり先ほども言いましたが、世界中が様々な方法で取り組まれている中で、やはり専門的なこととは言うものの、県であったり、今はもうインターネット等でいろいろ深いところまでは探れることかと思っております。ただ、そこまでができてないというところがすごく疑問に思うわけなんですけれども、なぜそこまで出向いていってでも仕様書を考えたりとかしつつも対応をしていかないのか。そもそもこの答弁にもありましたけれども、風除室、あるいはLED化というのは、もう既に数十年前から取り組まれてる内容で、今、地球温暖化対策と言われるものからは非常に少ないです。もっともっと高いところがあります。外壁であったりとか、屋根断熱だったり、要するに熱を中に入れない、ブラインドであっても、一旦は中に入ってしまったんです。それを一旦中に入れないようにする方法を取り組んでいかなあかんと思うんです。アナログではありますが、川久保会館なんかやと、よしずを外に付けてるということがありました。アナログではありますけれども、こういうことが大切やということなんです。もっと前向きに出向いていって、ちょっと勉強というところなんですけれども、知識を付けていっていただきたいなというふうに思っております。

再質として次に入らせていただきます。今の観点から言いますと、幼保もこの灼熱で体力さえ失っていくと聞いております。空調設備もデマンド管理されているため、空調は効いてないのと一緒だということも聞いております。もちろん同じ空間にいる先生方も同じことです。この原因も遮熱不足ではないかと考えますが、これに関して答弁をお願いします。

○副議長（河村善一君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 御答弁させていただきます。

先ほどもちょっと御答弁させていただきましたけれども、つくし保育園におきましては、あの部分の太陽光を活用して、そのエネルギーをバッテリーに蓄電して災害時

の発電に活用できるようになっております。議員御指摘のとおり、子供たちの出入りがあるためにクーラーが大変効きにくいような状況になっておりまして、扇風機を併用しながら感染症対策を講じながら対応していただいているところでございます。子供たちの涼のためにクーラー遊びとか取り入れてはおりますけれども、日焼けのタープを活用したりとか、テント、パラソル等を活用して、日陰の設定とかもしているような状況でございます。また、つくし保育園には井戸水が幸いございますので、その井戸水を活用してグラウンドに散水する等々、日々工夫をしながら保育に当たっていただいているような状況でございます。

○副議長（河村善一君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（上林市治君） 幼稚園でございますけれども、遮熱ができておらず、養護教諭が常に暑さ指数をチェックをして園内に周知をしているというところでございます。空調管理につきましてはデマンド管理を行っておりますけれども、できる限り無駄がないように努めておりますけれども、命に関わることから、適宜に現場の判断を頂いているところでございます。子供たちには外で遊ぶことも多くありますけれども、砂場やプール等においても日陰を作るなど、園の運営に苦慮を頂いているところでございます。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。今の件ですけれども、我々が小さいときには、夏いうと、今ぐらいの暑さやったと思うんですけれども、今はもう既に36度、37度、で、しかも子供の身長からいいますと、地面に近いところにいます。そんなところを考えると、デマンド管理されて空調が止まってしまうというのはあんまり適切な対応では、管理ではないというふうに思っております。その辺は重々注意していただきましてやっていただきたいなというふうに思っております。一度、現場に行かれたことはありますか。

○副議長（河村善一君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 何度か現場のほうに行かせていただきまして、共に子供たちと遊びながら暑さ対策も一緒にさせていただいているところでございます。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。十分対応を取っていただいているとは思いますが、やはり毎年毎年暑さも変わっていておりますので、去年行ったからではなくて、常にそういう対応を取っていただければなというふうに思っておりますので、この辺は子供はまだ温度管理、体温管理がちょっとまだしづらいというふうに聞いておりますので、小学校、中学校になってくると、もうちょっと気ままにもなるやろうし、温度管理もできるぐらいに成長してきてはるので、その辺は適切に対応のほうをお願いしたいなというふうに思っております。

再質問させていただきます。先ほど説明いただきました施設は、ほとんど避難施設に指定されているかと思えます。中でも、体育館は大空間で、大きな避難収容所として利用されています。しかし、大きな空間であり、通風も良く、体育施設ということから空調設備の設置はほとんどありません。全国公立小中学校の空調設置率は令和4年9月時点で11.9%と、非常に少ないです。また、開放的な構造であるため、校舎よりも断熱化は更に遅れています。このことから含めまして、重点施策に脱炭素化、地球温暖化対策等の文字がないのは、この辺はなぜでしょうか。お答えください。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 議員言っていただいておりますのは、当初予算の重点施策ということでよろしいでしょうか。確かに、脱炭素化、地球温暖化の対策等についての表現ございませんけれども、町の総合計画におきましては、議員御指摘いただいております地球温暖化対策、脱炭素化、省エネについて、今後特に重要な視点であるという認識をさせていただいておりますので、町全体を見据えまして推進していく必要があるとの記載のほうはさせていただいているところです。令和6年度の予算の編成につきましては、そういった視点を取り入れながら予算編成をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。書いていただいているのは分かるんですけども、じゃあ何でされないのか、どうして予算が付いてないのか、そこはちょっと詳しく御説明ください。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 総合計画につきましては、そういった表記をさせていただいている中で、それぞれの担当部署等におきまして、事業等も含めましてですけ

れども、もういろんな面で対応のほうをさせていただいているというふうに考えておりますけれども、ただ、予算措置につきましては、直接重要視点というところの部分は令和5年度についてはさせていただいておりませんが、予算の中で取り組んでいただいているというところにつきましては多々あるのかなというふうに思っております。そういうことを踏まえまして、令和6年度からにつきましては、しっかりと位置づけのほうをさせていただきながら編成をさせていただきたいなと思っております。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。もうこれは必須ですので、やっぱり率先して次年度からはやっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、庁舎等リニューアル事業における空調と省エネ対策はどのように実施されているのかお答えください。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 空調設備については、現在、秦荘庁舎においてボイラーが故障していることから仮設の個別式エアコンで対応しておりますが、今後予算をお認めいただいた上で、1階、2階の各フロアや部屋に個別式エアコンを設置することとしております。

また、新たに建築します保健センター棟につきましても、個別式エアコンを設置いたします。省エネ対策といたしましては、新築の保健センター棟については、建築物エネルギー消費性能確保計画の適合判定を受けて実施しているものであります。外壁の平均熱貫流率や窓の平均日射熱取得率等を基にした空調設備機器の選定を行った省エネ対策に努めた建物としております。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。この平均熱貫流率等につきましては、これはもう10年ぐらい前からもう小規模建物についてPALの計算であったりとかいうことは十分実施せえということと言われておりますので、僕はさっき言うたように、地球温暖化対策という上でもう出発してしまってるので、もっと具体的に進めていって意識を持っていただきたいなというふうに思っております。

次に、その辺について、これから始まる工事についてはやっていただきたいというふうに思っております。今後、先ほども言いましたけど、公共施設等適正管理推進事業費を活用すべきだと先ほども質問でありましたと思うのですが、今後の予算措置を必ずしてほしいと思うのですが、これいかがでしょうか。お答えください。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

議員も御承知やと思うんですが、令和4年度までは公共施設等の適正管理推進事業債のメニューで脱炭素化事業でありましたけれども、令和5年度から令和7年度までとなりますけれども、脱炭素化推進事業債として独立をして新たに創設されたというところがございます。対象事業の拡充を図られることによりまして、公共施設の脱炭素化の取組を計画的に実施することを目的とされておりますので、町におきましては令和7年度までの事業債でもありますので、その場合につきましてはLED照明の導入、電気自動車の導入等を行ってまいりたいというふうに考えております。もしその令和8年度以降も継続してこの事業債があるのであれば、公共施設のいろんな集約時において、省エネ、ZEB等の手法を入れさせていただいて、積極的に取り入れさせていただきたいというふうに考えております。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。ZEBというのはすごく大変なことやと思うんですけれども、それに費やせる費用というのは莫大な費用になってくると思いますが、今おっしゃられたので、ぜひともこの辺は御検討いただきたいというふうに思っております。

次の質問に入る前に、これはちょっと告知はしなかったんですけど、この地球温暖化への関心が薄いように思われるのですが、今後、町長としてはどのように関心を持っていただけるか、一言だけお聞かせ願えたらありがたいです。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） この度の御質問、本当にありがとうございます。今までも、やっぱりこういうような御質問を頂いてということは私としては初めて触れることでございますけれども、今日的にその環境意識をより高めていく、省エネも含めてなんですけれども、大変重要になってきます。今回、御質問という形で久保田議員からもたらしていただいております、ちょうど3週間ほど前にNHKの朝のニュースでもこ

れやっぺらっしやった、ちょうど私、幸いに見ることができて、やっぱりこの断熱ということをする、その教室の光熱費が3割ほど減させることができたということで、ランニングを踏まえて考えると、こういうような時代にもなっているのかなというふうにも捉えておりますので、既存の施設に後追いでやっていくというところのいろいろコストと実際のランニングということのをバーターにしたときに、どの辺が出納ポイントになるのかというところをまた見極めながら、久保田議員は議会でいらっしやり、かつやっぱりプロでもいらっしやるので、またいろいろアドバイスを頂きながら進められると大変良いかなというふうにも存じるものでございます。御質問ありがとうございました。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。ぜひとも、そういう対応でよろしくをお願いします。

次の質問にまいります。給食費の時限的な無償化や軽減措置についてお伺いします。既に他の議員も多数質問されていますが、私も今回、一般質問させていただきます。

物価高騰による影響を加味して、子育て世代に経済的負担軽減を実施すべきであるかと考えます。給食費の時限的な無償化、または時限的な軽減措置を実施する考えはあるかどうか教えてください。あくまでも物価高騰による影響を加味して、子育て世代に時限的な経済負担の軽減を実施するべきであると考えますので、その辺よろしくをお願いします。

○副議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

長引くコロナ禍における社会情勢は、様々な影響をもたらしております。感染症の影響を大きく受けた業種や、そこで働く方々のほか、ロシアによるウクライナ侵略などの影響による原油、穀物等の物価の高騰など、経済や生活への影響は依然として続いている状況にあります。

このような状況の中、学校給食で使用する材料においても食材の価格が高騰しておりますが、現在の給食費の範囲内で給食の質や量など栄養価を確保し、幼児、児童、生徒等の心身の健全な発達に影響を及ぼすことがないように提供をしております。

また、高騰する食材の費用が保護者負担とならないよう、さきの議会において議決を頂きました補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用す

ることにより現在の給食費を維持し、子育て世帯への支援を実施しております。

御質問の給食費の時限的な無償化または時限的な軽減措置につきましては、町の独自財源での実施は財政的に厳しく困難でありますことから、現段階におきましては無償化は考えておりません。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。今、最後に財政的に厳しくということの答弁を頂きましたが、どれぐらいなら可能なのでしょうか。

○副議長（河村善一君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（上林市治君） 今、ただいま額をお聞きですけれども、額については申し上げることはすぐできませんけれども、6月議会のときに1,000万円余りを国の財源を使って保護者負担を求めないというところで、全体的な子育て支援というところで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。以前には町長の答弁からありましたように、年間1億2,000万円というふうに答弁をお聞きしました。この1億2,000万円が愛荘町のほうで財政的に厳しいと言われるのでしょうか。

○副議長（河村善一君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（上林市治君） お答えをいたします。

今おっしゃいましたように、給食費については保護者負担というところで、その食材については保護者負担ということになっておりますので、今おっしゃったように年間で約1億2,000万円というところで、今その分は保護者から頂いておりますけれども、これを無償化してしまうと、仮に10年で12億円というようなところで、例えばその財源として何らかの措置があればそういったことも対応可能かと思われましても、今現在のところでそういった良い財源もないというところではございますので、やはり積立金を崩していくというようなところになりますので、たとえ20億円あったとしても、それが十数年で枯渇をしてしまいますので、やはり現状では難しいというようなところで考えているところでございます。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。もちろん僕が質問しておりますのは時限的にということですので、10年で10億円とかいう話までは僕はしてるつも

りはありません。あくまでも時限的に無償もしくは軽減ということですので、そこを十分御理解いただきまして、今後可能な限り進めていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ちなみに先日の県の予算編成をニュースで聞きましたけれども、5つの柱ということで、1つ目に子供子供子供ということで三日月知事がおっしゃられましたけれども、ちょっと外れるかもわかりませんが、このことについて何か御答弁ありましたらお願いします。

○副議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 私が答えるのが適当かどうか分かりませんが、教育委員会としましては、当然、一番大事なのは子供でございますので、これまでの午前中の議員の御質問の中にもございましたけれども、やはりこれから未来を背負ってくれる子供たちを、本当にたくましく、そして心豊かに育てていく、これはその家庭だけの問題でもありませんし、小さなエリアで考える物事でもございませんので、これは本当に知事もおっしゃっているとおり、これから子供ももちろん権利の主体者として大事に育てられることによって、この日本という国もですし、地球規模でも持続的に発展していくということが可能になるということで、大事な観点として今後も指揮をさせていただきたいと思っております。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。出発点の小さい子供からの給食費の件から今の質問をさせていただきました。子供を視野に入れた政策を反映ということでありましたので、あえて質問させていただきましたので、ありがとうございます。

次の質問に入らせていただきます。3番目としまして、災害時の障がい者や高齢者への対応ということで、東日本大震災では障がい者の死亡率が健常者の2倍であり、災害時は自力での避難が困難な人が取り残されています。障がい者や高齢者が取り残されない観点から何点か質問させていただきます。

災害時や災害に備えるための個人情報共有や取扱い方をお教えてください。

○副議長（河村善一君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） お答えさせていただきます。

町では、避難行動要支援対象者名簿と個別調書の2つのデータを保有しております。

まず避難行動要支援対象者名簿につきましては、災害対策基本法に基づいて、大地震などの災害が起こったときに自力で避難することが難しく支援が必要な方々の情報を、福祉課で取りまとめ管理させていただいております。

本データは年2回情報を更新しており、災害発生時には町災害対策本部に提出しております。高齢者や障がい者、外国人や未就学児、妊婦等を含め、8月1日現在で4,103人のデータを個別の基礎情報として管理しております。

また、個別調書につきましては、平常時には見守りの強化を、災害時には避難支援関係機関が安否確認や避難支援等を迅速に行うため所有しているものでございます。緊急時の家族の連絡先や配慮が必要な点、かかりつけの病院等、細かな情報を申請させていただいており、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会、消防本部、消防団、警察署等と避難支援者のデータを共有しております。8月1日現在で151人の登録がございます。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。今の件で、個別調書について、平時には見守りの強化などがありますが、どのような強化をされているのか。また、避難支援関係機関というのはどのような機関なのか、詳しく教えてください。

○副議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。まず避難支援関係機関についてでございますが、これにつきましては、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、消防等になります。こういった機関に事前に情報を共有することで、災害時に避難支援等を迅速に行うことができます。また、自治会、民生委員児童委員に個別調書の情報を確認していただくことで、地域の見守りサポート会議での検討対象者に上げていただいたり、訪問などをしていただくことで見守りの強化を図っていただいていることとなります。気にかけていただく必要のある方がどなたであるかということを確認していただけることが大切な取組というふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。避難支援関係機関で安否確認や避難支援を迅速に行うとありますが、どのような想定でやられるのか、説明をお願いし

ます。

○副議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。情報を事前に共有することにより、少しでも支援が行き届く可能性を拡大するため、個別調書の登録を進めさせていただいております。安否確認や避難支援については、これらが必要なときに町災害対策本部の指示や、自治会自主防災組織の地域、また民生委員児童委員の取組、消防等の職務遂行の有効なデータとして活用していただく情報を提供できるよう整理のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。個人情報については特に注意をさせていただかなあかんことですので、先ほども自主防災組織や社協、消防、警察等々に共有ということではありますが、くれぐれも注意して取り扱って慎重に管理を取っていただかなあかんかなというふうに思っておりますが、法律は守らなければならないと思います。ただし、守ることによって死亡者が出たり障害が出るということは本末転倒であると思いますので、日頃から十分な訓練であったりとか意思疎通を持っていただくように、今後とも進めていっていただきたいなというふうに思っております。

次の質問に入らせていただきます。障がい者や高齢者を含めた形式的な防災訓練ではなく、充実した防災訓練の内容を教えてください。

○副議長（河村善一君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 本町では、行政が主体となって小学校区単位での総合防災訓練を実施し、町民の防災意識の高揚を図り、地域とともに災害に強いまちづくりを進めてまいっております。

過去の防災訓練では、地域から拠点避難所まで担架の搬送訓練、愛知消防署の指導により簡易担架の作成方法やAED操作訓練等を実施したほか、各自治会における安否確認訓練等、実践的な訓練を実施してまいりました。

また、過去におきまして障がい者や高齢者の避難訓練を実施したこともありますが、コロナ禍によって見合わせている現状もあります。今後は実施方法を工夫しながら、避難行動要支援者の避難訓練等を、関係機関の参加も含めて実施していきたいと考えております。

地域と協働した取組として、支援を要する避難行動要支援者に対し、各種訓練以外にも日常的な声かけなどの見守り活動や、それぞれの施設における避難計画を策定いただくよう依頼しているところでございます。

今後におきましても、地域支援者として御協力いただける民生委員児童委員や隣近所、家族や自主防災組織、消防団との連携を深めながら、自助、共助、公助による防災・減災対策を強化し、災害に強いまちづくり、人づくりを目指してまいりたいと考えております。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

先日も防災訓練、暑い中、本当に御苦労さまでした。ありがとうございます。災害時の確認方法はどのように今の件でされているのか、訓練の際の被害状況を連絡できるシステムや体制は必要不可欠だと考えます。各々の地域に情報を共有されている団体の御家族、近隣の方がおられるかとは思いますが、訓練の際、その方々からの現在の状況の連絡が取り合える訓練も必要かと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

○副議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 失礼します。御答弁を申し上げます。

近年の防災訓練におきましては、発災型の訓練を重点的に実施をしております。これにつきましては、実際に地震などの災害が起きたことを想定しまして、初動体制を含めた災害対応の訓練として実施をしているものでございます。各自治会や自主防災組織、あとは各種団体や各施設等においても同様に、様々な想定の中で訓練を実施していただいていることに関しましては大変感謝を申し上げる次第でございます。日頃の訓練を含め、いざ災害が起きた場合は、自助、共助の観点から、地域の見守りサポートや隣近所、また地域ボランティア等による高齢者や障がい者への支え合いが非常に重要となってくることから、状況の連絡等につきましては、各地域の御協力を得ながら、今後、個別避難計画等を速やかに策定をいたしまして、自治会や自主防災組織を通して情報連絡体制を強化できればというふうに考えているところでございます。議員御指摘のとおり、今後の防災訓練等におきましては、情報伝達訓練なり、また電子媒体等を使った地域の状況把握等も含めた幅広い訓練を検討してまいりたいと考えております。加えて、今後も出前講座等を通じまして、しっかりとサポートできる体

制づくりに努めてまいります。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。東北大震災でも津波訓練は常にやられてたそうです。でも、恐らく来うへんやろうとか、そういう考えがああいう人的な大惨事を招いたというふうにも聞いておりますので、訓練はあくまでも訓練です。イベントにならないように改めてその辺を引き締めて、我々ももちろんそうなんですけれども、意識を持たすような方法を取っていただくのも訓練かと思っておりますので、その辺よろしくお願いいたします。

再質問させていただきます。災害時における重度な障がいをお持ちの方の対応について、何か対応されておるんでしたらお聞かせください。

○副議長（河村善一君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） お答え申し上げます。

重度な障がいのお持ちの方の中でも特に医療依存度の高い方、例えば人口呼吸器や在宅酸素吸引機等を必要とされている方につきましては、医療機器を使うことで生命を維持されていますので、電気などのライフラインが途絶えることは生命維持の危険を及ぼすこととなります。そこで、医療依存度の高い要支援者が有事のときも安心して過ごしていただけるよう、当町におきましては、災害時の避難方法について個別に対応させていただいております。具体的には、滋賀県が発行しています災害時対応ノートを活用して、本人、御家族、主治医を含む関係者ととも、災害時の対応について話し合い、避難場所、避難ルート、連絡方法の確認、特殊なお薬の準備、医療機器の停電に備えたバッテリーや予備電池の準備等を一緒に検討しております。避難場所についても個別に相談させていただいております。福祉避難所へ人工呼吸器や痰の吸引機、携帯用の酸素ボンベ等を持って避難される場合を想定し、バッテリーの持続時間がどの程度なのかというのも確認をしております。また、自家発電機を自宅に設置されておられる方、避難所に移動することを望まれない方もいらっしゃるにしまして、その方につきましては、自宅で安全に過ごせる方法について一緒に相談させていただいております。いずれにいたしましても、本人や御家族のお気持ちに寄り添いながら、個別に避難計画を作成させていただいているところでございます。

以上です。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。いざというときのためのマニュアルとか、人的配置のマニュアルであったりとか、そういうようなものは整っているのでしょうか。

○副議長（河村善一君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 今ほど説明させていただきました、特に重度の障がいをお持ちの方につきましては、具体的な避難のときに、どの方が助けに見えて、どのようなものを持ち出してというような具体的な避難経路についても、個別に作成させていただいております。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。重度な障がいを持たれている方については専門の機関について避難体制を取っていただかないといけません、またそのほかには軽度の方への対応も含めまして、よろしくお願ひしたいなというふうに思っております。障がいゆえに、わがままに聞こえる場合があるとよく聞きます。なので、普段から充実した訓練を引き続きよろしくお願ひしたいなというふうに思っております。ありがとうございました。

蛇足ですみません。前回の庁内の訓練でドローンのブースがありましたが、ドローンについては庁内としてどのような働きを持っておられるのか、お分かりになれば教えてください。

○副議長（河村善一君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） 御質問ありがとうございます。ドローンの活用についてでございます。こちらにつきましては、庁内で発生した災害救助活動の1つとしまして、ドローンが必要と判断した場合につきましては、運営企業と災害活動支援に関する協定というのを締結しておりまして、必要に応じて災害活動に必要なドローン、また操作人員の派遣、その他、災害活動に必要な支援が受けられるように調整をしているところでございます。また、御指摘のとおり、先日、愛知川東小学校区で実施をいたしました総合防災訓練につきましても、ドローンによる映像訓練等を実施をしたところでございまして、今後もそういった訓練の中で、有事に備え、速やかに実践できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。災害はいつどこで発生するか分かりません。台風、水害、地震、積雪等様々です。そのときにいろんな対応をさせていただきますよう、引き続きよろしくお願ひしたいなと思っております。あくまでも形式的なものではなく、充実した防災訓練であるようによろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

次の質問に移ります。通学路や避難所までの安全対策についてお伺ひします。

令和5年3月定例会の一般質問で、通学路の危険箇所について質問させていただきました。危険箇所は61か所のうち50か所は対応を終え、11か所が対策中ということで答弁がありました。このことから何点か質問させていただきます。

対策中である11か所の現場の状況や具体的な進捗状況をお教えてください。

○副議長（河村善一君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（上林市治君） 対策中と答弁いたしました11か所のうち1か所が対策を終え、現在継続中の対策箇所は10か所となりました。内訳は、路面標示等の維持補修2件、用地取得を伴う歩道新設5件、用地取得を伴う交差点のたまりの拡幅1件、踏切拡幅2件でございます。

用地取得を伴う箇所につきましては、滋賀県道路整備アクションプログラム2023に3路線の整備計画が掲載され、県により事業化されております。また、本町が実施主体となる箇所につきましては、愛知川栗田線の近江鉄道から国道8号までの区間の歩道整備のみであり、こちらにつきましても着実に進められております。

教育委員会では、引き続き通学路危険箇所の把握に努め、町内小中学校、道路管理者、警察、地域住民と連携して、順次、安全対策を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。まだまだ気づかないところであったりとかいうのはやっぱり多々ありますでしょうし、もっと整備していかなあかんとこともやっぱり出てくるかと思ひます。愛荘町の場合は宅地造成が多いです。そのために新たな住宅が出てきまして、そこへの横断歩道の危険箇所とかいうのも、やはり増えてきているかなというふうに思っております。軽微ではあるかとは思ひんですけども、こういうところも常時確認を頂いて整備のほうをしていただけることをお願ひしまして、次の質問に入らせていただきたいなと思ひます。

通学路の安全対策のみならず、災害時の自主避難所や指定避難所、自治会が公民館などで開設される避難所までの歩道等の安全対策も必要と思います。この危険箇所の状況や今後の整備の方向性を教えてください。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 現在、町内の歩道等における安全対策につきましては、関係機関や学校関係者とともに、年1回の通学路合同点検を実施し、危険箇所の抽出を行っているところです。

合同点検による危険箇所の把握を踏まえ、建設・下水道課におきまして、歩道整備が必要な区間について順次、設置の計画や検討、要望を行い、整備を進めております。具体的には、町において愛知川地先の国道8号から近江鉄道踏切までの区間を整備、また県事業により秦荘庁舎の近くの安孫子地先の信号交差点から南側について、新たに歩道の設置を今年度から実施いただきます。

災害時における自主避難所や指定避難所等への避難経路や移動手段等は、災害の態様、規模に応じて柔軟な対応を要するものでもあります。日常的に、国、県、警察、消防、必要に応じ自衛隊等の関係機関と連携を密にし、災害時に対応できるよう努めてまいります。

今後におきましても、町で優先順位を決め、計画的に修繕を進めてまいります。各地域において防災訓練や避難訓練等を実施されている中で、危険箇所やお気づきの点等ありましたら情報提供いただけますとありがたく存じます。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

緊急輸送道路等の避難路、沿道建築物の指定があります。これは緊急時の際、物資の移送道路に建物が倒壊、崩壊したことによって移送が困難となるおそれのある場合が想定されるため、あらかじめ対象となる建物の耐震性を確認し、場合によっては改修を促し補助を出す事業ですが、移送道路とまでは言いませんが、避難所までの道路の通路の確保や危険箇所等、地域の連絡、連携が取れていて、いろいろ協議ができていいのか、そういった状況について教えてください。

○副議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。地域との連携が取れているのかといった部分でございます。先ほども御答弁申し上げましたけれども、避難

経路や移動手段等につきましては災害の規模等に応じて対応する必要がありますことから、一定のルートを定めているものではございません。しかしながら、有事の際の安全な避難体制につきましては、しっかりと地域と連携を取っていくことが肝要であるというふうに考えているところでございます。先日も、地震を想定した防災訓練のほうを実施しておりまして、関係自治会の皆様には徒歩にて小学校まで避難を頂いたところでございます。その際でございますけれども、職員も誘導員として配備をさせていただきまして、安全な誘導ルートを自治会の皆様と情報共有をしたところでございます。また、夜間時におけます通行の確保等につきましても、自治会の協力を得ながら、街路灯の不点灯等の情報を頂き、随時修繕等を行いまして安全確保に努めているところでございます。また、日常的な町の取組といたしましても、避難所までの通行が困難になったことなどを想定しまして、災害用の備蓄資材保管場所、こちらにつきましては愛荘町消防センター以外にも、町内の4小学校でありますとか、またつくし保育園、山川原地域総合センターの町施設のほかにも、民間企業の計8か所に町内で分散して保管をしておりまして、それらの備蓄品を定期的を確認、補充する際におきましては、危険建物等や通行に支障がないかなども確認しながら、日常点検を実施しているところでございます。

今後におきましても、そういった訓練等を通じまして、地域と連携を取りながら、有事に備え体制を強化してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。空き家問題もあり、避難経路に駆逐した建物がある場合もやっぱりありますので、その辺も考慮していきたいなというふうに思っておりますので、引き続き協議のほうをよろしくお願いいたします。

次に、歩道等の安全対策は命に関わることであり、早期に対策を完了させることが大切だと思います。令和4年度決算の概要、重点施策の取組と成果と今後の対策に、命に関わる安全対策は記載されておられません。町全体としての歩道等の安全対策の重要度、予算措置の優先度、従事する職員配置の優先度についてお答えください。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 令和4年度決算の概要の安全で安心なまちづくりの項目において、歩道を含む道路整備に取り組んでいることを記載しておりますとおり、歩道等の安全対策は重要な施策の1つと考えております。また、県道部分の整備については、

毎年、知事への要望も行っているところです。

また、必要な予算並びに従事する職員についてですが、毎年、整備計画に基づいた予算を措置するとともに、設計、積算などに従事する土木専門の職員を含め、事業量を勘案した配置に努めているところです。

命に関わる対策には、歩道等の整備をはじめとするハード面の安全対策と、啓発活動にもありますように、ドライバー、歩行者などの道路利用者の安全意識のさらなる向上に取り組むなどソフト面の対策があり、両輪として住民の皆様とともに安全な環境づくりを進めていきたいと考えております。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。僕、一番、職員の配置の優先度なんですけれども、職員の配置というところが、恐らく今日もありましたが、なかなか足りてないのではないかなというふうに考えておりますが、その辺について何か御答弁をお願いします。特に土木設計だったりとか積算というふうに言われましたので、その辺について詳しく教えてください。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） ありがとうございます。職員の配置、特に土木専門員でございますけれども、全体のバランス等もやっぱりございますので、そういったところを見据えながらなんですけれども、現在、技術職の職員が若い職員、ここ数年で3名採らせていただいております。そういった職員が、今すごく成長しております、業務をすごく遂行している能力も長けておりますので、そういったところである程度今後も見据えて計画できるのではないかなというふうに思っておりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。よろしくお願ひします。

再質問させていただきます。通学路や歩道等を含む町の交通安全対策に係る予算は、交通安全対策整備事業の工事請負費より整備されているが、過去3年間を見ると、当初予算は900万円となっています。しかし、令和4年度は補正され、最終執行額は1,050万円となっています。これは近年、各自治会などから交通安全対策に係る要望が増えたり、交通事故などによりさらなる安全対策が必要なため増額されたものと考えます。担当課に確認すると、各自治会からは毎年交通安全対策に係る要望は多数

あり、緊急性などにより優先順位を決め設置や整備をすると伺っております。予算の都合上、早急な対応が難しいと伺います。このことから、次年度以降は交通安全対策に係る予算は補正ではなく当初予算から必要な予算を計上し、速やかに安全対策を実施するよう考慮いただきたいと思うのですが、お考えをお聞かせください。

○副議長（河村善一君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） お答えいたします。交通安全対策に係る予算につきましては、子供や高齢者をはじめとする全ての方々にとって、命や体を守るために必要な非常に重要な予算であると考えております。議員御指摘のように、過去の交通安全対策の事業約1,000万円足らずというようなところで、4年につきましては1,000万円少しいというようなところでした。今後、交通事故の未然防止や町内危険箇所での安全施設の設置や安全対策が実施できるように、今後も予算の計上をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 今後ではなく、次年度より速やかに安全対策に資するよう考慮いただきたいというふうをお願いしているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（河村善一君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 先ほども議員もおっしゃっていただきますように、各集落からかなりそういった対策が出ております。そういったところを鑑みまして、予算の獲得に向けて頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。各集落から来ると分かってることであって、事前にその分を見とかなあかんということを僕はお願いしてるんです。そのために次年度予算から補正を組んで補正を組んでではなくて、当初から見込んでおいてほしいということをお願いしてるんです。いかがでしょうか。

○副議長（河村善一君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 道路事業におきまして、その他のところもございしますが、やっぱりそういった安全対策については大切なことだと思いますので、獲得に

向けて頑張っていきたいと思います。

以上です。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。よく優先順位、優先順位と言われますが、どう考えてもこういう安全対策というのは優先順位は高いほうやと僕は思っております。これを優先順位を下げたら、何が優先順位が上の1番となる優先順位になるのかなというふうに思います。あまりやってもキャッチボールだけになってしまうので、この辺で終わりたいと思いますが、今後の予算を組んでいく上で十分御協議いただいて付けていただきますようによろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（河村善一君） 1番、久保田正利君の一般質問は終わりました。

○副議長（河村善一君） ここで暫時休憩いたします。再開を4時といたします。

休憩 午後3時48分

再開 午後4時00分

○副議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行います。

◇ 上田太治君

○副議長（河村善一君） 一般質問の続きを行います。7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 7番、上田太治です。本日は盛りだくさんの質問をさせていただきたいと思いますので、途中で興奮して失礼な言葉が出るかも知れませんが、そのときには御指摘と御了承をお願いしたいと思います。

まず最初に、小中学校の学力向上と図書館の利用についてお尋ねします。

愛荘町の小中学生の学力は県内で何位ぐらいか、他府県、他町においては図書館に学習室を設けるまでして小中学生自らが自主勉強をしたり、中にはボランティアの指導者さえ置いているところがあります。

本庁の図書館で勉強している生徒はほとんど見かけません。図書館を利用した学力向上に向けた措置をしかるべきであると思うが、どうであるかお答えいただきたいと思います。

○副議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） それでは、私のほうから、愛荘町の小中学生の県内順位と
いうことについての御質問にお答えをさせていただきます。

本町の今年度の全国学力・学習状況調査結果における県内の順位につきましては、
そのような公表の仕方はされておきませんので、町教育委員会としましては把握して
はおりません。

○副議長（河村善一君） 図書館長。

○図書館長兼びんてまりの館長（三浦寛二君） では、続きまして私のほうから、
図書館を利用した学力向上についてお答えをさせていただきます。

町立図書館では、限られた座席数の中、図書館資料を用いて読書や調べ物をされる
方の御利用を優先するため、原則として学習資料の持込みによる自習は御遠慮を頂い
ております。一方で、図書館での自習を望む声も多いことから、秦荘図書館では令和
元年2019年から、主に学校の長期休業期間にA Vホールを自習室として御利用い
ただいております。

また、小学校の学校図書館では、図書指導員の配置により毎日開館したところ、学
校図書館で休み時間に子供たちが自習をし、また子供同士で勉強を教え合う姿が見ら
れるようになっております。

愛荘町まちじゅう読書の宣言の1つにも、こどもの読書を応援しましょうの一文が
ございます。読書は自発的な活動であり、自ら学ぶ意欲を育むことにつながるることか
ら、図書館では今後も読書環境の整備を通じて、愛荘町の子供たちの学びを応援して
まいります。

以上です。

○副議長（河村善一君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 私は過日、図書館に出向いて館長に、図書館を学びの場にする
つもりはないのか、例えば今、たまたま私、福井県の、今、合併して越前市になっ
てますけども、今立町の大変若い若泉町長が遠縁に当たりますので、それが亡くなっ
てお葬式に行って、時間があつたので図書館に寄ったら、大変たくさんの子供さんが
勉強しておられました。若泉町長は、今立市は秦荘町とは私が紹介した関係で大変交
流がありまして、何回か秦荘から来た職員の方はよく御存じと思いますが、勉強や研
修に行っておられたと思っております。その中で、どうしてこんなに図書館で勉強す

るのかなという具合に思って、たまたまといいますか、私の姉が同じく福井県の清水町の図書館に勤めておりましたので、いろいろ聞きました。例えば、清水町の図書館、これ20年の歩みがあるんですけども、清水町の図書館は1階が老健施設で2階が図書館、3階は会議室を兼ねた教育スペース、学習スペースになっているということを知りました。そのことを館長に伝えまして、愛荘町の教育水準というか学力が大変低いので、何とかせないかんやろうという話をさせていただきました。館長は、私は大阪の大きな立派な図書館から来させてもらいましたと。そこでは、靴の音と言われたか、息の根と言われたか、それさえも気を遣うような大変静かな図書館でしたと。だから、私はここは誰でも下駄を穿いてでも来られるような図書館にしたいと思っておりますと言われました。全国的に見ても下駄ばきでガラガラと図書館に来られる方はないとは思いますが、館長にお尋ねします。あなたの理想は今の程度達成されておりますか。それと、私は、「教育施設にする気はないのか」と言うたら、「ありません」とはっきり言われたので、憤慨してといいますか、もう1つ言われました。「さすがにワースト2では、図書館は教育には関係ないけど2番では情けないわな」と、大阪はかなり高いですね。私、それ憤慨しまして、「あなたは教育長の傘下であるから、教育長がせえ言われたらせざるを得ないでしょう」と言うたら、「ああそうです」と言われたので、教育長のところに行きました。教育長は会議でお留守でしたので、事務員に、帰ってこられたら電話をしていただくように確かに伝えました。それ以後、全く連絡がありません。そのことが職員から教育長に伝わっていないのか、それとも町長が過日、全員協議会の中で、上田や某議員とは議論をしたくないと言われましたが、教育長も同じ思いですか。その後、教育次長と十分なお話をさせていただきました。教育次長は大変真面目で優秀な職員ですので、本当はこんなことは言いたくないんですけども、「いやあ、上田さん、順位はっきり気にせんといてくださいよ。愛荘町には日本語すら十分しゃべれないような人たちがいるんです。大変優秀な人もいますが、そういう人たちがいるから順位が低いんですよ」と言いましたね。私はそのときカッとなくなって言いました。「あんたがそんなこと言っているのですか」と、まさにそういう人こそ教育を一生懸命して、教育水準を上げるのが教育委員会の仕事ではないんですか。これについてお尋ねいたします。図書館長、教育長、次長、お答えください。教育長は常々、町長と次長は町長と副町長の関係やと思います。常々そういうお話し合いをされておるんですか。愛荘町が教育水準が低いのはそれが原因や、だからし

やあないやろう、そういうお話をされているのかどうか、お聞かせいただきたい。

○副議長（河村善一君） 図書館長。

○図書館長兼びんてまりの館館長（三浦寛二君） お答えをいたします。

まず私、大阪出身ではございますけれども、大阪の図書館が勤務先でございませぬので、その点、まずお答えさせていただきます。まず図書館の役割というところからお話をさせていただきたいと思うんですけれども、公立の図書館は社会教育法に基づいて設置をされております。愛荘町の図書館も社会教育法に基づき設置をしております、社会教育の施設でございますので、学生はもとより、乳幼児からお年寄りまで幅広い年齢の皆様へ資料を届けることを目的として設置をしております。また、議員御指摘の学力の向上でございますが、先日の全国学力学習状況調査におきましても、自ら考え、それを述べる問題が多数出題されており、一律な自習はもとより、読書により育てられる深く考える力が必要とされていると考えているところでございます。愛荘町の図書館、特に愛知川図書館でございますが、初代、渡部館長が自署の中で、「下駄ばきで来れるような身近な図書館を目指す」と述べられております。貸出を中心とした活動を進めた結果、昨年度は住民1人当たり13.6冊の貸出を誇る図書館となっております。愛荘町の図書館といたしましては、従来どおり町民の皆様の読書を支える施設として活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

職員のほうにお伝えを頂いたということですが、大変申し訳ございません。報・連・相がうまくいってなかったのか、私のほうにはそのようなことが届いておりませんでしたので、常々、議員の皆様だけでなく、いろんな方々からいろんな御質問等を頂いたときには、私は丁寧に対応するようにはさせていただいておりますので、その辺のコミュニケーションがうまくいってなかったことにつきましては、おわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

この学力の問題につきましては、本当に私が就任して以来、大変重く受け止めていることがずっと続いております。なかなかその数値として、結果としてすぐに向上というふうな形になっていないところ、大変心苦しく思っているところでございます。ただ、いろいろ分析をしておりますし、学校の先生方ともいろんな話をしますけれど

も、その際に、いわゆる平均正答率ですので、その下げている原因が何かというような話を中心にすることはございません。確かに、どのような課題があるかということについては、例えばどのような設問について子供たちがしっかり答えられないのかということ、あるいはどのような学力の分布になっているのかということ等を分析しながら、そしてやれるところから対策をこれまでも進めてきたところがございますので、今後もそのようなスタンスで進めていきたいというふうに考えております。

○副議長（河村善一君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（上林市治君） 確かに、上田議員おっしゃったように、そういったお話もさせていただきましたけれども、その学力が低いという部分ではいろんな要因があろうかと思いますが、例えばそういうようなもんも要因でなかろうかというようなことでお話しさせていただいたということは事実でございます。以上でございます。

○副議長（河村善一君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 図書館長に重ねてお尋ねいたします。今、初めて、今、現館長の思いでなしに、創設者の初代館長がそういう思いをして造られたということ、今初めて聞きました。そのときには、私はこういう図書館にしたいという具合に言われたと思いますけども、それはともかくとして、ここに清水町の20周年史があります。これは10年史であります。あれは合併を前にこの20周年の冊子を作るのに大変苦勞をして、みんなで一生懸命作ったと言いました。だから、ここには全ての職員、図書館に勤める職員の名前やとか、評議員といいますが、図書館審議会委員の名前も全部載ってます。愛荘町にもそういうようなものがあるんでしょうと尋ねたところ、立派な冊子を出していただきました。ここには、そういうようなものはありませんけども、最後に印刷会社の名前は出ております。まさに業者に丸投げして作られたのかな、愛荘町得意の手法かなという具合に思うんですけども、魂が入っているのか入っていないのか。そして、私が言うのは釈迦に説法かも知れませんが、やはり常に全国で2位に入っている福井県に真似る、学ぶということは真似るから始まるんですよ。私は素晴らしいところを見に行って、そこの手法を取り入れて、まず真似をなさい。そしてそれを乗り越えて独自の手法をすべきだと思うんですが、確かに、清水町の図書館には、最初に、「町民の教育、文化活動の支援を中心に据え、新しい時代を目指し

た図書館運営をしてきました」と書いています。愛荘町の冊子には、「日本一蔵書率が高い、蔵書率が多い立派な図書館として表彰を受けてます」と書いてます。建物が立派でお金さえ出したら買える、そんなもんで競ってどうするんですかと私は思うんですけども、それについては町長どう思われますか、私の意見についてお尋ねいたします。また、清水町が1階を老健施設にし、2階を図書館にし、3階を教育、学習の場に、ボランティアの指導員まで置いて学習の場にしておられるのは、これは図書館法違反になるんですかね。その辺についてもお尋ねします。現に滋賀県はワースト2、あなたが言われたように。さすがにワースト2ではねと、私、滋賀県を馬鹿にされると思いました。福井県は常にベスト2です。やっぱりいいところには学ばなければいけないと私は思うんですけど、それについては御意見をお願いします。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今、図書館の職員のメンバーが日夜努力してやってきていることを、そのハード偏重、蔵書をすればということが良いのかというようなことでおっしゃっていただいているように聞こえます。御自身のいろんな価値観、それは上田議員の御自身の価値観でしょう。しかし、そこには多くの方々が今までも関わってくださって、特にこの愛荘の図書館に向けては、この町内のみならずいろんな範囲の方々から、ここに奉職したいというふうを目指して、そこで日夜努力をしてくれているメンバーがおります。私たちもやっぱりその部分ということに寄り添いながら、また彼らは今学校でも学校図書館を小学校でしっかり展開をできて、非常に子供たちの読書率ということも向上してきている、そういう一つ一つの職員や、そこには血の通った人間がいる、その努力というところはやはり評価も頂きながら、ぜひ御自身の御質問や御意見ということはしていただけると大変にありがたいというふうに思いますので、1つの側面を捉えて町の図書館ということ、その持っているものということの評価をしていただかないということは大変残念なことであると思ひながら拝聴をしておりましたけれども、みんな頑張っけてやってくれていると存じます。

○副議長（河村善一君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 次に、私は職員の給料についても言いますけども、職員が一生懸命やっている、そういうことは十分認めます。でも、上に立つ人の方針が職員に伝わって当たり前ですし、その人の考え方を変えなければ、今言ってますように図書館を学習の場にはできませんわね。教育長は、ここにも書いてますように、図書館は

教育の場にはしたくないと思っておられるんですか。学びの場というのは、少し言葉に出てきます。社会的な学びの場ですね。私は、やっぱりこんだけ学力が落ちてるんやったら、まさに米一俵運動でないけども、中学生や小学生の教育こそが今一番の課題だと思うんですが、それについてお聞かせを頂きます。決して私は職員のことをこき下ろしているわけではございませんので、その辺誤解のないようお願いいたします。

○副議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

図書館が学びの場であるということについては、全く同感でございます。何の疑いの余地はございません。そこで、どのような学びのスタイルがあるかということかと思えます。そこで、ある図書館で見られるような参考書とか問題集を開いて学習するというのも、ひょっとしたら1つのスタイルかもしれませんが、もっと幅広く知的好奇心をくすぐるような、そういう学びをするというのも1つであろうかというふうに思っておりますので、多分、上田議員のおっしゃってるのは後者のほうではないかというふうに思うわけですが、今、御承知のとおり、学びのスタイルというのは多種多様でございます。ICT機器を使った学びもできます。それは、家庭でもできるし、それを実践する場所というのは本当に可能性としていろんなところが考えられるというふうに思っておりますので、その役割を色濃く図書館に集中しなければいけないのかどうかということは、いろいろ考え方があるのではないかというふうに思っております。そして、議員御指摘のとおり、もう小中学生にいわゆる学力を付けるということについては、これはもう公立学校にとりましては最大のミッションでございます。まだまだ徹底できていないことが正直あります。しかし、例えば昨年度の10月頃から取り組みました書くカパワーアップ問題というものでいろいろ実践をした結果が、やっぱり少ない部分ではありますけれども出てきております。そういう部分にモチベーションを頂いて、今後も現場とともに取組を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（河村善一君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 教育については奥が深いといわれていますか、やはり大変人材育成のために大事なことだと思いますし、教育長もそういう認識をいただいていると思いますので、町長にお尋ねします。愛荘町は読書の町、まちじゅう宣言の町、こ

ういうラベルといいますか、名札をここにいる者、全員付けております。町長は一度も、付けておられるのを見たことがございません。副町長も前は町長に見習って付けておられませんでした、今日は付けておられます。町長、どうして自ら筆頭になってこれ付けられないんですか。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） そのときどき、町のほうで力点を置きながらしているという事柄のバッヂとして私も付けさせていただいているということでございます。なかなかこれを毎日というわけでもないんですけども、今日は国スポ2025に向けてということのバッヂを付けておるといものものではございますが、それをマストで絶対というようなことではなく、それぞれのタイミングでそれぞれ装着をしておるといものでございます。

○副議長（河村善一君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 議会の議場においては、付けておられるのを私は見たことはございません。これはもうそれで結構です。

先だって愛荘町が出しておられるフェイスブックを見ました。町長と副町長が、黒い国スポのシャツを着てガッツポーズを組んで、「P R Tシャツを着て職務を行ってます」、そのように出していましたね。それ、御存じないですか。秦荘庁舎の職員は、そのTシャツを着て職務をしておられました。愛荘町、愛知川庁舎の方はそんなことしておられません。私はそのブログの中に、「えっ、町長、副町長がこのTシャツで職務をされてるの。京都の市長のように、市長が着物を着て議会に臨んでおられるように、次の議会ではぜひともこのポロシャツで議会に臨んでほしいな」と打ち返しておきました。送りっぱなしでそれ誰も見てないんですか。それ見られた方、どなたかおられますか。今でも携帯持っていれば再生できますよ。それについてお伺いします。町長、副町長は、そのTシャツを着て職務をされてるんですか。

○副議長（河村善一君） 副町長。

○副町長（中西 功君） 御答弁いたします。

まず、国スポ、少スポのP R用のポロシャツでございまして、これにつきましては国スポ、少スポの準備室のほうでP Rのためにということで作成をしたものであります。国スポ、少スポ室がござい秦荘の庁舎のメンバーについては、その国スポ、

少スポ室とメンバーと共に頑張っていこうということで、多くのメンバーが付けてくれているというふうに承知をしております。私どもに対しましては、ぜひ町長並びに私、あるいはそのほかのメンバーもPRに協力してほしいということで着ておりまして、特に水曜日をポロシャツの勤務デーというふうにしてやってほしいというようなこともありましたので、それはいいことですねということで、水曜日には私はこのポロシャツを着て勤務をしておりますし、町長もそのようにしております。議会の議場でどうかということにつきましては、これはこれまでの議会の動き、お決めいただいたものの中で、麻シャツを着用して本会議に臨むということでございますので、そのルールがございますから、それを差し置いて、その国スポ、少スポのポロシャツを着るということについては議会とも御相談ということになろうかと思っております。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 上田太治議員に申します。一般質問に提出されている趣旨にのっとり質問していただくように言います。

7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 大変失礼いたしました。

では、町職員の給与と働き方についてお尋ねします。

まずはじめに、当町の職員が近日自死されました。心よりお悔やみ申し上げます。また、当町においては、職員の休職者、退職者が多数出ています。職員に何らかの不満があるのではないのでしょうか。町職員が意欲を持って仕事をしていくには、報酬を含めたやりがいは大変重要なことと思います。世間では大幅な賃上げや、例えばIBMのように本人が希望する給料を自ら提示し、自らの成果を自主申告しているところさえあります。まず、次年度の予算の中で職員給料の大幅な賃上げを検討する意思はないのか。町長は職員は大変頑張ってくれていると言っておりますが、それについてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 地方公務員の給料は、国家公務員や民間企業と同水準の給料を支給する必要があるため、人事院勧告の内容に沿った給与改定を行うことが原則とされております。議員が言われる次年度予算での大幅な賃上げということを独自に行うことはございません。なお、先月8月5日の令和5年人事院勧告に基づき、俸給表の引上げや賞与の支給月数の引上げを行うこととしております。

また、職員のやりがいを喚起する方法としましては、既に導入している人事評価制度によって、職員の能力及び挙げた業績を把握した上で、総合的に判断した評価を給与、賞与に反映しております。

今後この制度の活用をはじめ、研修機会の提供等による職員一人一人の成長やスキルアップ、さらにはチームとして成果を上げることによる連帯感や達成感などを促し、より働き甲斐を実感できる職場づくりに努めてまいりたいと存じます。

○副議長（河村善一君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 町長、副町長の給与は滋賀県で一番高いということも先だっでも申し上げましたし、もう周知のとおりです。違うんですか。滋賀県の町の中で一番高い。職員の給料は、やはり一番高いんですかね。総務課長、総務政策監、お答えください。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

県内の町、例えば日野町でございますけれども、同規模、そないに変わってないというふうに考えております、比較して。

○副議長（河村善一君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 私は政策監に、この一般質問する前に、質問内容を相談しましょうと言いましたね。あなたは、今忙しいから後ほど電話しますと言われて、何でも答えるからという具合で、それから何も言ってくれませんでした。それはそれで結構です。そうやって答えていただいた。でも、何番かいうぐらいは抑えといてください。あなたの給料ですよ。町長は、サラリーマンをしていたこともある、森野議員の一般質問で答えられました。

○副議長（河村善一君） 暫時休憩させていただきます。

休憩 午後4時33分

再開 午後4時37分

○副議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副議長（河村善一君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） では、先に戻りまして、当町の職員が自死したことについてお尋ねいたします。

もしこの職員が仕事のことなどで悩んで亡くなられたのであれば、労災になるかと思えます。我々のようなといいますか、小さな会社の中で職員が死んだら、社長は自分の家族が死んだように、それは心配するもんです。その原因は何であったのか、家庭の中のことまで心配をするものです。私の同級生が大津の市役所に勤めておりました。そこで9人亡くなられました。個人的なことは言いませんけども、よく御存じの方もおられます。大津の市長は、平日でありましたけども、職員を連れてきて弔辞を読まれました。何々さんは何年間、大津市の職員として大変勤勉に頑張っていたかましたと。聞いておられる方も、「ああ、あの子やっぱり頑張ったのに亡くなったんやな」と悲しい気持ちになりました。町長は、すぐ近くの隣町であるのに、お通夜にも行っておられない。副町長が行っておられることは聞いてます。本来なら、どちらも行って弔辞ぐらい読むのが私は普通のトップかなという具合に思います。

先ほどの職員の給料の問題にしても、人事院の勧告はあくまで基準であります。先だってもテレビで、兵庫県かどっか知らんけども、職員の給料を大幅に上げて、職員のスキルアップを狙った町長が出ておられました。町長や議員が給料のためにスキルアップするのは情けないことです。職員は子供や御家庭があって、やっぱり給料が上がらへんかったらスキルアップしませんよ。そうでないですか。それも大きな働き甲斐の1つであると思うんですけれども、それについてはどのように思われますか。町長は2期4年間で、四十数年間職員が働いた以上の退職金をもらえるんですよ。それは当然ですよ、当然。でも、それで町長は、給料が安かったら優秀な立候補者がいない、職員は基準のとおりでやってなさい、それで優秀な職員が集まりますかね。それについてお尋ねいたします。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ちょっと今日の質問なんですけども、あんまりその個人がどうのどうのということを随分おっしゃっていただけてますけれども、職員の方がということで町長はお通夜式も告別式もみたいなことをおっしゃっていただきましたけど、もちろん参列は私もしたいという思いで告別式に参列もいたしておりますので、一方の何かしらの情報をもって、町長はこうだああだというような発信を議場の場で、事前通告を頂きながらその範囲の中においてしっかり建設的な議論ということをやっ

ていくというのが、この議会の一般の質問だというふうに私は捉えておりますけれども、ちょっとそういうところで御発信を頂いているというところに関しては、しっかり適切な中において進めていただけると大変良いのかなと思うところでございます。

あと、それから今、この給与体系においてというところをおっしゃっていただいておりますけれども、それでどのような人材が、それはもちろん民間とかの競争はそれはあると思いますよ。その中においてもやはり公職に報じたいということで、職員の皆さんが志望して、なおかつそこに御縁があったならば奉職をしていただいているというところでございます。そういう点においては、地方公務員とかいう事柄がさまざまに金額の幅にあるというわけではないよなということは御認識の上で、自分の人生はやっぱりこの奉職、特に愛荘町ということでお選びを頂いております。その中においてどのように皆さんの満足度とか、これは仕事における自分の能力が成長していくという実感だというふうに思いますけれども、そういうところを担保していけるかということが大事なんであって、この金額がどうのということは、先ほど冒頭にも申し上げましたとおり、愛荘町が大幅な賃上げをすとかそういうようなことは、この機構上としても想定をしておらないものであるということでございます。

○副議長（河村善一君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 分かりました。次回通告をして議会運営委員会の許可を得て、再度質問をさせていただきたいと思います。

庁舎改修と町道廃止についてお尋ねいたします。

警察署跡地を駐車場にすることにより、町道を横断して庁舎に行くのは危険だという意見から、庁舎と駐車場の間の町道を廃止して一体化すると町長は述べられましたが、既に交番跡地は庁舎改修のための資材置場及び工事車両の駐車場として利用されようとしています。町道利用者にとってその間が最も危険だと思いますが、どうですか。町道はいつ廃止され、交番の移転についてはいつどこに移動されるのか、また商工会館への接道はどのように計画されているのか、計画図面等を示してお尋ねをしたいと思います。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 初めに、愛知川庁舎前の町道市・役場線の廃止についてであります。昨年度、議会のほうから将来的な愛知川庁舎周辺の土地活用について、町長としての考えを問われました。

これに対し、令和5年2月の全員協議会におきまして、庁舎リニューアル工事、また旧愛知川警部交番跡地の駐車場整備を進めさせていただき、将来的な構想として愛知川庁舎、愛知川保健センター、消防センターの各敷地に、旧愛知川警部交番、旧警察官舎の跡地、その間を横断する町道を取り込み、行政エリアとしての一体的な土地活用の構想をお示ししました。

その際、庁舎前の町道については、町道愛知川栗田線と、町道東部開発道路の交差点を迂回する車両があることから、交差点周辺の渋滞緩和のため右折だまりを設置する交差点改良に取り組むたいとも御説明をいたしました。

本年度は、当交差点改良の予備設計に取り組んでおり、その後、詳細設計、用地測量、用地買収、関係者協議等を経て工事着手を予定しており、完了までには少なくとも7年から8年の時間を要するものと想定しております。

交差点改良が完了後に、愛知川庁舎前の町道を廃止し、一体的な土地利用に取り組むものであるため、上田議員御質問の町道廃止の時期について明確な時期をお答えすることは現時点では難しいと考えております。

次に現愛知川警部交番についてですが、何名かの議員の方から、移設したほうが良いとの御意見があります。現愛知川警部交番は平成24年3月に建設され、現在、築12年目の建物です。隣接する旧警察官舎の取得事務の際、滋賀県警察本部警務部会計課に移設の可能性についてお尋ねしたところ、まだ新しい施設であり、移設は考えにくいとの話を聞いております。ただし、先ほど御答弁いたしました愛知川庁舎前の町道を取り込んだ一体的な土地利用構想を実施していく際には、交番への接道がなくなることから、交差点改良における一連の業務進捗も見ながら、適切な時期に滋賀県警察本部と協議を進める必要があると考えております。

また、愛荘町商工会館の接道については、現在、愛知川庁舎前の駐車場内にあり、アモール平和堂愛知川店との境界に沿って設けられております。こちらも同様に、今後、接道要件について対応が必要となることが想定されるため、一体的な土地利用を進めていく上で協議をしていく必要があります。

一連の業務は順を追って進めていくこととなりますので、議会にも適宜、報告、協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、愛知川庁舎前の町道利用者の安全対策についてですが、これから庁舎リニューアル工事が始まり、旧愛知川警部交番跡地の一部を現場事務所及び資材置場とし

て利用することとなります。

資材の搬入時等、敷地への出入りが多い時間帯などには警備員を配置し、通行される方の安全確保に努めてまいります。

○副議長（河村善一君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 前回一般質問をさせていただいたときに、町長は交番の移設については既に内諾を得てるような答弁をされました、再度、議事録を確認しますけれども。それと、商工会館については町有地であるから御心配いただかなくてもというお話でございました。でも、要るのであれば計画線、どのように接道するのかという計画ぐらいは立っていて当たり前だと思います。

次に、庁舎改修と秦荘支所及び秦荘支所の消防車庫についてお尋ねします。

先般、議員研修で、秦荘庁舎及び秦荘庁舎の消防車庫を見学調査しました。町は秦荘庁舎を支所に格下げをし改修して利用する、また消防車庫もそのまま利用しようとしているようですが、庁舎の改修は一旦決定してしまいましたが、あのように大きな庁舎は不要であると思います。少なくとも宿直室や食堂は全く使われる見込みはありません。一旦は宿直室及び食堂を消防車の車庫に改修し、現在利用している2階建ての大きな消防車庫は解体すべきだと思いますが、どうですか。

○副議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

庁舎等公共施設の最適配置における取組として、現秦荘庁舎の厚生棟にあります食堂及び更衣室につきましては、防災倉庫として利活用する計画としております。また、消防車庫については消防車両の保管だけでなく文書庫としても活用しているほか、消防団員の詰所であった場所は会議室として既に利用しているところです。

議員の御指摘のとおり、集約の観点から除却を進めるべき施設を精査し維持管理経費の削減に取り組むことは必要と考えますが、改修費用の面からの考察及び緊急出動時の安全確保対策などを検討していく必要もあることから、現時点で消防車庫の解体は考えておりません。よろしく申し上げます。

○副議長（河村善一君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 町は庁舎リニューアルについて長時間、議員とのコミュニティといいますか、検討をされました。でも結局は、何年も前に出された設計図といいますか、建築確認のとおり、全て改修されるようであります。我々も積極的にこの庁

舎をどうしていくのかという思いで見に行きましたが、既にそのように決まっておるのであれば、我々見に行く必要はなかったと思います。今現に、秦荘庁舎は議会会議室といいいますか、議場は雑然とした物置になっておりました。また、借り入れてる駐車場についても、工事の残材資材やとか不要物がたくさんありました。これから秦荘庁舎、もう既に空調の追加予算を見られるようであります。秦荘町民、愛荘町民が2万人とすれば、秦荘は約8,000人、約2,000戸、その家族にアンケートを取ってみてください。秦荘の施設、不要なものを全部売却してハーティーセンターの中に支所を造れば、皆さん1件当たり10万円以上ずつ配れますよ。私は現金を配るのは公金を使った賄賂だと思えますけども、それ相応のサービスができます。あのまま維持すれば、給食費の補助以上に維持費はかかります。愛知川の公民館、あれを解体せずにそのまま全部売却すれば、一緒に見に行ったら言うてました。民間に売却すれば小さなコミュニティセンター、公民館の小さなやつが警部交番跡に無償で建てられるでしょう。解体費や更地にする芝生を植える費用を考えれば、あれだけ全部すれば10億円近くかかると思えますよ。そんだけあれば立派なコミュニティセンターができると思います。それについてお尋ねします。時間がないので、回答は一緒にしてください。まあ先、回答してもらいましょう。時間に関係ないで、お願いします。

○副議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時54分

再開 午後4時55分

○副議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副議長（河村善一君） それでは答弁を。

総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 今、上田議員のほうから、要らない施設ということで御提案をいろいろいただきました。今の秦荘庁舎含めて9施設につきましては、あり方検討会を含めてパブリックコメント、また説明会等でいろいろ御意見いただきながら、要らない施設ではないというふうに認識をしております。今いろいろと御提案いただいたことにつきましては、また今後も御意見として承らせていただきたいな

というふうに思っております。ありがとうございます。

○副議長（河村善一君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 町でそういうことをする気がないのであれば、私が1度新聞折込みでもして、皆さんに意見を聞きます。

次に、ごみの減量化と資源化についてお尋ねします。

愛荘町島川地先にエコセンターがあります。多くの住民が利用され、大変重宝がられています。愛荘町にはそのような施設が何か所かあるのか、またその運営は私企業のボランティアの努力によってなされていると担当課長から伺いました。町はどの程度の補助をしているのか、大変町民が便利に有効利用しているこのような施設を増やすべきであると思いますが、お考えをお尋ねします。

○副議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。

愛荘町に所在する資源ごみ回収施設につきましては、島川地先の愛荘エコステーション1か所でございます。この施設につきましては民営の施設でございます、12種別の資源化ごみを無料回収をされております。また、町からの補助に関しましては、下水道の整備等に伴う一般廃棄物の処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく代替業務として、資源ごみ分別保管、運搬業務に対し委託料として年間330万円を支出しております。

以上です。

○副議長（河村善一君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 課長から聞きますと、とても採算が合わないのもう本来はやめたいんだけど、何とか町民のために努力をして、家族で自らの給料も出ずにやっておられるという具合に聞いております。合特法にもカウントされるということでございますし、私は町民が本当に喜ばれて毎日のように使われているこのような施設こそ投資すべきであると思いますが、どうですか。お答えをお願いします。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。今の御質問は、暮らし安全環境課から改めて御答弁申し上げます。

○副議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） ありがとうございます。民間施設であります

エコステーションに関しましては、本当に住民にとっても大変便利で、減量に対して非常に効果的な施設である中で、町といたしましても同様の取組といたしまして、年4回の資源ごみ拠点回収等を実施しているところでございます。その際、多くの住民にも御利用いただいております、他の市町にはない取組であるというふうな認識をしておるところでございます。加えて、各字回収によります粗大ごみ無料回収も実施しておることから、同じ施設規模とは行きませんが、住民サービスの提供を行っているところでございます。

○副議長（河村善一君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 民間施設でありましたから、当然、採算が合わなければ希望者はないと思います。採算が合うように町から補助をしてでも町民の皆さんが大変便利でありがたい施設、そういうものにこそ町は投資すべきであると思いますが、どうですか、町長。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 町民の皆さんにとって便利であるのでということでおっしゃっていただいて、まさに町民の皆さんにとって便利であるということで島川で送迎を頂いておるということで、町民の皆さんが等しくお使いを頂けるものでやっていただいて、大変ありがたいというふうに存じております。

○副議長（河村善一君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） それが愛知川町にもあれば、愛知川の方は、旧の愛知川地区、愛荘町の島川は旧の秦荘地区ですので、愛知川地区にあれば、近辺の方は大変便利だと思います。愛知川地区の方は遠くから島川まで持ってこなければなりません。私は年4回の粗大ごみ収集を3回にしてでもそういう施設を造るべきだと思いますが、それも町民の人に一遍聞いてみまじょうか。どうですかね。お答えをお願いいたします。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

資源化の取組としては、愛知川の平和堂アモールが一部の資源回収として新聞紙とチラシ類、古雑誌や古本、雑誌等の無料回収を実施いただいております、そういう点におきましては住民に寄り添った取組をこの旧の愛知川地区ということにおいてもして下さっている民間事業者がおりであるということであると存じます。

○副議長（河村善一君） 時間が来ましたので、7番、上田太治議員の一般質問は終

わります。

○副議長（河村善一君） 執行部の席替えもありますので、5分間の休憩とさせていただきます。10分の再開をお願いいたします。

休憩 午後5時02分

再開 午後5時09分

○副議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 瀧 すみ江君

○副議長（河村善一君） 一般質問を続けます。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。一般質問を行います。今回は4項目について一問一答で行います。

まずはじめに、不登校の生徒へのタブレットの活用について質問します。

先日、中学生の保護者から相談がありました。子供が不登校傾向で教室には入れず、学校の別教室で勉強しているそうですが、自主学習をしているだけなので授業についていけないのではないかと心配しているということでした。

小中学生は1人1台端末で学習しています。「タブレットの活用で、別教室に登校していても授業に参加できるようにしてほしい」との御意見もお聞きしています。授業に参加していて教室に入れるようになった場合は教室に戻ることもできます。また、適応指導教室フレンズ愛荘にも、授業に参加する機会をつくるためにタブレットを活用できないかと考えます。

以上のことから、別教室登校の生徒、またフレンズ愛荘に通う生徒が授業に参加することによって学力の遅れを解消し、また不登校の解消へも向かうようになるためにタブレットを活用することを求めますが、答弁を求めます。

○副議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

不登校児童生徒へのタブレット端末を使ったオンライン授業について、学校によっては必要に応じて実施したケースもございます。しかしながら、別室登校やフレンズ愛荘で学習する児童生徒へのオンライン授業については実施していないのが現状であります。

別室登校やフレンズ愛荘で学習する児童生徒へのオンライン授業は有効な学習形態の1つであり、学習への興味関心を育み、子供の安心感や一体感を醸成することになる反面、一斉指導に対する不安が生ずるおそれもあります。

いずれにしても、一人一人の子供のニーズや現状、教科、単元の特性等を踏まえた上で、状況に応じてタブレットの活用も含め、不登校の子供の学力の定着に向けた、多様で効果的な学びの充実を図ってまいります。

○副議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今回の答弁について再質問を行います。

不登校児童生徒へのタブレット端末を使ったオンライン授業というのを実施したケースもあるけれども、別室登校やフレンズ愛荘で学習する児童生徒へのオンライン授業は実施していないというふうに答弁されたわけなんですけれども、さきに言っていたいただきました不登校児童生徒へのタブレット端末を使ったオンライン授業というふうなことについて、どのような内容のことを行われたのか、それについて答弁をお願いします。

○副議長（河村善一君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（奥村 晃君） お答えをさせていただきます。

オンライン授業につきましては、不登校児童生徒のニーズに応じて実際、実施をしたケースも幾つかあります。

また、不登校児童生徒、タブレットの活用状況についてもよろしいでしょうか。別室登校の児童生徒については、本人のニーズを踏まえて、保護者、学級担任等で常に連携、相談しながら状況に応じてタブレットドリルを活用しております。

また、教育支援ルームフレンズ愛荘では、フレンズ愛荘で学習している児童生徒が在籍する各小中学校とフレンズ愛荘の室長や指導員が連携をしまして、学校の学習状況と各学校で学習した内容について把握をし、またそこに合わせた学習内容をタブレットドリルを活用して実施しております。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） そしたら、現在も部分的には実施しておられるという認識でよろしいのでしょうか。別室登校やフレンズ愛荘のほうに、どのような形で部分的には実施しておられるという認識でよろしいですか。

○副議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 議員御指摘のその点につきましては、タブレット端末を使ったオンライン授業ということだろうと思えますけれども、例えば別室登校とかあるいはフレンズ愛荘、これは基本的に個別の指導、特にマンツーマンの指導というのが基本になりますので、そういう学習形態から考えますとオンライン授業という形にはすぐにはなりにくいと。ただ、このオンライン授業につきましては、今議員おっしゃっておりますのは、リアルタイムでその授業が実際にやられてるところにいかにか子供が参加できるかと、そういう環境のことであろうかというふうに思っております。このオンライン、リアルタイムですので、例えばカメラの位置をどこに持ってくるか、よくコロナの時期にオンライン授業と言われましたのは、もうカメラは定点で指導する先生を映して、あるいは板書を映してとかいう形で、それを子供たちが自宅で受信してやり取りをします。例えば、自分の考えを、そのソフトを使って一斉に教員のほうへ送り、そして交流をするというふうなことであろうかと思えますけれども、先ほどの答弁でも述べさせていただきましたように、その不登校の子供たちというのは何かしらやっぱり一斉指導の中で、不安であったり、時によっては心に傷を負ったりというふうな子供たちが多いというふうに思っております。そういうことを踏まえまして、かえって参加の仕方によってはそのオンライン授業がマイナスになるということも考えられますので、その辺り、オンライン授業を決してやらないということではございませんけれども、十分に子供の思い、それからその時々現状、あるいは教科とかその学習の状況が、オンラインを取り入れることで多少でも効果があるかというふうな辺りを十分にしっかり見極めていく必要があるかというふうに思っております。

○副議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今、御答弁いただきましたように、本当に小学生、また中学生によって、また個々の生徒さんによっても本当に状況は違うと思えます。ですから、教える側が授業にその子らが参加できるための努力を、その段階段階あると思えますけれども、どのようにされるのかということが大事だと私は考えています。

先ほど午前中、議員の方が質問された答弁のときも、国の指針なので、本人としたらどうしたらいいのかということが大切にされなければならないということを答弁されておりましたので、やはり一人一人に応じたきめ細かな対応をするのは、本当にそういうことから言っても当然のことですし、中にはやっぱりオンライン授業を通じて

発言や発表ができなくても授業に触れたいと希望される生徒や、またそれ以上に授業に参加したい生徒が、タブレットを活用したら教室に入れるかもしれないので、ぜひ少しずつ進める努力ということ、またその対応を求めたいと思うんです。本当にやっぱり保護者の方、御心配をされるので、そういう相談が来ているわけですので、この間ちょっとハーティーセンターなんかの見学させていただいたときに、今はそこでフレンズ愛荘をやっているということで、やっぱり何か仕切りとかがあって1人でやれるようになってるんで、やはりその生徒さんが所属する学級の授業というのを参加できる条件があるのと違うかな。ああいうところだったらと思ったりするんです。別教室でもそういうふうにしてもらったら、1人ずつのそういう個別の対応ができるんじゃないかと思うんですけれども、そういうふうな対応を、もちろん無理強いしたらいけないのはもちろんですけれども、一人一人違うから、やっぱり繊細な子供だから不登校になるんで、そういう一人一人の状況を考えないといけないんですけれども、やっぱり中にはそうやって自分としてはそうしたいわという人がいたら、そういうふうに対応をしていただくようなことを求めたいと思います。もう一度答弁をお願いします。

○副議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ありがとうございます。議員御指摘のとおり、その不登校ごみ、あるいは不登校の子供が、自分の所属する学級が、例えば今どんな学習をしているのかとか、どんな活動をしているのか気になるのは当然であろうと思いますし、好きで不登校になってる子供はいないというふうに思っておりますので、本当に子供によって不登校の悩みというのは多種多様であります。例えば、オンラインを取り入れるにしても、どのような形がその子供にとってプラスになるのか、その辺り、これはもう本当にケースバイケースというふうになろうかと思っておりますけれども、ただ御指摘いただいた、リアルタイムで学習の様子を、自分もそのタブレットを通してではあるけれども見ることで参加したいという、その子供のほうにも、それは自分がよく分かることですので、その辺り、学校現場とともに、どんな選択肢があるのか、あるいはそういう例を今後、現場同士の中でも交流しながら更に進めていきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

○副議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次の質問をさせていただきます。次に、雑紙の回収について質問します。

6月議会でごみカレンダーについて質問しましたが、町民から反響があり、ごみカレンダーを前の形式に戻してほしいという御意見を多数お聞きしました。中には、今年のごみカレンダーが薄過ぎて配布物に入っていたことが分からず、今年のごみカレンダーを配布してもらえないのかと思った方もおられました。役場にごみカレンダーは見にくいと電話をした、また町長への手紙に書いて送ったという方もありました。

ごみカレンダーの形式を変えた理由を尋ねる私の質問に、「行政はごみ削減につなげる第一歩として最終的に廃棄物として出される際の紙の減量化を図った」と答弁されました。それを聞いた町民の方が、「雑紙として出そうにも、遠いところまで持っていきける人はいいけれど、行けない人は燃やすごみに出すしかない。雑紙も各自治会のごみステーションで回収してほしい」との意見を言われました。私もこの意見に共感します。

行政は、平成13年度までにごみの15%減量为目标に取り組んでいますが、自動車に乗らない方は雑紙を分別することはできても、指定の収集場所まで持っていけず、ごみとして出すしかないのです。町民への啓発は本当に重要なことですが、行政自らもその条件づくりをすることが必要と考えます。

以上のことから、各自治会のごみステーションで雑紙の回収を行うことを求めますが、答弁を求めます。

○副議長（河村善一君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　御答弁申し上げます。

雑紙は、ティッシュペーパーの箱やトイレットペーパーの芯、包装紙や紙類等であり、再利用できる大切な資源でございます。これらを適正に分別いただくことで可燃ごみの減量化につながり、削減目標を達成するための手段の1つであると考えております。

自らがごみステーションにごみを持ち込めない高齢者や障がい者等の世帯を対象に、個別回収できる施策としてふれあい収集業務を実施しており、この制度を利用して分別された雑紙を回収することは可能であると考えており、今後、収集業者と調整をしてまいります。

さらに、議員御指摘のステーション管理につきましては、複雑多岐にわたる分別を住民の皆様をお願いをしており、今後、他の収集品目と同一日で回収する等も含め、

総合的に検討をしてみたいです。

○副議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問をさせていただきます。

今、答弁でされていましたがふれあい収集業務において実施可能との答弁でしたが、できるところから取り組むという姿勢で進めていただきたいと考えます。ふれあい収集業務は、現在はどのような収集方法で行われているのかについて答弁を求めます。

○副議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。

ふれあい収集業務につきましては、御答弁いたしましたように、高齢者や障がいをお持ちの方で、ごみステーションまで持っていけない方を対象にした取組でございまして、登録された御家庭に専用ボックスを置きまして、そこへ御家庭から分別されたごみを入れていただくことで、業者が回収に伺い、適宜処分までさせていただく制度でございまして、回収につきましては、通常のパッカー車ではなく別途トラック車両で回収をさせていただくもので、火曜日と金曜日に実施をしているものでございます。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今の答弁ですと、ふれあい収集はパッカー車ではなくトラックで回収されるとの答弁でした。ごみと一緒に収集できるなら、すぐに取り組むことが分かりました。全町のごみステーションについてもこのような可能性を検討させていただきますことを要望いたしまして、次の質問をさせていただきます。

次に、加齢性難聴による補聴器購入への補助制度創設について質問します。

第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に係るアンケート調査に、耳が聞こえにくいことで人と話すことや外出を控えることがありますかという質問をしていただきました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では、65歳以上の方で耳が聞こえにくい人が3割近くを占めています。85歳以上では半数近くで、その中で人と話したり外出を控えている人が11.9%でした。また、介護保険サービス利用者調査結果では、耳が聞こえにくい人が4割を超え、その中で人と話したり外出を控えている人が12.6%でした。

この調査から、介護保険サービスを利用していない方も、年齢が多くなるほど難聴

傾向の方が増え、介護保険サービスを利用されている方は年齢を問わず4割の方が難聴傾向があるということが言えます。人と話したり外出を控えている人が介護保険サービスを利用していない85歳以上の方、また介護保険サービスを利用されている方は年齢を問わず1割以上の割合であるという調査結果が出ています。

人と話したり外出を控えているという難聴の方が、補聴器を付ければ認知症予防になります。また、災害時に防災無線が聞こえにくいなどで情報が不足し命に関わる場合もありますし、このことから聞こえにくい方には補聴器が必要です。

愛荘町内の生活と健康を守る会のメンバーとその支援者が、高齢者の補聴器購入補助制度を求める要望書の署名活動を行ったところ、皆さんの御協力でたくさんの署名が集まりました。

8月23日、会のメンバーが愛荘町役場愛知川庁舎を訪れ、今まで集まった署名623筆を町長に提出しました。私も同席させていただきました。この署名は認知症予防、健康寿命の延伸によって医療費の抑制につながる補聴器購入町補助制度の創設を町に強く要望しています。

会のメンバーは、「署名を集める中でも、『最近耳が遠くなってな、家の者にテレビの音大きいわ』と言われることがあったとか、『夫婦で会話が成り立たなくなり、けんかになる』との御意見がありました。また、『補聴器は高いやん、でも助成してもらえたら考えてみようか』という意見もあります。また、18歳の高校生の男の子ですが、『おじいちゃんと会話したいし、署名するわ』と言って署名してくれました」と、署名活動の中で聞いた町民の声について語られました。

愛荘町も介護予防・認知症予防に力を入れておられますし、多くの署名が集まったことを考えれば、町民が望んでいる施策であると言えると思います。また、近隣でも多賀町、甲良町、豊郷町、東近江市は、難聴者に対する補聴器購入助成の制度を実施しています。

愛荘町でも加齢性難聴による補聴器購入への補助制度の創設を求めますが、答弁を求めます。

○副議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 答弁申し上げます。

高齢者介護に関する調査の中で、聞こえに関する質問を設定し、お困りの方がおられる実情を認知症予防の観点から令和4年度に調査をいたしました。

その結果、身体障害者手帳制度における補聴器の購入、修理費用が一部公費で負担できることについて御存じでない方が、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では62.9%、介護保険サービス利用者調査では76.3%という結果でした。

議員が言われる補聴器の必要な方とは、身体障がい者手帳の交付対象に至らない、耳の聞こえにお悩みの方であると認識しており、コミュニケーションが困難な状況で認知症が進んでいくことは大変懸念するものであり、介護予防を推進する上でも補聴器は重要なツールとなります。

今回の調査結果や近隣市町の加齢性難聴による補聴器購入助成制度の状況、補聴器を使用されることによる認知症予防や介護予防の効果等を総合的に検証し、また災害時対応という重要な観点にも配慮しながら、難聴によりお困りの方の福祉施策の在り方について研究させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問させていただきます。第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に係るアンケート調査に、先ほど質問の中でも言いましたけれども、耳が聞こえにくいことで人と話すことや外出を控えることがありますかという質問をしていただきましたが、その結果についても質問の中で触れさせていただきました。この結果をどのように受け止めるかについて答弁を求めます。

○副議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。人と話すことや外出を控えることがありますかという質問につきましては、愛荘町オリジナルのものでありまして、質問の意図といたしましては、こういった状況になってしまうと、孤独の中で認知症の進行が進むということを懸念してのものでありまして、認知症発祥の予備軍となられる可能性のある方の実態を把握させていただいたと認識しております。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。再質問を続けさせていただきます。補聴器というのは、私もちょっと聞こえにくいので付けてますけれども、難聴が軽いうちに付けたほうが効果が高いと言われていますが、そういう方は、答弁でも言われていましたけれども、身体障害者手帳の対象にはなりませんから、補聴器の値

段が高いのでまだ買わなくても良いとか、とても買えないとか、そういうことで買うのを懸念される場合も少なくありません。私が町民からお聞きしたことなんですけれども、何人かで話していて、1人が話したことを聞いて、面白いことを言うたら周りもどっと笑いますよね。そうやってしても、自分はその人が何を言ったのか分からないから笑えないから、その輪の中に入れないということを言われました。それでその方は、「補聴器の補助制度ができれば買いたい」ということを私に言っていただきました。そういうことで、やっぱりこういうことを聞くと、補聴器購入の補助制度で町民を支援することは、介護予防に貢献できるということは確信します。さきの再質問の答弁も頂きましたし、先ほども答弁の中でも、「介護予防を推進する上でも補聴器は重要なツールとなります」という前向きな答弁を頂いたところなんですけれども、やはりこれ難聴が認知症の原因になることや、また補聴器を付けることが認知症予防になるという認識について、もうちょっと詳しい見解を求めたいと思うんですが、答弁を頂きたいと思います。

○副議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、認知症を中心とした介護予防を推進する上で、補聴器は重要なツールであると考えます。聞こえは、人間が生活する上での重要な身体の機能であり、コミュニケーションを図るといふ家庭内や各種コミュニティ、社会の中でのその人の役割を果たしたり、存在の大切さを発信するために必要不可欠であります。聞こえにくいことが社会からの疎外感や家族との関係性の悪化等を生み出し、孤独の中で認知症が進んでしまうことは容易に想像ができます。このような状況を回避するためにも、補聴器の果たす役割は大変大きいというふうに認識しております。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） もうちょっと再質問させていただきます。すみません。質問の中でも、答弁でもちょっと触れていただけてますけど、災害時に聞こえにくいということは、また聞こえないという方もいらっしゃいますし、聴覚障がい者の方で聾の方とかもいらっしゃいます。こういうことによって、災害が起こったときどのようなことが想定されるのかということについて把握されてる点について答弁を求めます。

○副議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。災害発生時に最も重要となるのが情報収集でございます。いつ起こるか分からない各種災害におきまして、聴覚から得る情報が第一報であることが想定され、避難等の初動に大きく影響いたします。このことは、自分の命、また大切な人の命を守ることにつながります。また、次の段階といたしまして、避難所生活が続くなど、今までと全く異なる環境に置かれるような場合、コミュニケーションが図れないことは集団生活の中で大きな壁をつくり、孤独とストレスを毎日抱えながら生活されることとなります。このような場合、周囲が耳の不自由な方の特性について十分理解できていないことが考えられ、支援したくてもどうしていいか分からない。また、うなづかれた気がしたから理解されているはずと思ったなどと、悲劇的な場面が繰り返されることも懸念されます。聞こえは被害を最小限にとどめるか、また災害から立ち上がることができるか、重要な問題であると認識のほうをしております。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 来年度予算はこれから検討される段階ですし、第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画も来年度から始まります。計画を充実させるためにも、ぜひ来年度予算に加齢性難聴の補聴器購入への補助制度を創設することを要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次は最後ですけれども、第9期介護保険事業計画における介護保険料について質問します。

今年度は第8期介護保険事業計画の最終年度であり、現在、第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定委員会が行われているところです。現在の介護保険料の基準額は月額5,800円です。介護保険料は所得などの条件によって12段階に分かれ、第5段階を基準額としています。

第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に係るアンケート調査では、現在の介護保険料の負担についての問いがあります。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では、65歳以上の方で、「今の負担ならやむを得ない」が、35.1%と3割を超えており、「やや負担が大きい」が29.6%と、「負担が大きい」が16.8%、合わせて46.4%と4割を超え、半数に近い方が負担が大きいと感じています。また、介護保険サービス利用者調査結果では、「今の負担ならやむを得ない」が47.0%と

半数近くを占め、「やや負担が大きい」が19.4%、「負担が大きい」が8.5%と、合わせて27.9%と、3割に近い方が「負担が大きい」と感じています。この結果を見れば、ほとんどの人が介護保険料が今以上に引き上げれば負担が大きくなることを示しています。

介護保険料は向こう3年間に必要になる介護保険料のサービス量を予測してその費用を計算し、そこに第1号被保険者の負担割合を掛けて、調整交付金関係の計算をし、そこから介護保険準備基金取崩額を引いて保険料の総額を算出しています。そこで問題となるのは、向こう3年間の介護保険のサービス量の予測と介護保険準備基金取崩額です。対象となった3年間にその費用が実際に必要であったのかということです。3年間経って、介護保険特別会計が黒字になっている、また準備基金も計画どおりの取崩しが行われていないとなると、3年間に設定した介護保険料は高過ぎたということになります。つまり、町民から介護保険料を余分にもらい過ぎていたということです。それならば、余分にもらい過ぎた分を町民に返金すれば良いのですが、行政は一度も返金の行為をしたことがありません。余ったお金は介護保険準備基金に積み立ててしまいます。

具体的に申し上げますと、第8期計画初年度の令和3年度は3,535万5,475円の黒字、令和4年度においても6,370万2,855円の黒字です。これで計画における介護保険のサービス料の計算が適正であったのでしょうか。

第8期計画では、令和2年度末に5,019万9,325円残高があった介護保険準備基金から、4,000万円を取り崩すとして介護保険料を決定しました。しかし、計画1年目の令和3年度末の現在高は5,984万5,460円、2年目の令和4年度末現在高は6,918万7,460円です。その上、今議会で審議予定の令和5年度介護保険特別会計補正予算（第1号）では、介護保険準備基金積立金に1,963万5,000円が計上されており、令和4年度末の残高にプラスすれば8,882万2,460円に膨れ上がります。4,000万円を取り崩すどころか、令和2年度末残高と比べれば3,862万3,135円も増加しています。

介護保険準備基金の設置目的は、介護保険事業の円滑な運営に資するためです。もうじき9,000万円にも届こうとする基金を運用すれば、第9期計画の介護保険料の引上げを抑えることができます。もらい過ぎていた介護保険料を町民に還元するのは当たり前のことです。

以上のことから、町民にこれ以上の負担を増やさないために、第9期介護保険事業計画の保険料の引上げをしないことを求めますが、答弁を求めます。

○副議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、第1号被保険者の介護保険料基準額を算出するに当たりましては、標準給付費と地域支援事業費を足した計画期間3年間のサービス給付に必要な費用が、保険料の上昇要因、介護給付費準備基金取崩額が抑制要因として大きな影響を及ぼします。

まず、サービス給付に必要な費用の計画値との乖離についてです。算出要素の1つである介護認定率につきましては、令和4年度は少し上昇しましたが、令和元年から令和3年までは減少傾向にありました。また、認定数の内訳では、要支援1が増加し、要介護3は減少するなどにより、計画値と実績の間に差が生じたと考えております。また、健康元気もりもり教室や悠々教室など、地道な介護予防事業の取組の効果が、介護サービス給付費の抑制につながったものと考えられます。

一方、介護給付費準備基金の取崩額の決定につきましては、次回第9期計画での保険料の大幅な引上げを抑制するため、また急な介護保険給付費の支出への対応のため、慎重な対応が求められます。

そのため、次期第9期計画の保険料については、町高齢者介護に関する調査結果を十分考慮しつつ、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会において慎重に御審議いただき決定してまいります。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問をさせていただきます。

第8期介護保険事業計画における初年度の令和3年度では、計画における総事業費は14億7,788万円でしたが、決算では14億6,365万8,271円で、1,422万1,729円の黒字になっています。また、2年目の令和4年度は、計画における総事業費14億9,561万7,000円でしたが、決算では14億5,125万431円で、4,436万6,569円の黒字でした。

第8期は2年間で5,858万8,298円の黒字となりました。先ほどおおまかにこの差異が出た理由というのは答弁の中で言っていたんですけれども、このほかに

というのか、もう少し詳しくというのか、やはりこの5,858万円ぐらいの黒字というふうになってますので、その計画の費用と実際の費用に差異が出た理由ということについて、再度もう少し詳しい答弁を求めたいと思います。

○副議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。計画におけます保険給付費や地域支援事業については、過去の実績から伸び率等を勘案しながら、町の傾向に合った内容となるよう努めているところでございます。今回、議員からお示しいただきました令和3年度、令和4年度計画値金額と実績につきまして、令和3年度では0.96%、4年度では2.97%、2年間では1.97%の差異となっております。このような差異が生じた要因といたしまして、先ほどの答弁でも申し上げました各種健康づくり教室の開催や地域包括支援センターがオリジナルで発行しております脳のトレーニング問題集、また各集落のサロンの実施等によりまして、体の健康と心の健康が維持され、介護保険サービスの利用が抑えられたものと考えております。

高齢者御自身の意識の高さだけではなく、地域の皆様の支えによりまして、コロナ禍という大変な中でも創意と工夫により健康づくりに取り組まれた、町が目指します地域共生社会の在り方ではないのかなというふうに感じているところでございます。

いずれにいたしましても、議員に御心配いただいておりますとおりに、大きなお金を運用する事業でございます。適切かつ慎重に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。もう1つ再質問をさせていただきます。第8期の計画の介護保険料を決定したときは、引下げ要因として約5,000万円の基金から4,000万円を取り崩し、1,000万円ほど残すようにしたのではないかと考えますが、計画の3年目に入って、介護保険準備基金、先ほど言わせていただきましたように、もう9,000万円に近いところになっております。第9期の計画のときは1,000万円残すつもりなら、もっと多額の基金を取り崩すことができ、第9期介護保険料の引下げに役立てられるものと考えます。そして、先ほども答弁いただきましたように、本当に健康寿命の延伸ということで努力されている点、本当に大事なことだと思います。町も引き続き頑張って、町民の皆さんとともに頑張ってほしい

と思うんですけれども、そういういろいろな要素を1つにまとめて、やはり本当に大変だと、これ以上の値上げはもうしてもらいたくないというアンケート結果が出てるわけなんですから、負担が大きいということが出てますので、本当に町民の負担を減らすことができたなら一番いいんですけれども、せめてそれまでも上げないようにしていただけるように、策定委員会でも介護保険料は今後の協議となります。やはり行政として十分に研究していただき適正な提案をしていただかないと、そういう提案というのは行政以外にはできないことだと思います。それについて介護保険の策定委員会では協議されますので、ぜひ適正な提案をしていただくことを求めたいと思いますので、答弁を求めたいと思います。

○副議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。現在、サービスの利用量の推移等を勘案しながら、計画策定委員の皆さんと協議を重ねていくところでございます。その中で、基金の運用についてもお示しさせていただきます。また併せて介護予防等に関する取組も提案していきます。議員に御指摘いただきましたとおり、適切な保険料の算出と、町の実情に合った取組を推進する計画となるよう検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） すみません。これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（河村善一君） ありがとうございます。11番、瀧 すみ江君の一般質問を終わります。

次の質問者は私、河村です。進行上、議長が不在となりますので、別添えの追加議事日程1件を提案します。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、直ちに議題とすることに決定しました。

○副議長（河村善一君） 追加日程第1 仮議長の選任を議長に委任する件を議題に

します。

お諮りします。地方自治法106条第3項の規定により、仮議長の選任を議長に委任したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（河村善一君） 異議なしと認めます。仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

私、河村の一般質問時のみの仮議長を選任します。仮議長は、議会運営委員会委員長である辰己 保議員を選任します。

議長を交代します。

○副議長（河村善一君） 暫時休憩します。5分間休憩します。再開を6時としますので、よろしくお願ひします。

休憩 午後5時55分

再開 午後6時00分

○仮議長（辰己 保君） 休憩前に引き続き会議を行います。

○仮議長（辰己 保君） それでは、私、辰己が、河村副議長の一般質問時のみ仮議長として進行を進めますので、よろしくお願ひいたします。

なお、森野議員が急用のために退席されていることを告知します。

◇ 河村善一君

○仮議長（辰己 保君） それでは一般質問を続けます。10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 10番、河村善一です。一般質問を行わせていただきます。

3つの点について、1つは町の職員について、2つ目は福祉について、3つ目は道路及び河川の整備の進捗状況について、その大きい3問について一問一答方式で行わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

町の職員について。

愛荘町の現在の人口は何人で、それに見合う町職員の適正配置人数は何人ですか。現在勤めておられる職員数は何人で、会計年度任用職員は何人ですか。

愛荘町の人口は、広域あいしょう9月号によると2万1,297人で、男性は1万715人、女性は1万582人、世帯数8,527世帯となっています。昔は、町民10

0人に1人の職員が適正と聞いたことがあります、現在の適正人数は何人ですか。

職員数について、ホームページに令和5年4月1日現在、等級ごとの職員の数公表されており、185人となっております、現在の職員数に間違いありませんか。

職員のうち、専門職の方は何人必要で、その人数は何人おられますか。

適正配置人数と現職員数との差について、必要な専門職人数について、町の見解を求めたいと思います。

また、会計年度任用職員は何人おられるか、その点について答弁を求めたいと思いますので、お願いします。

○仮議長（辰己 保君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

本町で雇用しております正規職員数は定数を196名と定めており、9月1日現在では184名の職員を雇用しております。そのうち専門職であるのは、土木技師、保健師、臨床心理士、社会福祉士、保育士・幼稚園教諭、司書、学芸員等で、計63名でございます。

専門職については応募が少ないために採用に至らないケースも多く、適正な配置となるよう今年度におきましても臨床心理士1名、保健師2名、保育士1名、学芸員1名を募集しているところです。

また、会計年度任用職員につきましては、9月1日現在で198名の職員を雇用しております。

○仮議長（辰己 保君） 河村善一君。

○10番（河村善一君） この点でちょっとお尋ねします。適正人数ということをして196人と、現在の職員数は184人と、196名で採用されることはできるだろうと思うんですけども、この数の差についてお尋ねします。

○仮議長（辰己 保君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

町のほうの定数条例におきまして、定数のほう196名という形で設定をしております。この前の議員の質問でもありましたように、一応その内訳としましては、議会事務局の部分で2名、また町の部局で144名、また教育委員会部局で50名という内訳となっている中で、それぞれの各課の業務がございますが、それに見合う部分で職員の配置をしておるといった状況でございます。そうした中で、196名を超えられ

ないという枠の中で、現在184名の職員で誠意回っておるという状況で、また今後業務が増えることにつきましては職員も増やす必要もございませし、また業務等が効率化できるようであれば、効率化の中で、この196名の中で職員数を回していきたいという考えがございませ。

○仮議長（辰己 保君） 河村善一君。

○10番（河村善一君） 奥野議員が職員数については質問されていますので、次の点について聞いてまいりたいと思ひませ。

滋賀県内で住民がほぼ同数の日野町と、これも聞かれておりましたが、比較して愛荘町を見てみると分かりやすいのでお尋ねしませ。日野町の人口は、令和5年4月1日現在で2万854人、8,670世帯で、ほぼ同数であります。日野町の適正人数は何人で、職員数は何人ですか。会計年度任用職員は何人ですか。日野町と比較して愛荘町の職員採用状況をどのように分析されていますか。見解をお聞かせください。日野町では、人事行政運営状況報告書は平成20年度から令和3年度まで毎年報告されています。そのほかに、彦根市、甲賀市も報告書がホームページで公開されています。愛荘町でも人事行政運営状況報告書を作成しているのか、今後公開されるのかしなひのかお尋ねしませ。ホームページで調べてもなかなかこれが出てきません。だからお尋ねしているということでありませ。お願ひしませ。

○仮議長（辰己 保君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

日野町とのまず比較ですが、日野町では職員定数は250名と、今現在されておひませ9月1日現在の職員数は224名の正規職員数で、299名の会計年度任用職員を雇用されているという状況でございませ。

日野町と比べませと、職員数については正規職員数、会計年度任用職員とも当町のほうが少ない状況ですが、日野町とは町の組織体制や実施業務などが異なる点が多くあることから、単純に数で比較することは適切でないと認識をしておひませ。例えば申し上げますと、公立の保育園、幼稚園、認定こども園の数が、当町の3園と比べ日野町は8園と多いこと、また上水道事業を町直営で運営されている点などでございませ。

当町といたしましませは、不足している専門職の補充や今後の事業量に対応した正規職員の雇用を進めていくこととしておひませ。また、会計年度任用職員につきませ

も各課の業務内容、業務量に合わせて、今後も適正な配置を行ってまいります。

最後に、人事行政運営状況報告書ですが、当町におきましては、ホームページで愛荘町の給与、定員管理等として、そういう名前でホームページで公表しております。これまでから公表しているというところでございます。

○仮議長（辰己 保君） 河村善一君。

○10番（河村善一君） 日野町と比較して約50名近くの人数の差が出ているということでもあります。その人数で行われるということで、十分足りているということであるならば問題ないと思いますけれども、やはり広い意味で負担が多く、人数が少ないのであるならば、そういう見直しも必要ですし、検討も必要ではないかと思えます。また、先ほども言いましたが、人事行政運営状況報告書、ホームページで探すのは非常に難しい、これはグーグルの検索、愛荘町のホームページに入って、検索でこの文字を書いても出てこないんですよ。もうなかなか出てこない。僕もまだ検索していないので、もう紙ベースで欲しいなと僕は思っています。もう彦根市と甲賀市とこの日野町のこの20年から3年はパッと出てくるんですよ。もっとやはり知って、給与体系、あるいは人数はこうだという状況については、もっと議員にも理解して見やすいように、ホームページももっと見やすいようにやっぱりしないと、物すごく何か隠しているように思われるところがあると思いますので、改善を求めたいと思います。

次の質問に行きます。長期欠席されている職員は何人おられますか。

長期に欠席されている職員で90日未満と90日以上で大きく変わると聞いているが、それぞれ何人おられますか。

休暇が90日未満の場合には、休まれている方の仕事を各課でやりくりをされていると聞きます。現在の職員に相当な負担となっていると思われませんが、何か手だてをされているかお尋ねします。

休暇が90日以上の場合には会計年度任用職員を採用するようにされていると聞きますが、その採用状況、その対応はどうなっているのかお尋ねします。

特に長期欠席をなくすための手だてはあるのか、何か考えておられることがあるか、お尋ねします。

○仮議長（辰己 保君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

病気等により、長期の欠席となった場合の取扱いにつきましては、90日未満であ

れば病気休暇、90日以上になると休職となります。9月1日現在で病気休暇職員は1名、休職職員は育児休業を除き5名でございます。

会計年度任用職員の配置につきましては、90日未満である病気休暇時においても会計年度任用職員の配置は可能としておりますが、実際の運用においてはこれまで実績はございません。90日以内で復帰できる職員がいることや、採用までに一定の日数を要すること、また短期間での雇用となり応募が非常に少ないということなどがございます。

また、90日以上病気休職者に対する会計年度任用職員についても、現在は雇用しておりませんが、この場合の会計年度任用職員の雇用につきましても、引き続き関係の所属長と十分協議し進めてまいります。

議員の御指摘のとおり、休暇、休職者が在籍する所属においては、所属長や所属員に負担がかかる状況となっておりますが、業務の見直しや事務分掌の見直しによる業務の平準化、他部署との連携など工夫をしながら対応をしているところでございます。

もとより、病気休暇や休職者を出さないことが重要だと考えておるところでございます。そのためには、業務内容の見直しや適正な人事配置、活発なコミュニケーションなどの組織づくりと、ノー残業デーの設定、有給休暇等の取得の推進、カウンセリングの実施といったワークライフバランスや体と心のケアをしっかりと行い、職員が安心して元気で働ける職場づくりに引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○仮議長（辰己 保君） 河村善一君。

○10番（河村善一君） このことについて、今まで一般質問された多くの議員も質問されていますので、よりこの対応というか、対策はしっかり行っていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。愛荘町における障害者雇用はどうなっていますか。

令和4年版の障害者白書によると、平成31年度末時点での全国の地方公務員（市区町村）の障害者雇用率は2.5%です。このうち、一般行政部門は2.35%、教育部門は3.01%とあります。愛荘町の障害者雇用はどうなっていますか。一般行政部門と教育部門に分けて教えてください。

愛荘町での法定雇用率は達成されていますか。また、今後、障害者雇用率が2.6%から3%、教育委員会にあつては2.5%から2.9%に改められるとされていますが、

それに向けた取組をされているのかお尋ねいたします。

滋賀県統計書による令和2年末時点での滋賀県内での障害者雇用率を見てみると、障害者雇用率が高いのが大津市の2.34%、草津市の2.29%となっています。そのとき愛荘町は2.16%でした。

愛荘町で障がい者を積極的に雇用する考えはあるか、お尋ねいたします。

○仮議長（辰己 保君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

企業や公的機関に義務付けられている障害者雇用の法定雇用率ですが、公的機関の場合は算定の基礎となる職員数に対して2.6%と定めております。

現在の愛荘町における雇用率は、一般行政部局では1.48%、教育部局では1.96%で、全体としまして1.68%にとどまっており、法定雇用率を達成するには全体で現況にプラス2名の職員を雇用する必要があります。

このため、今年度の採用計画では、障害者雇用として正規職員1名、会計年度任用職員1名の募集を行うこととしております。

今後、法定雇用率が令和6年度には2.8%、令和8年度には3%へと段階的に引き上げられていきますので、これを達成できるよう、ハローワークや障害者就労支援事業所等との連携を図り、積極的な雇用を行ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○仮議長（辰己 保君） 河村善一君。

○10番（河村善一君） 企業のパナソニック、あるいはセキスイとかでは、企業で障がい者を専門的に抱えて雇用されているところがあります。また、県とか大きな市町では肢体不自由の障がいの方も積極的に雇用されているように見かけられます。愛荘町では、その障害者雇用の率についても、もっと積極的に雇用し、そういう方の積極的な愛荘町が受皿となってもいいと僕は思うんです。そういう方が愛荘町の職員の中におられることによって、愛荘町の障がい者、あるいは福祉についての感覚というか、そういうものについての思いを、やはり施策の中でも表すべきだと思いますが、もう一度そのことについてのお考えを問うておきたいと思っております。

○仮議長（辰己 保君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

議員おっしゃられますように、自分が就きたい仕事の中で障がいをお持ちの方も、

また障がいを持っておられない健常者の方につきましても、職業を自由に選べる中で、その1つの選択として公務員という職場も1つの選択肢に入れていただくということはとても大切なこととございます。そうした中の影響が、議員おっしゃられるように役場から町内の事業所等への発信が今後できるような形で、また障がい部門を統括していただいております福祉課等も連携しながら、障がい者の雇用等も進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○仮議長（辰己 保君） 河村善一君。

○10番（河村善一君） 次の質問に行きます。

愛荘町の職場が働きやすい魅力ある職場となっているか、町長にお尋ねいたします。

また、新しく職員になっていただく方に、町長はどのような気持ち、期待、声をかけられているかお尋ねします。

○仮議長（辰己 保君） 町長。

○町長（有村国知君） この3年間、新型コロナウイルス感染症の拡大により、ワクチン接種や交付金事業など新たな業務が増大したのみならず、職員自身や家族が感染したり濃厚接触者となったことによるマンパワーの不足、さらには三密を避けることに伴う職員同士の交流の場の激減など、業務推進に大きな制約を受けてまいりました。

このため、上司や同僚に気軽に相談したり語り合うこともままならず、組織全体が疲弊し、心身に不調を来す職員が増え、これにより他の職員に負荷がかかるという状況が今もなお続いていると認識しております。

働きやすい職場とは、良好な人間関係をベースとして、与えられたミッションに対し、自分自身の能力が発揮でき、その成果に適正な評価がされる場であること、またワークライフバランスを実現できる環境であることであると考えております。

DXデジタルトランスフォーメーションの推進や事務事業の見直しにより業務の効率化を図り、労働環境を改善するとともに、組織内でのコミュニケーションを活性化し、明るく活気あふれる職場となるように努めてまいります。これにより、住民の皆様の御期待に、より一層お応えできる行政サービスがお届けできるものと考えております。

また、新しく愛荘町の職員となられた皆さんに対しましては、例えば辞令交付式の折などにも、自分自身の能力を存分に発揮し、愛荘町をよりよい町にするため気概を持って職務に励んでいただくことを期待している旨を、私から直に伝えているところ

でございます。

○仮議長（辰己 保君） 河村善一君。

○10番（河村善一君） ぜひ愛荘町に新しい職員が来るように、魅力あるまちづくりを目指していただきたいと思います。

次の質問をさせていただきます。現在の副町長の任期はいつまでですか。その後の副町長はどうされますかということについてお尋ねいたします。現在の中西副町長は愛荘町に來られて2年半近くとなり、県との約束の3年間の任期を終え、来年3月には県庁に戻られると思いますが、間違いありませんか。そうすると、次の副町長が誰になるかという問題が出てきます。ぜひこの機会に、副町長には愛荘町在住の方の選任を希望いたします。愛荘町のことをよく知り、実践でやっていただける方がおられると思うのですが、町長にその考えはありませんか。お尋ねいたします。

○仮議長（辰己 保君） 町長。

○町長（有村国知君） 現在の中西副町長におかれては、滋賀県の職員を一旦退職され、令和3年4月1日から副町長としての職務を担っていただいております。その任期につきましては、地方自治法第163条において4年と定められており、現在2年5か月が経過したところです。

副町長の職務は、町長を補佐するとともに職員の担当する事務を監督するものであることから、私としては空席の状態で行って行くことは考えておりません。

つきましては、しかるべき時期には新しい副町長の選任同意について、議会にお諮りをしたいと考えておるところでございます。

○仮議長（辰己 保君） 河村善一君。

○10番（河村善一君） 4年と言われているので来年ではないのかもわかりませんが、前回の石田副町長のときは3年でしたので、そのようなことを思いました。愛荘町になってから、ほとんど県から来ていただいているわけでございます。それが悪いということではなくて、やはり愛荘町を知った副町長になっていただくことも大切なことではないか。多くの方から次の副町長は地元からという御意見も聞いておりますので、町長に伝えておきたいと思います。

次の質問に移ります。福祉についてお尋ねいたします。

1つ目、令和5年度が障がい福祉計画第6期と障がい児福祉計画の3年目の最終年度で改定が行われていると思いますが、その進み具合とポイントはどうなっているか

お尋ねいたします。

○仮議長（辰己 保君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 答弁申し上げます。

障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画につきましては、今年度改定を行います。アンケート調査を行い、障がい者福祉施策推進会議で計画策定を進めてまいります。策定のスケジュールといたしましては、9月13日に第1回の推進会議を開催し、アンケート内容を御審議いただき、10月に発送と回収、11月に集計、分析、12月に計画骨子の提示、1月にパブリックコメントを実施、2月末に計画案の承認というスケジュールで進める予定でございます。

次に計画の改定に当たっては、現状の課題を把握し、それを解決するための施策をしっかりと盛り込むことを意識してまいります。

また、ポイントとなりますのは、1市4町で構成している自立支援協議会において、この圏域での課題としてまとめている課題でありまして、児童の放課後デイサービス、障がい者の生活介護・重度の日中活動の場が増えていない、行動障害・重度障害・医療的ケアの必要な方の短期入所枠が少ない、発達障害・医療的ケア児等の専門的助言ができるコーディネーターの設置などの提案があります。

これらは圏域で課題解決に向けて調整を行いつつ、当町においても計画に組み入れていきたいと考えております。

また、今回の計画策定に当たり特に重要視していますが、当事者の方の声であります。アンケートでの拾い上げはもちろんのこと、愛荘町手をつなぐ育成会、愛荘町福祉コミュニティ親の会の方々の声がより届く体制で計画策定を行っております。

以上でございます。

○仮議長（辰己 保君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 福祉計画について、再質問させていただきます。どうしてもコンサルというか、言いなり、丸投げになるのではないかという、今日までそういう点があったかと思えます。しっかりと住民、あるいは障がい者の意見を聞いていただきたいと思えます。

先日来、重症心身障害者を守る全国大会が広島でありました。そのときに、こども家庭庁の障害児福祉課の移行支援専門家の方、あるいは厚生労働省の障害福祉課の専門家の方も来られておりまして、このことを申し上げてお話をしていたところではあ

りますけれども、住民のやはり意見をしっかりと聞いてくださいよと、住民の意見を盛り込んだその計画書にしていくことの必要性を随分述べられていたんです。やはり計画書を作ってもう渡してしまって、こんな計画書を作りなさいのひな型もいいんですけども、もっとやはり計画書に乗らないと、その後の3年間、その計画は予算も絡んできますし、そういうことの必要性は僕はあると思うので、この計画書については十分、住民の方の意見を聞いてやっていただきたいと思いますが、その決意とか覚悟ということを福祉課長に答弁求めておきたいと思います。

○仮議長（辰己 保君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。先ほどの答弁でも申し上げましたが、自立支援協議会、1市4町彦愛犬で構成しているものでございますが、構成員といたしましては、町の各福祉課、それと甲良養護学校、それとサービス事業所等が入っております。そこでの課題というのは、圏域の課題イコール愛荘町の課題というふうにも捉えております。実際、先ほど申しました課題につきましては福祉課長としても懸念している事項が全て入っているなというふうに認識しておりますので、圏域で把握してる課題プラス、愛荘町で障がいのある方に携わっておられる御家族本人の声というのをプラスしてよりよいものにしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○仮議長（辰己 保君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） もう1回このことについて申し述べておきたいと思います。この圏域となると、どうしてもサービスが、言えば、こう言うは何ですが、彦根市は財政が難しい、あるいは他市町はあれだという、圏域になって薄まっていくということのないように、やはり愛荘町が積極的に多くの方の障がいの方のことを考えて前向きに進んでいくということを考えてもらいたいと思っております。どうしても圏域で、何においても圏域で圏域で言われると、障がい者の行く場がなくなる、あるいはそういうようなことのないようお願いしておきたいと思いますが、しっかりと取り組んでいただいていると思いますけど、そのようなことのないようにだけ求めておきたいと思いますが、その覚悟のほどを聞いておきたいと思います。

○仮議長（辰己 保君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。圏域で物事を考えるメリットというのは、それぞれの市町で、例えば施設があったりサービスがあるものを幅広く使

えるというメリットはあると思います。ただ、議員がおっしゃったとおり、どこかの市町の財政のことを考えな駄目な状況が出たりとか、どこかの市町が優先的に使えるような施設が出てしまう、サービスが出てしまうということにつきましては、やはり調整をしながら、皆さんが幅広く使えて、しかも利便性もあるというようなことを検討していきたいというのと、もちろん愛荘町の独自性というのを入れていかなあきませんので、そのことは念頭にしっかりと入れながら計画をつくりたいというふうに思います。

以上でございます。

○仮議長（辰己 保君） 河村善一君。

○10番（河村善一君） 次に移ります。障がい者の現在の人数と今後の見込数、推移はどうなっていますか。お尋ねします。

18歳までの障がい者の方で、養護学校に行かれていまする人数、地元の小中学校に行かれていまする人数は何人おられますか。養護学校及び小中高等学校卒業後の障がい者の行き先について、人数を把握されていますか。本人及び親の希望どおりの行き先となっているか、どのように把握され分析されているか、お尋ねいたします。

○仮議長（辰己 保君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 答弁申し上げます。

養護学校在籍者数につきましては、甲良養護学校小学部10人、中等部7人、高等部14人、愛知高等養護学校5人、滋賀県立聾話学校1人と把握しております。また、町内学校の特別支援学級在籍者数は、小学校42人、中学校19人でございます。

また、卒業後の就労状況につきましては、令和6年3月の卒業予定者は、甲良養護学校2人、愛知高等養護学校3人であり、毎年2月から3月に学校が実施される個別支援会議に出席し、卒業後の進路等を把握しております。当会議の出席者は保護者、事業所、相談支援専門員、担任、進路指導教諭、福祉課となっており、本人、保護者の希望に配慮しながら、よりよい進路選択ができているものと認識しております。

以上でございます。

○仮議長（辰己 保君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次に進みます。7月23日に開催されたラポール秦荘ふれあい広場リニューアルオープンイベントでは、甲良養護学校の卒業生の方々に結成されたDドラファミリーによる楽器演奏があり、お聞きいただいた方々に喜んでいただ

いたのはもちろんですが、演奏された方々も大きな会場で演奏ができ、大変喜んでおられました。

また、イベント会場のテントでは、愛荘町福祉コミュニティ親の会の趣意書とマリーゴールドの花ポットを、参加された多くの方々に配っておられました。愛荘町福祉コミュニティ親の会では、障がいを持つ親同士がいろいろな意見交換を出し合い、障がい者にとって愛荘町が住みやすい町となるよう福祉施策を進めていただくとともに、障がい者自らが行動していきたいと願っています。

その場で出た意見について、大きく3点にまとめましたので、福祉課の意見を尋ねます。

1つは、養護学校及び小中高等学校在学中は将来の見通しは持てたけど卒業後はどうなるのだろうか、先輩方からは卒業したら大変よと聞いたことはあるけど誰に聞けば良いのか、学校任せにせず福祉課も積極的に相談に乗るようにしてもらいたいと願うがどうか。

2点目、子供たちの行ける作業所や生活介護の場所に空きがあるのか、入所できる施設があるのか、お金の心配はないのか、生活できるのか、このことについて現在の現状はどうなっているか、安心できるのかお尋ねいたします。

3点目、他の市町では、施設と市町が連携を取って、作業所、入所施設などを整えています。そのような市町では、障がいのある人はまちの中央に位置した場所、町民のみんなの見える場所で一緒に働いておられました。しかも、10代の方から80代の方までおられて、笑顔で作業されていました。愛荘町でもこのような作業所、入所施設はできないか、今後造る計画はあるのかお尋ねいたします。

○仮議長（辰己 保君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 答弁申し上げます。

まず1点目の卒業時の相談体制についてでございます。

養護学校等の卒業後の生活に対する不安に対し、福祉課では個別に相談対応をしております。また、障がいのある方が自立して日常生活や社会生活が送れるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画等の作成を行う相談支援専門員がステップアップ21などの指定特定相談支援事業所に設置されていますので、必要に応じてその方々とともに個別に相談に応じ、サービスの調整等を行っております。

続きまして2点目の、作業所や生活介護施設の現状について答弁申し上げます。

作業所につきましては、町内にふれあい共同作業所とコスモス共同作業所があり、共に空きがある状況でございます。しかしながら、利用者の数が現在よりも増える場合には、職員体制の整備等が必要というふうにお聞きしております。

生活介護につきましては、先ほど障がい福祉計画の見直しポイントの課題としても申し上げましたが、事業所が増えていないことが圏域全体の課題となっております。また、入所施設につきましては、圏域では彦根学園、かいぜ寮がありまして、障がい支援区分5から6の方が入所されるケースが多くなっています。区分4以下の方についてはグループホームを利用されております。

次にお金の心配についてですが、障害年金1級の方で年間90万円程度、2級の方で77万円程度の給付があります。彦根学園等の入所施設では障害年金の給付の範囲内で利用できますが、グループホームの利用では2級の給付額では十分ではないケースもございます。就労により収入を確保するなど、個々の経済状況に応じた支援の在り方も含め、相談支援専門員等とともに、町としても安心な生活が確保できるよう努めているところでございます。

次に3点目、障害者施設をまちの中心な場所へ設置するということについての御質問について答弁させていただきます。

他市町にある障がい者の大規模施設の1つに、日野町にありますわたむきの里がございます。今年4月に当課障がい福祉係で施設を見学させていただき、施設長の酒井さんから経緯や現状を伺ってまいりました。

その中で印象に残っておりますのは、軽度から重度まで様々な障がいのある幅広い年齢の方が明るく作業に取り組まれていたこと、また民間企業と連携を図り、障がい者の仕事ではなくプロの仕事として納品等されている姿であり、そこから築かれたわたむきの里というブランドの重厚感でした。加えて、重度の方のグループホームも設置されており、生活拠点が充実していることも魅力の1つであると感じました。

以前の一般質問でも答弁させていただきました、あいとう和楽やあいとう福祉モール、今回のわたむきの里において共通しているのは、自分たちで何とかしないといけないという強い意思が原動力となっていることです。行政の力だけでは実現することや、よりよいものにすることは容易ではありません。また、事業を引っ張り運営していく強い社会福祉法人等の存在も大きいと伺っております。

こうしたことから、当町においてこれらを共に考え共に提案できる組織として、保

護者、養護学校関係者、サービス提供事業者で構成された愛荘町福祉コミュニティ親の会の存在は大変大きいものと認識をしております。

現時点において、作業所、入所施設を町として設置する計画はございません。しかしながら、親の会を通して、また当事者の直接の声を丁寧にお聞きし、行政として支援できることについて考えてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○仮議長（辰己 保君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） ありがとうございます。町の保護者の方のいろいろ疑問、悩み、そういう点について、各いろいろについて御答弁いただきました。また、保護者の方々に伝えていきたいと思えますし、まだこの我々の仲間というか、仲間だけではなくて多くの方がおられるけれども、どこに相談したらいいかわからない方々、その方々が多いと思っています。こういう機会を通して、また議会だよりを通して、あるいはそういうことを通して、やはり福祉課と相談して一歩でも前向きに向かっていく、やはり障がい者も明るく生きていくということの示しもしっかりしていきたいなと。先ほど言った障がい者の会でお話しされていたのは、障がい者が自分の家の太陽だと、光だということをおっしゃっていました。そのようにして、障がい者の各家庭はみんな近くでおられると思います。そのことをやはり強く思うと、やはり連携というか、そういうものが大切だと思いますので、しっかりとまた、今、答弁いただいたことを皆さんに伝えていっていただくようお願いしたいと思えます。

次の質問に入ります。障がい者本人及び親の集いの必要性についてであります。

最近、放課後デイサービスの充実により、養護学校の帰りのバスに乗らず、放課後デイサービスの事業所の迎えの車に乗って放課後デイサービスに向かう人が多くなってきました。そのため、障がい者の親同士の情報交換ができていない状態が見受けられます。

以前は、サマーホリデーなどがあり、町の職員の方々、社協の方々、ボランティアの方々の協力を得て、障がい者を社会全体が見守っていたのではないのでしょうか。そこでは、皆が協力し合い、助け合っていました。現在はサマーホリデーがなくなり、障がい者同士の意識もお互いに希薄となりつつあるのではないかと心配されます。月1回でも障がい者及び親がお互いに集まれる場が必要と考えます。

実際に彦根の楽歩では、8家族が週1回程度の集まりを持たれて近況を報告し合っ

ておられます。また、Dドラファミリーでは、音楽の練習を通じて集まりを持っておられます。

今後、障がい者本人及び親が集う場が必要だと考えますが、福祉課長の意見を求めます。

○仮議長（辰己 保君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 障がい者本人や親同士の情報交換は、共通の課題整理ができたり解決策が見い出せる機会となる貴重な場であり、安心感や連帯感等を得て、前向きに物事を考える原動力になるものと認識しております。

しかしながら、社会全体の人と人とのつながりが希薄化し、コロナ禍によりこれが一層加速しました。一方で、SNS等の普及により、いつでもどこでも誰とでも情報のやり取りができ、昔とは違った形でつながることができているという現状もございます。

こうした中でもやはり大切なのは、実際に顔を見合わせ、共に笑ったり泣いたりする中で、お互いの思いを共有しながら、仲間として共感し、思いに寄り添うことであると思います。それには、今の自分の思いを知ってもらえる場が重要であると考えます。

こうした場合は、当事者同士が自主的に集われるのが自然な姿だと思います。その中で、行政としての関わりが必要な部分は支援させていただきたいと考えます。またこうした一連の取組が地域共生社会づくりにつながっていくものだと考えております。

以上でございます。

○仮議長（辰己 保君） 河村善一君。

○10番（河村善一君） 確かに、保護者というか、障がい者の本人、あるいはそういうところでの集まり、それはもう当然必要だと考えておりますので、積極的にそういう集まり、またお知恵も借りて進めていきたいと考えております。

次にまいります。成年後見人制度における現状と今後の見通しについてであります。

成年後見人制度は、障がい者や高齢者など、社会的な弱者と言われる方たちが生まれ育ったなじみの場所や近隣の人たちの中で普通に生活し、人としてのささやかな幸せを求めることは基本的な権利であり、このような権利を擁護するための方策としてあると言われております。

成年後見人制度についての勉強会がびわこ学園の野洲センターであり、参加してき

ました。そこでは、権利擁護として、誰もが生まれながらにして当たり前を持ち合わせている権利を守り支えること、本人が自分で決めることができるように支援し、また代弁していくことの必要性が述べられ、具体的には、嫌なこと、恥ずかしいこと、痛いこと、危ないこと、辛いこと、寂しい思いなどをしなくていい、またはされない、好きな服を来て温かい布団で寝て、好きな時間に食事が食べられる、1人になりたいときには1人になれる場所がある、好きな人とだけ話していただける、嫌いな人とは話さなくていい、自分のお金を自分の自由に使うことができるなど話されていました。今まで、成年後見人のお金の管理をしっかりしていればいいと思っていただけで、成年後見人の権利擁護のためにしていただろうか、反省するばかりでありました。

そこでお尋ねします。障がい者の親で成年後見人をやっておられる方がおられますが、高齢で次は誰で頼んだら良いのか相談したいとおっしゃっていましたが、そんな場合にはどこを尋ねたらいいのかお教えてください。

○副議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、誰もが生まれながらにして当たり前を持ち合わせている権利を守り支えることは、人が生きていく上で最も重要なことであると考えます。

湖東圏域の1市4町では、令和3年4月に彦根市社会福祉協議会の受託となる彦愛犬権利擁護サポートセンターが開設されました。ここでは1市4町にお住まいの皆さんを対象に、認知症や知的障がい、精神障がいなどで、暮らしに関するいろいろなことを自分自身で決めることが難しくとも、成年後見制度を活用して、その人らしく住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、相談等の支援をしています。

所在地は、彦根市平田町の彦根市福祉センター別館1階になります。彦愛犬権利擁護サポートセンターでは、各町への出前相談や制度に関する講演会を開催するなど活発に活動されていますので、お悩みをお持ちの方がおられましたらぜひ御相談いただければと思います。

以上でございます。

○仮議長（辰己 保君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） この後見人制度の、こういうどこへ行ったらいいか、当然、福祉課から御紹介いただけるんだろうかと思うんですけども、なかなか相談できにくいというか、そういう勉強会はどこにあるんだろうかと分からないところがあるろう

かと思えます。今年8月にその後見人の講演会をされたということはあるんですけども、それがその各人の皆さんに伝わっているのだろうかというようなことがあったと思えますので、今後はやはり積極的に、親が高齢、私どもも高齢にもなってまいります。自分の子供、家族、誰に後見人を引き継いでいくかという大きな問題に関わってくると思えますので、そういうときにはこういうところがあるということの紹介をしっかりとしていただきたいと思えます。福祉についてはいろいろと質問させていただいて、ありがとうございます。

最後に、道路及び河川の整備の進捗状況についてお尋ねいたします。

愛知川小学校前の歩道橋についてであります。愛知川小学校前の歩道橋について年度初めに早期着工の要望をしたところ、児童の安全のために夏休みに着工する旨の報告を受けましたが、今なお着工されていません。何故着工できていないのか、今後の工事予定と、いつになったら完成するのかお尋ねいたします。

○**仮議長（辰己 保君）** 建設・下水道課長。

○**建設・下水道課長（羽田順行君）** 答弁いたします。

当該工事は、児童の通学がない夏休みに実施する予定としておりましたが、当初予定していた工法による工事が、現場の状況が変わったことにより見直しが必要となったことから発注が遅れ、現時点で着工ができていない状況であります。このことは、地元区長様にも工事発注が予定より遅れていることを説明しております。

今後の予定ですが、児童の長期の休みに合わせた工事の実施はできませんが、工事期間中は交通誘導員を配置し、通学児童の安全確認を最優先にして早期の発注を行ってまいります。

○**仮議長（辰己 保君）** 河村善一君。

○**10番（河村善一君）** 細かいことを指摘するようではないんですが、何年にもわたっての工事であります。年度当初にもうすぐやるのかと聞いたら、夏休みにやると。この工事については、区長が聞きに行ったから分かったわけで、やはり事前にこの工事はいつやりますよということは、区長にもやはり早く、遅れるんだったら遅れるということを伝えてほしいし、もう既に家が建っていて、そのところにブロックでも敷かれたらもっと工事やりにくいようになっていくと僕は思うんです。そういうようなところについても、やはりもっと早くから地元とも相談し進めていただきたいと思えますが、なぜ、もう1回聞きますけど、遅れたのかお尋ねします。

○**仮議長（辰己 保君）** 建設・下水道課長。

○**建設・下水道課長（羽田順行君）** 御答弁申し上げます。

先ほども申し上げましたが、当初の設計をしたときから家のほうは建築されたというところで、状況のほうが変化しているというところで、少し設計の見直しが生じてまいってきたというのが、その遅れたという大きな理由でございます。先般、担当者のほうとその現場に近接した家屋の所有者ともお出会いさせていただきまして、工事の説明等をさせていただいて、快くまた御協力のほうを頂けるということでお話をほうをさせていただきました。今後は、発注見通しに沿ったような形でしっかりと工事発注ができるよう課員のほうにも徹底を図っていきますし、私自身もしっかり進行管理できるように努めてまいりたいというように考えております。

○**仮議長（辰己 保君）** 10番、河村善一君。

○**10番（河村善一君）** 愛知川小学校のあそこは非常に見にくい場所でもありますので、しっかりと歩道ができますと子供たちの安全にもいいのかなと思いますので、安全のためにもしっかりとやっていただきたいと思います。

2番目、新愛知川の河川浚渫工事についてお尋ねします。

昨年9月の定例会の一般質問で、新愛知川の法面の木の伐採と草の除去についてお尋ねしました。すぐに宇曾川から磯部地先までの浚渫工事はしていただきましたが、残りの磯部・沓掛・市地区までの部分が残っています。

今後早急に工事にかかるように県に強く要望し浚渫工事をしてもらいたいと考えますが、県からどのような報告を聞いておられるのか答弁を求めます。

○**仮議長（辰己 保君）** 建設・下水道課長。

○**建設・下水道課長（羽田順行君）** 答弁申し上げます。

令和4年9月議会でも同様の御質問を頂き、県へ要望し、順次、川の流れに影響が大きいと判断される箇所を優先に伐採いただくことを答弁いたしました。

今年度におきましても、県へ雑木の伐採や草木、堆積土の除去など、引き続き要望を行っております。県の回答としましては、前回と同様、現地確認し、川の流れに影響が大きいと判断される箇所から伐採などを実施される旨、回答を頂いております。

県からは、毎年の予算に限りもあることから全ての区間を浚渫できないと聞いておりますが、早期に完了いただけるよう引き続き要望してまいります。

○**仮議長（辰己 保君）** 河村善一君。

○10番（河村善一君） 次に、上下水道の配管の老朽化による水漏れについてであります。

最近、家の前の中山道の道路に水たまりができ、それを区長を通じて建設・下水道課に見てもらったところ、上水道の配管の老朽化による水漏れによるものと判明し、近年新しく舗装された道路をまくり、上水道の配管を交換し、水漏れは止まりました。新しく舗装する前に分からなかったものなのかどうかお尋ねします。聞くと、上水道の配管の年数による老朽化が進んでおり、今後、配管の交換が必要だとの見解であるとお聞きしますが、今後の工事予定はどうかをお尋ねいたします。

○仮議長（辰己 保君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御答弁申し上げます。

上水道の維持管理につきましては、町の管理ではなく愛知郡上水道事務所の管理であるため、町として把握している同事務所の考え方にに基づき答弁をいたします。

1点目の舗装前に水漏れは把握できないものかについてですが、上水道管の老朽化による水漏れはいつどこで発生するか予測ができません。上水道事務所では、毎年有収率向上のため、給水管内全域において漏水調査を実施されており、漏水が判明すれば早急に修理対応をされています。今回の中山道での漏水については、舗装工事を行う前には把握されていないものであり、舗装後に発生した漏水と聞いております。

2点目の今後の工事予定については、平成28年度に策定された愛知郡広域行政組合水道事業更新基本計画に基づき進められております。水道管の耐用年数は、地方公営企業法施行規則で40年と定められており、給水管内においても耐用年数を超過している水道管が多数存在しているため、優先順位を決めて順次更新される予定と伺っております。

当課が舗装工事をする際には、施工業者に対して漏水がないかを十分確認の上、工事を実施するよう指導するとともに、愛知郡上水道事務所と連携を引き続き図ってまいります。

○仮議長（辰己 保君） 河村善一君。

○10番（河村善一君） 最後の質問になりますけれども、道路の舗装状態についてお尋ねします。

愛荘町の道路の舗装状態はどうなっていますか。以前から住民の方からお聞きしていることですが、最近になっても別の方からお聞きしましたのでお尋ねします。愛荘

町内の道路の舗装状態は悪く、町内の道路を走るとき車の揺れが大きくゆれ、同乗している方も大きく揺られるとのことでもあります。障がい者及び病人への送迎している車では、同乗者に相当な負担をかけているとの意見をお聞きしました。他町を走行している場合、揺れも少なくスムーズに運転することができ、同乗していただいている病人の方、障がいの方の揺れも少ないとのことでありました。

今後、町全域の道路舗装を点検し、道路の凹凸があり揺れの大きい道路は舗装し直してもらいたいと思いますが、舗装をし直す計画はあるのかお尋ねいたします。

○仮議長（辰己 保君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 答弁申し上げます。

当町では、町道の状況を把握し舗装の修繕計画を立てるため、道路面の状況を調査する路面性状調査を平成24年度に町道全線約200キロメートルで実施しました。また、令和4年度には、主要幹線町道約100キロメートルで経年劣化を踏まえた追加調査をしております。これらの調査は、路面の状態を調べる車を走行させ、舗装のひび割れ、わだち掘れ、平坦性等を調べるもので、維持管理指数から定量的に舗装の状況を評価し、修繕につなげるものでございます。

令和4年度の調査結果では、修繕が必要とされる路線は調査延長の約10%となっております。また、劣化の程度が小さく、舗装表面が健全な状態とされる路線は、調査延長の約64%となっており、町内の町道はおおむね望ましい管理水準であるとする調査結果となっております。

令和4年度に調査を行っておりますので、近々再調査するという予定はありませんが、当該調査結果を踏まえ、今後も道路修繕を計画的に進めてまいります。

○仮議長（辰己 保君） 河村善一君。

○10番（河村善一君） そういう意見を聞いておりますので、しっかりと舗装もしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○仮議長（辰己 保君） これで、河村善一君の一般質問は終了しました。

ここで議長を交代します。

◎延会の宣告

○副議長（河村善一君） お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います

す。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

再開は明日 9 月 12 日午前 9 時から本会議を開催します。本日はこれで延会します。大変御苦勞さまでした。ありがとうございます。

延会 午後 7 時 01 分